



222.5
1259m



00033386





I-D-30

池内宏著

滿鮮史研究

第一册世

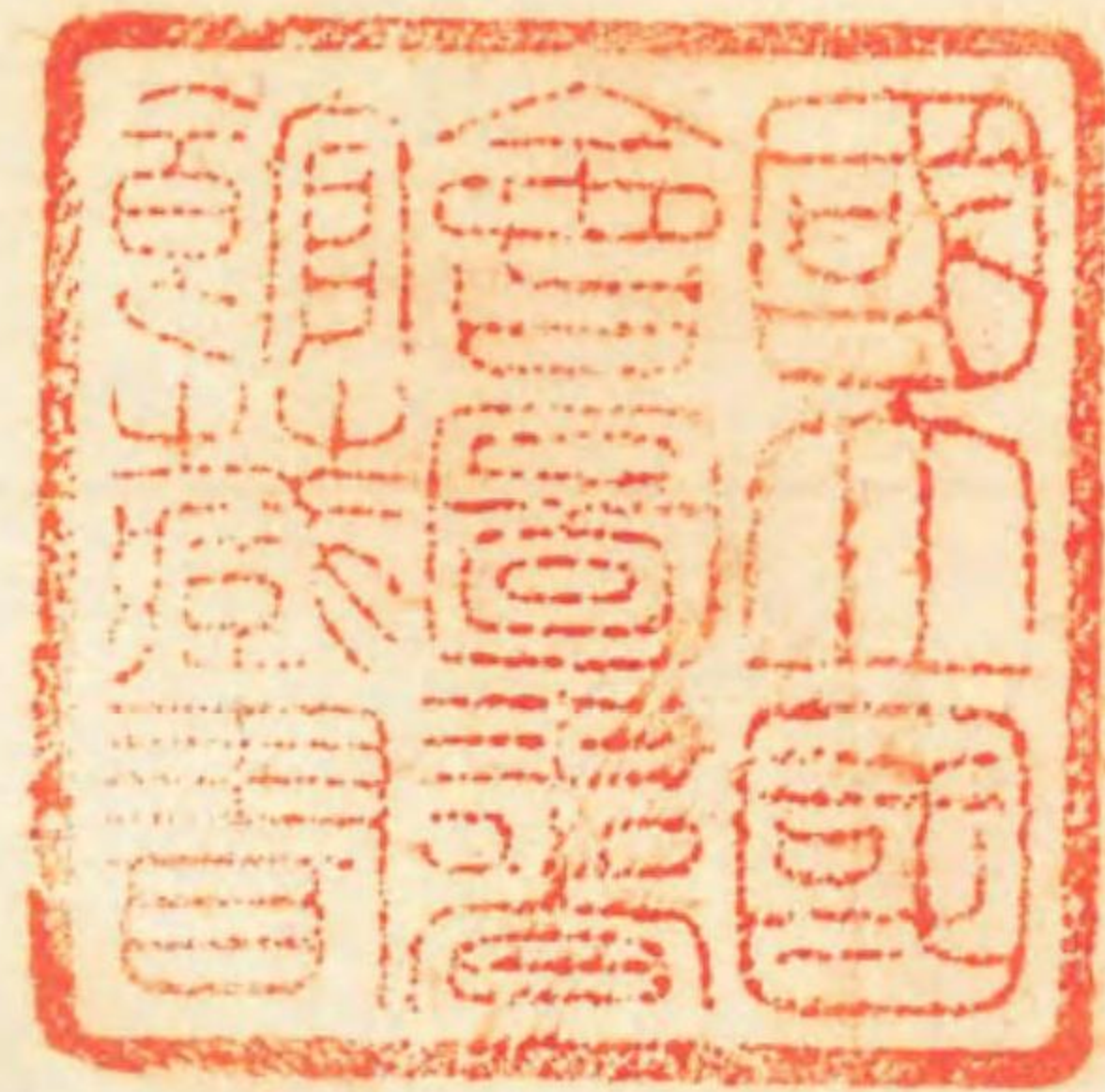
星文館刊



渤海國石燈籠(A版)

222.5 I 259 m

222.5
I 259 m



33386

再版の序

岡書院の好意に依り、岡書院から故藤田豊八博士の遺著「東西交渉史の研究」と相前後して、余の最初の論文集である「満鮮史研究」中世第一冊を公刊したのは、昭和八年の秋であつた。それから九年を経て、昨年の秋に至り、元の岡書院主岡茂雄君の紹介があり、同君に代つて事に當らうとする荻原星文館主の希望で、既に久しく絶版となつてゐるこれ等の兩書を再版に附することとした。それで本年六月、先づ「東西交渉史の研究」二巻が重ねて世に送られ、當年本書の編者の一人であつた余は、これに對して新たに拙序を添へた。豫定の如く其の頃著手せられた自著覆印の作業も、爾來順調に進み、昨今に至つて略、完了しようとしてゐるのであるが、此の場合に於いては、こゝに更めて自ら言はんとするほどのことはない。

たゞしかし、岡書院から發刊した本書の初版が夙く絶版となつてゐたのに對し、其の續篇であり、姉妹篇でもある「満鮮史研究」中世第二冊は、昭和十二年の秋、別に座

右寶刊行會から刊行せられてゐるから、若し購讀者の間に後冊から前冊に溯及しようとして其の希望を遂げ得ない人があるとするれば、今回の覆印は、さうした要求を充たす上に都合がよいのではあるまいかと、心私かに喜ばしく思ふ。なほそればかりでなく、覆印著手の直後、偶然にも文藝春秋社の池島信平君の懇切極まる勧めがあつて、新たに「滿鮮上世史の研究」二卷を發刊することとなり、目下印刷の途上にある。従つて此の覆印は上世中世の聯絡の上に於いても、益々意義あるものとなつた。いづれにしても一般的の讀物とならない余の學術的の論集が、ゆくりなくも版を重ねて世に見えるやうになつたのは、ひとへに學界の進運の然らしめたるところとして、今更ながら喜悅と感謝とを覺える次第である。

初版の誤植は悉く紙型について之を訂した。誤植の檢出は、三上次男君に負ふところが多い。たゞ現在自他の事情の許るさぬものがあり、舊版に對して何等の新しみを與へることができなかつたが、これには自ら淡い不満を感じてゐないでもない。わざとらしくことわるでもないが、卷末には既刊の續篇「中世第二冊」の内容目次を附載した。なほ中世時代の又續篇としての第三冊も、なるべく早い機會

に開版しようと思つてゐる。

再版に際し、萩原屋文館主が十年前の初版本に現はれてゐる余の意を酌み、それに見劣りのせぬやうにと、自ら進んでなみ／＼ならざる努力をせられたことは洵に感謝に堪へぬ。

昭和十八年八月一日

池 内 宏

序

岡書院主茂雄君から滿洲・朝鮮の歴史に關する余の研究論文をまとめて發刊する勸めを受けたのは五・六年前のことであつた。しかし其のころ未ださういふ考がうすく、且つ特別な題目の研究に没頭しつゝあつた余は、すなほな返答をしなかつた。やがて臺北大學教授藤田博士が歿し、藤田家の意を承けて「劍峰遺草」を編した後、更に故人の論文集を出さうとする計畫が起つたので、自分のものに代へてといふやうな意味で岡君にはかつたところ、直ちに快諾を得た。此の論文集の出版には、論文の整理、印刷の校正等、それ〴〵相當の困難があつたが、故人の門弟等の努力と岡君の好意とに依り、東西交渉史の研究上下二卷が當初の計畫通りに完成せられた。其の間約三年、直接間接に事に携はつた余自身としては、おのづから心境に多少の變化を見、一方岡君のと同様なる勸めに接したことも多かつた。いづれにしても無駄にはなるまいといふやうな考もで、舊藁を整理しはじめたのは、

去年九月の初め、暑中の疲勞をいやすべく伊豆の温泉に遊んだ時であつた。さうして歸京の後、まとまらないひま／＼を利用して、業を進め、年の暮るゝころにはそれがつもつて、成書として約三冊のかさに達した。何事も時の流れである。本年三月、藤田博士論文集の下巻の印成を見るに及び、自著について岡君にはかり、滿鮮史研究」と題して、さしつめ中世時代の中から、其の第一冊を出すことゝした。

此の一冊には、主として滿洲に關する論文十三篇を收めた。時代は姑く中世の名の下に、大體遼・金・元三朝の間に限つたが、其の前後にも及んでゐる。排列の順序は時代に從つた。各の論文はいづれも雑誌や報告書等で既に一たび發表したものである。しかし全然元のまゝではない。往々字句を修正したり、段落を更改した外、或は自説を補ひ、或は自ら舊説を棄て、或は他説に服した場合には、それを明かにすべく、新たに「補註」を加へた。さうして卷末に索引を附したから、そこに多少の新しきはあらう。渤海國の石燈籠に關する卷末の一篇「卷頭の圖版については、本書出版中に於ける自己の東京城調査の記念として、印成まぎはに特に書き添へたものである。

中世の第二冊及び第三冊に盛られる論藁は、第一冊と同じ時代の高麗關係のものである。滿洲と朝鮮とは歴史に極めて密接なる關係にあるから、他日拙著の出版が第二冊以下に及ぶならば、それ等は第一冊と腹合せをなすであらう。

昭和八年九月、關東大震災十周年記念の日

池 内 宏

目次

渤海の建國者について…………… 1
鐵利考…………… 15
附說 麗初の僞鐵利…………… 16
遼の聖宗の女直征伐…………… 17
余の遼聖宗征女直考と和田學士の定安國考とについて…………… 17
遼代混同江考…………… 18
附說 一 混同江疎木河の築城について…………… 18
二 遼金時代の撻魯河について…………… 19
遼代春水考…………… 19
附說 涼陞及び泰州について…………… 20
刀伊の賊——日本海に於ける海賊の横行…………… 20
目次…………… 1

目次

金史世紀の研究……………三三五

金の建國以前に於ける完顔氏の君長の稱號について……………四六一

——「金史世紀の研究」補正——……………四六一

金末の滿洲……………五二五

蒲鮮萬奴の國號について……………六四三

元代の地名開元の沿革……………六五一

三萬衛についての考……………六六三

卷頭の圖版について……………六九五

圖版

渤海國石燈籠(A版)……………卷頭

同 上(B版)……………三七六

索引及び附圖

索引……………卷末

附圖第一 鐵利考附圖……………同

附圖第二 混同江附近圖……………同

目次

滿鮮史研究

中世第一冊

目次

| | |
|-----------|----|
| 一、朝鮮半島の歴史 | 1 |
| 二、高麗の歴史 | 15 |
| 三、李朝の歴史 | 35 |
| 四、日韓交渉の歴史 | 55 |
| 五、朝鮮半島の歴史 | 75 |

渤海の建國者について

渤海の建國者に關して、新舊兩唐書の記載に相容れざる相違の存することは、人の能く知るところなり。舊唐書九卷一渤海傳に曰く、

渤海靺鞨大祚榮者、本高麗別種也。高麗既滅、祚榮率家屬、徙居營州。萬歲通天年、契丹李盡忠反、叛祚榮與靺鞨乞四比羽、各領亡命、東奔保阻、以自固。盡忠既死、則天命右玉鈐衛大將軍李楷固、率兵討其餘黨。先破斬乞四比羽、又度天門嶺、以迫祚榮。祚榮合高麗靺鞨之衆、以拒楷固。王師大敗、楷固脫身而還、屬契丹及奚、盡降突厥、道路阻絕、則天不能討。祚榮遂率其衆、東保桂婁之故地、據東牟山、築城以居之。

新唐書一卷九渤海傳に曰く、

渤海、本粟末靺鞨、附高麗者、姓大氏。高麗滅、率衆保挹婁之東牟山、地直營州東二千里。：萬歲通天中、契丹盡忠、殺營州都督趙翻、反、有舍利乞仲象者、與靺鞨會乞四比羽及高麗餘種、東走、度遼水、保太白山之東北、阻奧婁河、樹壁自固。武后封乞四

比羽爲許國公、乞乞仲象爲震國公、赦其罪、比羽不受命、后詔玉鈐衛大將軍李楷固、中郎將索仇、擊斬之、是時仲象已死、其子祚榮引殘、瘡遁去、楷固窮躡、度天門嶺、祚榮因高麗靺鞨兵拒楷固、楷固敗還、於是契丹附突厥、王師道絕、不克討、祚榮卽并比羽之衆、恃荒遠、乃建國、自號震國王。

斯くの如く、舊唐書は大祚榮を以て渤海國の始祖となせるに、新唐書は其の國祚を開きしものを祚榮の父なる乞乞仲象なりとなす。又た李盡忠の死したる後、武后李楷固をして盡忠の餘黨を討たしむ。楷固先づ乞乞四比羽を斬り、後ち祚榮に迫れりとは、舊唐書の傳ふるところなるに、新唐書は盡忠の餘黨に關して特にいふところなく、なゞ彼れの叛せし時、東方に走りて武后の命を奉ぜざりし乞乞四比羽と乞乞仲象とを征せむが爲めに、楷固差遣のことありたりとなす。兩書各傳ふるところを異にし、後人何れに従ふべきかを知らず。されども事實の真相は必ず一なるべし。

先づ舊唐書の記事を批判せむに、契丹の李盡忠の叛せし時、祚榮の乞乞四比羽と共に東方に奔りしこと、其の後李楷固の彼等を征せしこと、は、渤海の建國に聯關

したる主なる事件なるが故に、是等の事實につきては特に明確なる觀念を有するを要す。

舊唐書卷一九一契丹傳に據れば、李盡忠は契丹の人孫萬榮なるもの、妹婿にして、共に唐初より内屬して營州今の朝陽の附近に置かれし契丹の酋長の子孫なり。則天武后の時、營州都督趙翽に侵侮せられたれば、二人遂に兵を擧げて翽を殺し、營州に據りて亂を作せり。營州の陥りしは萬歲通天の五月にして、(一)賊徒の勢盛んなりしかば、唐軍之を征して屢敗れしかども、李盡忠は此の戰亂の半ばに歿せるなり。盡忠の死歿につきては、舊唐書契丹傳に、俄而李盡滅詔盡忠の叛せし時、武后死萬斬〇武后萬榮を改めて萬斬となす、代領其衆、萬斬又遣別帥駱務整、何阿小爲遊軍前鋒、攻陷冀州、殺刺史陸寶積云々と見ゆ。萬榮の冀州を陥れて刺史陸寶積を殺し、は萬歲通天の十月なれば、盡忠の死せしは九月十月の交なるべし。斯くて盡忠死して後も、賊徒は手

1 新舊兩唐書本紀。

2 新舊兩唐書本紀。

強く唐軍に抵抗したれど、翌神功元年六月、萬榮殺され、遂に反亂の鎮定を見るに至れり。

次に李楷固は駱務整と共に賊徒の別將たりしものなり。萬榮の殺さるゝに先だちて契丹軍の大敗せし時、彼等の唐軍に降りしことは新唐書一卷二契丹傳に見ゆ。而して同傳には反亂平定の記事を受けて、

久視元年、詔左玉鈐衛大將軍李楷固、右武威衛將軍駱務整、討契丹、破之。此兩人皆虜丹契善將嘗盡忠の叛犯邊數窘官軍者也。及是有功。

といへるが、李楷固の立てたる戦功につきては、又た舊唐書九卷八狄仁傑傳に、

聖曆三年久視元年：是歲六月、左玉鈐衛大將軍李楷固、右武威衛將軍駱務整、討契丹、餘衆擒之、獻俘於含樞殿。則天大悅、特賜楷固姓武氏、楷固、務整、並契丹李盡忠之別帥也。

とありて、能く上の記事に合ふ。聖曆三年は即ち久視元年にして、李盡忠の叛亂の平定せし後三年のことなり。

さて敍上の事實を腦裡に印して前掲の舊唐書渤海傳の記事を見よ。祚榮の乞

四比羽と共に東方に奔りしは、盡忠、萬榮の營州に叛せし際にあり。而して「盡忠既死、則天命右玉鈐衛大將軍李楷固率兵討其餘黨」云々なる事實は、唯「盡忠既死」とのみありて、盡忠の死は萬歲通天九月十月の交なるべきこと上にいへるが如し、其の後の如何なる時期に起りしか、此の文にては明かならざれども、楷固等の唐軍に降りしは、賊將萬榮の殺されたる少しく以前のことなれば、彼等の出征が、此の叛亂の鎮定したる後なりしは、之を察するに餘りあり。然るに又た其の楷固の出征が、聖曆三年久視元年以前に起らざりしは、狄仁傑傳の他の記事よりして明かに之を推測するを得べし。上に引きたる同傳の前後に曰く、

聖曆三年、則天幸三陽宮、王公百寮咸經侍從、唯仁傑特賜宅一區、當時恩寵無比。是歲六月上ニ引用ス：初、盡忠之作亂、楷固等屢率兵以陷官軍、後兵敗來降、有司斷以極法、仁傑議以爲楷固等並有驍將之才、若恕其死、必能感恩效節、又奏請授其官爵、委以專征、制並從之、及楷固等凱旋、則天召仁傑預宴、因舉觴親勸、歸賞於仁傑、授楷固左玉鈐衛大將軍、賜爵燕國公。

と。初め楷固等の降れる時、彼等は屢、唐軍を陥れたる故を以て、極刑に處せらるべ

かりしに、其の死を宥めしものは仁傑なりき。斯かる事情の存せしより、久視元年楷固等戦功を立つるに及び、則天、仁傑を召して之を賞し、楷固等亦た榮爵を授けられぬ。因つて思ふに、若し是れより先き楷固等の出征して戦功を立てたることありたらむには、仁傑の武后に賞せられしも、亦た必ず其の際にありしならむ。然るに是に至りて其の事ありしを以て之を觀れば、久視元年に於ける楷固等の出征は、彼等の投降以後の最初のものなりしを推斷せざるを得ず。而して上に引きたる新唐書契丹傳の記事に、此兩人皆虜善將、嘗犯邊、數窘官軍者也。及是元年、久視有功といへるも、亦た此の推斷の誤らざるを證するなり。然らば同傳に久視元年楷固等「討契丹破之」となし、狄仁傑傳に「討契丹餘衆擒之」といひ、渤海傳に「率兵討其忠餘黨」とあるは、何れも同一事實を傳へしものにして、是等の三條の記事より得らるゝ斷案は、久視元年楷固等契丹の餘黨を討てりといふことは是れなり。

されども斯くの如きの斷案は、明かに舊唐書渤海傳の前後の記事と矛盾す。何とならば、同傳は楷固が兵を率ゐて盡忠の餘黨を討てりとの事實を説明して「先破斬乞四比羽、又度天門嶺、以迫祚榮」云々と云へり。然かも乞四比羽と祚榮とは李盡

忠の營州に叛せし時、東方に遁走したる靺鞨にして、之をしも盡忠の餘黨となすこと能はざればなり。然らば渤海傳の此の記事は、獨り上の斷案に矛盾するのみならず、傳それ自身に於いても亦た矛盾の事實を傳へたりといはざるべからず。されども更に新唐書契丹傳及び狄仁傑傳の記事を見るに、單に「契丹」「契丹餘衆」を討てりとのみありて、其の契丹の何者なりしかを明言せざるは頗る怪しむべからずや。謂ふに祚榮と乞四比羽とは、もと契丹にあらざれども、李盡忠の營州に叛せし時、其の地を去りて東方に走りしものなれば、彼等が契丹の叛亂に關係あるものとして、時人若くは後人の史筆に登りしは、必ず有り得べきことに屬す。而して契丹の別將たりし楷固等が、其の死を宥められたる故を以て、彼等自身の叛亂と關係ある祚榮及び乞四比羽等を討伐すべき命を受けしは、寔に然るべきことなるべければ、所謂「契丹の餘黨」を以て、實は祚榮及び乞四比羽等を指せるに外ならざるべしと解するは、決して牽強附會にあらざるべし。果して然らば舊唐書渤海傳の記事は、祚榮及び乞四比羽を以て契丹若くは其の餘黨となしたる或る記事——新唐書契丹傳及び狄仁傑傳の據りたるものゝ如き——と、彼等が楷固等に討伐せられし實際の

事實を傳へし他の記事とを結合して成りたるものにして、一見矛盾の事實を傳へし如くに思はるゝは、即ちこれが爲めなるべきなり。斯くの如くにして、余輩は楷固の祚榮及び乞四比羽を伐てゐるは、久視元年にありとの結論に到達す。

舊唐書渤海傳に對する敘上の批判を以て新唐書渤海傳の記事に臨まば、渤海の建國者に關して是等兩傳の間に存する相違は、之を歸一せしむること、決して不可能にあらず。以下其の理由を論述すべし。

李盡忠の叛せし時、乞四比羽と共に東方に奔りしものが乞乞仲象なりしか、或は祚榮なりしか、又た或は比羽、仲象、祚榮の三人なりしか、そは姑く措き、是等營州附近にありしものが、其の都督の殺されたるに乗じて遠く遼東に逃れし際には、唐は叛亂其のものを鎮定するに急にして、斯かる亡命者を追窮するの暇なかりしなるべし。武后が乞四比羽を許國公に封じ、乞乞仲象を震國公となし、且く其の罪を赦ししは、即ち是れが爲めならむ。たゞ此の事たる、獨り新唐書にのみ見え、舊唐書に之を缺けども、げにもと覺ばしき事實なり。新唐書が或る他の材料に依りて其の事實を得たるを知るべし。又た二年に互りて唐軍に抵抗したる盡忠、萬榮の叛亂平

ぎて後は、武后は遂に其の叛亂に際して唐の羈絆を脱せし祚榮及び乞四比羽等を討伐せしめむとしたるなるべく、即ち久視元年に至りて楷固が出征の命を受けたる所以なるべし。さて新唐書が此の事件に關して、楷固は乞四比羽を斬り、又た天門嶺を度りて祚榮を追窮したりとなせるは、全く舊唐書に同じけれども、新唐書には其の敘述の中間に挿まれたる一句「是時仲象已死、其子祚榮引殘虜遁去」ありて、獨り此の句の存するが爲めに、渤海の建國者に關して舊唐書の所傳と著しき相違を認むるなり。然らば祚榮は果して乞乞仲象の子なりしか。

新唐書に所謂祚榮の率ゐて遁れ去れる殘虜は、乞四比羽の殘虜にして、彼れは是等の軍を以て天門嶺を超え來れる楷固を撃ち却け、爾來唐の討伐を蒙ることなく、自ら震國王と號し、遂に睿宗の先天二年に至りて渤海郡王に封ぜられしなり。されば渤海國王として唐の封冊を受けたるものは祚榮なれども、若し新唐書の傳ふる如く、其の父に乞乞仲象なるものあり、李盡忠の叛せし時遼東に逃れ、楷固の討伐

1 舊唐書渤海傳。冊府元龜、卷九六七。

以前數年の間震國公として乞四比羽と共に一國の主宰者たりきとせば、仲象は即ち渤海國の始祖なりといはざるべからず。然るに乞乞仲象は明かに胡言の音譯にして、祚榮は漢語として意義ある文字なり。即ち乞乞仲象は漢語として全く無意義なれども、祚榮は國祚の長久を冀へるめでたき文字なれば、新たに一國を創始したるものゝ名として寔にふさはし。且つ祚榮に次ぎて立てる渤海國の諸王は、何れも武藝、欽茂、華璵の如き支那風の名を用ひ、祚榮には高王、武藝には武王、欽茂には文王、華璵には成王などいふ諡號さへ上つられしに、獨り渤海國の始祖なる乞乞仲象には、何故支那風の名もなく、又た適當なる諡號も附せられざりしか。新唐書の文面に依れば、乞乞仲象は渤海國の始祖なる如くなれども、前後の記事を通讀して思ひを是に致せば、渤海國の諸王は乞乞仲象を以て彼等の始祖となさざりきと推斷せざるを得ず。若し乞乞仲象と祚榮とに父子の關係ありて、李盡忠の叛せし時、營州より逃走したるものが乞乞仲象なりしならむには、彼れの子孫が彼れを以て其の國の始祖と認めざりしが如きことは必ずあるべからず。是に於いてか余輩は乞乞仲象を以て彼れが營州にありし當時の本名、祚榮を以て其の渤海國の基

を開ける後更め用ひし支那風の名なりとなし、仲象、祚榮の實は同一人なるを主張せむとす。而して斯く解する時は、新唐書が渤海の建國に關して傳ふところは、能く舊唐書に符合するなり。

されども新唐書は故なくして乞乞仲象と祚榮とに父子の關係を附したるにはあらざるべし。其の理由を考ふるに、本書は乞乞仲象が乞四比羽と共に東方に走りし時、彼等の據りたる地として大白山の東北なる奥婁河を擧げ、又た彼等の各、震國公と許國公とに封ぜられしをいふ。是等の事實は舊唐書に見えざるところなれば、新唐書の編者が、舊唐書以外の材料を利用したるは疑ふべからず。而して萬歲通天以前、祚榮のなほ營州に在りし當時に於いては、彼れは乞乞仲象として時人の間に知られしかば、彼れの東走に關して史筆を用ひしものは、即ち其の名を以て此の事件を敘せしなるべく、是れぞ後年新唐書の編者に利用せられし材料なるべき。然るに本書の編者は乞乞仲象の實は祚榮に外ならざるを洞見すること能は

ざりしかば、彼れが舊唐書の記事を參酌して新たに渤海傳を綴るに當りては、一たび乞乞仲象と祚榮とを區別したれど、又た其の關係を示さざるべからざるに至りて、必ず苦境に陥れるならむ。「是時仲象已死、其子祚榮引殘痕遁去」の一句は、此の苦境を脱せむがための新唐書の編者の窮策にして、「已死」の二字を以て乞乞仲象を楛固追窮の舞臺より追ひ、其子の二字を以て仲象と祚榮との關係を示し、引殘痕遁去の五字を以て祚榮を新たなる登場人物となし、なり。約言すれば祚榮は即ち仲象の變装して同じ舞臺に現はれたるもの、之に附するに父子の關係を以てしたるは、一に新唐書の編者の杜撰に出づ。¹⁾

渤海の建國に關する新舊兩唐書の記載の相違は、獨り其の始祖のみにあらず。前者が渤海を以て「本粟末靺鞨」となせるに對し、後者が「本高麗別種也」といへるが如き、彼れが大氏の據りたる地を挹婁の東牟山となせるに、是れが桂婁の故地として同山の位置を示せるが如き、進みて攷ふべきもの頗る多し。渤海建國の事情を明かにせむと欲せば、併せて是等の問題に觸れざるべからず。自單說幸に一顧を値せば、仲象祚榮同一人説は、唯、其の一端を攷へたるもの。

餘の問題に至りては、別に論ずる機會あるべし。

大正三年九月稿〔東洋學報、第一號〕

¹⁾〔補註〕渤海史考の著者鳥山喜一氏は、乞乞仲象を營州在住中の名、大祚榮を渤海建國後の名であらうとする專說に對し、too logicalの嫌ひがあるが故に肯ひ難いとせられた(渤海史考、頁三三)。問題は現存する材料をどう解釋するかに存するのであるから、結局見解の相違としておくより外はあるまい。しかし學術上の研究のプロセスが illogicalであるといふのならば、いざ知らず、too logicalであるといふのは、余の了解に苦しむところである。過ぎたるは及ばざるに似たりといふアイロニーでもあらうか。

鐵利考

(附圖第一參照)

第一 鐵利及び之に關する疑問

第二 唐代の鐵利

- 一 拂涅靺鞨の住地
- 二 越喜靺鞨の住地
- 三 黑水靺鞨の住地
- 四 唐代に於ける鐵利の住地

第三 遼代の鐵利

- 一 渤海國の滅亡と其の遺民
- 二 渤海の餘衆と兀惹
- 三 兀惹の分散と鐵利の遷徙
- 四 五國部と其の住地——黑水靺鞨との關係

鐵利考

五 鐵利の故地と生女直

附説 麗初の僞鐵利

第一 鐵利及び之に對する疑問

鐵利は唐代に至りて聞えし靺鞨の一部族にして、拂涅、虞婁、越喜等の諸部族と共に中國に通ぜしことは、唐書卷二九靺鞨傳に「拂涅、鐵利、虞婁、越喜、時時通中國、而郡利、屈設、莫曳皆不能自通……拂涅亦稱大拂涅、開元、天寶間八來、獻鯨、晴貂、鼠白兔皮、鐵利開元中六來、越喜七來、正元(上?)中一來、虞婁貞觀間再來、貞元一來」と見えたる如し。是等の四部族の外には、黑水靺鞨も亦た屢朝貢し、就中其の度數の少なかりしは、虞婁なり。而してすべての靺鞨の朝貢が主として玄宗の朝なる開元、天寶の間に多く、以後の時代に於いて甚だ稀なりしは、冊府元龜一の「一々の記載を檢して亦た之を知るべし。其の事情は唐書靺鞨傳にも上の文を承けて、後、渤海盛、靺鞨皆役屬之、不復與王會矣」といへる如く、武后の時代の建國にかゝる大氏の振國即ち渤海國が、瑚爾哈河の上流域を本據として漸く靺鞨諸族の間に勢力を振ひしが爲めにして、渤海盛時の行

政區劃に於いては、拂涅の故地は東平府として伊蒙、沱黑、比の五州を領し、鐵利の故地は鐵利府として廣汾、蒲海、義歸の六州を領し、越喜の故地は懷遠府として達越、懷紀、富美、福邪、芝の九州を領せしなり。² 又た鐵利は我が奈良朝の時代に於いて天平十八年西紀七渤海人と共に合せて一千百餘人、寶龜十年西紀七復た渤海人と共に合せて三百五十九人出羽國に來著したるが、天平十八年は玄宗の天寶五年に、寶龜十年は代宗の大曆十四年に當る。而して冊府元龜に見えたる鐵利の朝貢は開元二十八年西紀七を最後とするが故に、後六年にして(天平十八年)鐵利の渤海人と共に我が國に來りしは、其の比此の部族の渤海國に服屬したるを示すものなり。斯くして星霜百數十年、唐は亡びて五代の世となり、偶、契丹の興起によりて渤海の國土は此の新勢力の治下に入れり。其の間に於ける鐵利の動靜は全く不明なれど

¹ 卷九七〇—二、卷九七四—五。

² 唐書(卷二一九)渤海傳。

³ 續日本紀、卷一六、三五。

も彼等が依然として特殊の部族を形成したりしことは、遼代の事情を以て之を溯推するを得。即ち拂涅、越喜の如きはいつしか史上に跡を斷ちたれども、鐵利(遼史には鐵驪に作る)は渤海の國都忽汗城の陥りたる時(遼天顯元年^{西紀九二六}正月)直ちに耶律阿保機に服従し、是れより歲時朝貢して遼の末造に至れり。而して此の時代に於いては、開泰^{西紀一〇一〇}の初めより重熙^{西紀一〇三〇}の初めに至るまで前後二十年の間、高麗に對しても亦た屢使聘を通じたりき。なほ文獻通考^{七卷三二}に據れば、開寶五年鐵利の子等より使を宋に遣はし、馬布臘、臍等貢せしこともありしなり。開寶五年は遼の穆宗の保寧四年^{西紀九二九}に當る。

斯くの如く鐵利は前後四百年の久しきに亙り、滿洲方面の一地に據り、唐に通じて其の名を知られ、渤海に屬し、契丹に従ひ、時に或は日本に來り、而して又た宋にも高麗にも通ぜり。其の一部族として存続したる時代は長く、其の通交したる範圍も廣く、又た嘗て佛像、儒書を遼に乞ひて、護國仁王像一軀、易詩書春秋禮記各一部を獲^(遼聖宗開泰元年、西紀一〇一〇)、或は高麗に通聘して曆日を請ひたる^(高麗顯宗二十一年、西紀一〇三〇)事實の傳はれるは、少なくとも其の時代に於いて此の部族が優秀なる文化の享受者たりしを示す。たゞそれは等の一切の關係は、彼等の住地と相俟ちて説明せられざるべからざるものなるに、其の重要な住地の問題は尙ほ問題として遺れるなり。而してこは固より史料の缺乏の然らしむるところ。其の乏しき材料の中より稍注

意すべき一二の事項を捕へて姑く假定説を立てたるものには、我邦疆域考の著者丁鏞が鐵利府の屬州に海州あると、鐵利の王子の宋に貢獻したることあると依りて、鐵利六州既有海州、其地近海、今我豆滿江之北、與彼興開湖〔Khanka L.〕之南、或其地也、其獻臘臍亦一證也^一といへるあり。又た松井學士は、或は鷹鵠(海東青鵠)を遼に獻じ、或は黑水人を遣はして高麗に通聘したる鐵驪の住地は、之を東海に近く且つ黑水の附近に求むべしとて、黑龍、烏蘇里兩江の合流する地方を鐵利府の所在地ならむと推測し、曩日渤海國に關する論著を公けにせられし鳥山學士は上の二説を參考して寧ろ後説に傾けるが如し^二。されども興凱湖(Khanka L.)と豆滿江との

¹ 我邦疆域考、卷五、渤海考。

² 滿洲歷史地理、卷二、頁四五。

³ 奉公叢書、第三編、渤海史考、頁二九四—三。

間の地は即ち綏芬河の流域にして、鐵利の住地に鐵利府の存せし渤海時代に於いて、河畔の Nikol'sk の附近が率賓府の所在地たりしことは、松井・鳥山二學士の論證あり。¹⁾ 此の見動かし難きが如くなれば、丁鏞の説は聽くべからず。又た海東青につきては楊賓の柳邊紀略²⁾に「遼以東皆產鷹、而寧古塔尤多、：：每年十月後、即打鷹、總以得海東青爲主、海東青者、鷹品之最貴者也」云々と見え、此の鳥は必ずしも東海のみの産にあらず。而して津田氏の研究に據れば、顯宗十三年^{遼太平二年、西紀一〇二二年}鐵利國の使者黑水阿夫閉の高麗に來りし前後、頻りに此の國に通聘したる「黑水靺鞨」は、高麗の北境に隣接したる「東女眞」にして、漢史の記載に上れる黑水地方の同名の部族と區別せらるべきものなり。³⁾ されば鐵利府の位置に關する松井・鳥山二學士の推定も論據頗る薄弱にして、亦た吾人を満足せしむるに足らず。要するに鐵利の住地はなほ疑問の裡にありといふべきなり。是れ余がまた此の問題を促へ、茲に卑見を縷説して大方の示教を乞はむと欲する所以なりとす。

されども鐵利に關する一切の材料は、主として彼等の朝貢の事實を傳へし簡單なる記載に過ぎず。それ等の二三を提舉し、之を憑據として直ちに問題の解決を望むが如きは固より既に不可能なり。されば以下余は時代を唐代に限り、先づ其の時代に於ける靺鞨諸族の住地を考へ、之に由りて鐵利のそれを推定し、而して後、論旨を遼代に進めむとす。

第二 唐代の鐵利

一 拂涅靺鞨の住地

既に述べたる如く、鐵利と共に唐に通ぜし靺鞨の一は拂涅なり。此の部族は隋代より中國に知られ、隋書^{卷八}靺鞨傳に、

靺鞨在高麗之北、邑落俱有酋長、不相總一、凡有七種、其一號粟末部、⁴⁾與高麗相接、勝

1 滿洲歴史地理、卷一、頁四一八。同、卷二、頁四四。渤海史考、頁二九三—四。

2 昭代叢書、壬集、卷二〇。

3 朝鮮歴史地理、卷二、頁九〇—三。

4 次に引用する唐書の粟末水は今の松花江の上流に比定すべき魏書(卷一〇〇)勿吉傳の

兵數千、多驍武、每寇高麗中、其二曰伯咄部、在粟末之北、勝兵七千、其三曰安車骨部、在伯咄東北、其四曰拂涅部、在伯咄東、其五曰號室部、在拂涅東、其六曰黑水部、在安車骨西北、其七曰白山部、在粟末東南。

と見ゆ。唐書卷一九二靺鞨傳の記事亦大同小異にして、即ち、

其著者曰粟末部、居最南、抵太白山、亦曰徒太山、與高麗接、依粟末水以居、水源於山西北、注它漏河、稍東北曰汨咄部、又次曰安居骨部、益東曰拂涅部、居骨之西北曰黑水部、粟末之東曰白山部。

とあり。即ち拂涅は隋代に於ける靺鞨七部の一にして、其の住地は粟末、伯咄、安車骨の三部と聯關して隋書の記載に上れるが故に、先づ此の三部につきて一言せざるべからず。

吉林通志卷一は是等の三部の位置を攷定して、粟末部、今吉林府、伯咄部、今伯都訥、安車骨部、今阿勒楚喀、となし、其の理由を説明して、證以今地、松花江舊名粟末水、則吉林、烏拉一帶、爲粟末舊部無疑、粟末之北曰伯咄、今之伯都訥、與金史之部渚濼、皆伯咄之音轉、唐書作汨咄、轉寫之誤也、則伯咄即伯都訥矣、安車骨即按出虎也、地在伯咄之東北、應爲今賓

州、五常兩廳境」といへり。此の比定の當否を攷ふるに、粟末部は隋書に「與高麗相接」といひ、唐書に「依粟末水以居」といへば、吉林、烏拉一帶を以て其の地となすこと、別に異議あるべくもあらず。蓋し松花江の上流域に散居せる靺鞨の諸部落は、汎く粟末部と呼ばれしなるべし。粟末部の北方に在りとせらるゝ伯咄部を以て、方向及

速末水にして、部名粟末は此の河水に由來したるものなるべければ、隋書の粟末部は粟末部の誤りなること固り論なし。

¹ 它漏河は魏書勿吉傳の太魯水、太涂河、唐書卷二二〇流鬼傳の他漏河、遼代の撻魯河他魯河、達魯河と同一河名、大興安嶺に源を發して嫩江の下流に合する今の洶爾河是れなり。嫩江既に洶爾河を入れ、又た松花江を合せて其の本流となる。唐書靺鞨傳が粟末水を以て它漏河に注ぐとなせるは、它漏河の稱を嫩江の下流にも及ぼしたる書きざまにて、同書流鬼傳にも「遣人度那河、嫩江、因居之、或曰他漏河、東北流入黑水」とあれば本書頁五六を見よ、當時の支那人の地理的知識を以ては、它漏河の名稱の範圍は今の洶爾河のみに限られざりしなり。

² 舊唐書卷一九九、下靺鞨傳に「汨咄、安居骨、室等部、亦因高麗破後奔散微弱、後無聞焉」といへる室部は、隋書の號室部の「號」字を脱せしにて、唐書に他の六部を數へ、獨り此の部の見えぬは、偶々之を佚せしなるべし。

び字音の上より今の伯都訥の地方に擬するも、亦た不當と謂ふべからず。松花江（嫩江會流以前の）の東北に拉林河あり。又た其の東北に阿勒楚喀河あり。阿勒楚喀河は金史の按出虎水にして、其中流なる今の阿勒楚喀市の附近は金の興起の地なり。而して伯都訥より松花江を下りて此の地に達するものとすれば、其の方向を東北とするも、大なる誤りあるにあらず。従つて安車（居骨）と阿勒楚喀との比定は又た字音と方向とに於いて頗る妥なり。たゞ五常廳は拉林河の上流にありて、阿勒楚喀河の流域とは其の地域を異にす。彼れ是れ合せて安車骨部となすには從ひ難し（五常廳は後に論證すべき如く余輩の所見を以ては號室部の住地なり）。さて拂涅部の位置は吉林通志の考定によれば、今の寧古塔附近なり。而して其の理由とする所は、今寧古塔城西南八十里古城、俗呼東京城、亦曰佛訥和城、即明佛訥和衛地、與拂涅音近、又在伯咄東、知爲寧古塔地、信而有徵、其北無別部、則固兼有三姓矣、號室部在拂涅東、則寧古塔以東三姓、富克錦以南、皆應屬之」といふにあり。瑚爾哈河の上流寧古塔の附近は、固より特殊の部族の根據地たるに適し、東京城は實に渤海の國都（上京龍泉府）の置かれしところの地なり。されども此の地を以て拂涅の故

地に擬せむとするに當り、佛訥和拂涅の比定を試みしは、聲音の類似に於いて既に妥穩を缺くものあり。而して拂涅若し瑚爾哈河の流域にあらば、隋書は何故序を逐ひて安車骨より方向を示さず、特に伯咄を基點として其の部の東方にありといへるか。且つ唐書靺鞨傳の上に引きたる文を承けて「部間遠者三四百里、近二百里」といへるは、各部の距離の著しく懸絶せざりしを示す。伯都訥と寧古塔との里程は此の記載と相容れざるものあり。されば拂涅を以て寧古塔附近となしたる吉林通志の比定は容易く之を首肯するを得ず。而して拂涅は又た唐書卷二渤海傳九に「拂涅故地爲東平府、領伊蒙、沱、黑比五州」と見え、渤海の盛時其の東平府の置かれし地なり。東平府の所在地は之を寧古塔附近に擬するを得べきか。余は左に其の問題を攷究し、依つて以て拂涅の住地を定めむとす。

遼史卷二を按ずるに、契丹の太祖耶律阿保機は天贊四年西紀九十二月渤海征伐の

1「補註」號室部の住地に關しては、近年此の見を棄て、瑚爾哈河の上流域に擬定せむとする新説を出だせり。そは「勿吉考」に詳かなり。

軍を興し、閏月二十九日扶餘府を圍み、翌天顯元年西紀九正月三日之を抜き、進みて渤海の國都忽汗城即ち上京龍泉府、寧古塔の西南六十清里にある今の東京城は其の地なりに迫れり。九日渤海の老相の兵と戦ひて之を破り、其の夜忽汗城を圍みしに、十二日國王大譚諤降を請ひしかば、翌日軍を城南に駐し、十四日譚諤の降を納れたり。扶餘府は松井氏之を今の農安縣長春の北方の西南遠からざる地に比定す。唐書渤海傳に「扶餘故地爲扶餘府、常屯勁兵、扞契丹」といひ、又「扶餘、契丹道也」とありて、契丹に對する渤海の邊要の地點なりしかば、阿保機は先づ此の城を陥れたるなり。而して遼軍の扶餘府より直路忽汗城に迫りしことは、上の日數に徴して之を推すべく、又た遼史二卷七義宗傳義宗名は倍、字は突欲、阿保機の長子に「天顯元年、從征渤海、拔扶餘城、上保機欲括戶口、倍諫曰、今始得地、而料民、民必不安、若乘破竹之勢、徑造忽汗城、克之必矣、太祖從之、倍與大元帥德光阿保機の子爲前鋒、夜圍忽汗城」とあるに依りても明かならむ。斯くの如くにして扶餘忽汗既に陥り、其の他の渤海の諸城も亦た丹兵の攻伐を蒙れり。しかも遼史太祖本紀は是れより先き阿保機の曾て渤海の境を侵し、事實を傳へず。されども同書天贊三年上の渤海征伐の前年

西紀九五月の條に「是月徙薊州唐の後民實遼州地、渤海殺其刺史張秀實、而掠其民といふ記事あり。遼州は松井氏に依れば今の新民府の東北遼濱塔附近にして、固より渤海國の勢力の及びし地方にあらねば、天贊三年其の地の渤海人が新たに薊州より徙されたる漢人を殺掠したるは、是れより先き阿保機の渤海を侵して其の民を遼州に移置せしことありしが爲めならざるべからず。神冊四年西紀九二月の事實として太祖本紀に「修遼陽遼陽故城、以漢民渤海戶實之、改爲東平郡」——地理志にも、神冊四年葺遼陽故城、以渤海漢戶建東平郡とあり——とあるによりても此の間の事情を察すべし。又た地理志の記事を検するに、遼州を説明して「遼州、始平軍下節度、本拂涅國城、渤海爲東平府……太祖伐渤海、先破東平府、遷民實之、故東平府都督伊蒙陀比黑北五州、共領縣十八、皆廢、太祖改爲州」といへり。遼州其のものに關して「本拂涅國城、渤海爲東平府」なる句あるは、東西處を異にしたる渤海の顯州中京顯德府の治所

1 滿洲歷史地理、卷二、頁四二。
2 同上、頁二五——六。

津田氏（1）によればと遼のその（2）の東方（3）とを混一せしめて、顯州、奉先軍上節度、本渤海
 今（4）の敦化附近（5）といへると同一筆法ならむが、之が爲めに記事の全部を棄つべきにはあ
 顯德府地（6）といへると同一筆法ならむが、之が爲めに記事の全部を棄つべきにはあ
 らずして、嘗て阿保機が渤海の東平府を侵伐し、其の地の民を遼州に移し、ことは
 事實と看るを得べし。因つて想ふに阿保機が其の舉に出でしは、必ず天贊三年五
 月以前にあるべく、即ち彼の薊州より來りし漢人を殺掠したるは、其の時東平府よ
 り移植せられし渤海人ならざるべからず。さて當面の問題たる東平府の位置は
 姑く措き、更に阿保機の渤海を征せし事實を攷ふるに、舊五代史（7）卷三 莊宗本紀、同光
 二年（8）遼（9）年 顯 七月の條に「幽州奏、契丹安巴堅（10）保機（11）阿東攻渤海（12）、九月の條に「幽州上言、契丹
 安巴堅自渤海國廻軍」と見ゆ。——同書（13）卷一 契丹傳には「同光中、安巴堅深著闡地之志、
 欲收兵大舉、慮渤海踵其後、三年、舉其衆、討渤海之遼東」とあれど、本紀同光三年の條に
 かゝる記事なく、五代會要（14）卷二九、にも同光二年の條に「其年七月、又率兵東攻渤海」と
 あるのみなれば、契丹傳の三年は二年の譌なるべし。——而して舊五代史及び五代
 會要到同光四年（15）遼（16）年 顯 正月阿保機復た渤海に寇せりとあるは、前年極月より扶餘
 府を抜きて忽汗城に逼りし既記の事實を傳へしものたり。之を要するに阿保機

は天贊三年五月以前渤海の東平府を伐ち、是の年七八月の交復た其の國を侵し、此
 の征伐が懷遠府（17）越喜（18）鞞（19）の地を抜きたるものなるべきは、次節に於いて同府の所在を明

1 滿鮮地理歴史研究報告、第一冊、頁一二一—三。

2 滿洲歴史地理、卷二、頁二〇。

3 遼史（卷三八）地理志。

4 冊府元龜（卷九九五、交侵）にも「同光二年七月、幽州奏、偵得、阿保機東攻渤海」とあり。

5 資治通鑑（卷二七三）莊宗紀、同光二年七月の條に「契丹恃其疆盛、遣使、就帝（莊宗）求幽州、以處
 盧文進、時東北諸夷皆役屬契丹、惟渤海未服、契丹主謀入寇、恐渤海倚其後、乃先舉兵、擊渤海
 之遼東、遣其將禿纒及盧文進、據營、平等州、以擾燕地、九月の條に「契丹攻渤海、無功而還」とあ
 りて、本書は舊五代史契丹傳に「同光中、安巴堅深著闡地之志、欲收兵大舉、慮渤海踵其後、三
 年、舉其衆、討渤海之遼東、令托諾、盧文進、據營、平等州、擾我燕薊」といへるを二年七月の條に
 係けたり。亦た以て契丹傳の年次の據るべからざるを知る。契丹國志（卷一）太祖紀、天
 贊三年の一條は其の文全く資治通鑑に同じ。國志の撰者葉隆禮は資治通鑑を取れる
 なり。

6 舊五代史（卷三四、莊宗紀）に「同光四年正月、戊午朔、契丹寇渤海、壬戌、契丹寇女真渤海」、五代會
 要（卷二九、契丹）に「同光四年正月、阿保機復寇渤海國」。

かにしたる後にいふべし、翌年極月に至りて大舉扶餘城より忽汗城に迫りしなり。斯くの如く阿保機は最後の打撃を渤海に與ふる以前、此の國に對して兵を動かすこと一再なりき。而して余輩の特に闡明せむと欲するは、其の征伐が如何なる方面に及び、從つて東平府が何處に存せしかの問題なりとす。既に述べたる如く阿保機は最後の渤海征伐に際し、攻圍五日にして先づ扶餘府を陥れ、尋いで忽汗城と其の他の諸府とを平げたり。斯くて長子突欲(倍)を東丹國王として此の地に封ぜし後——忽汗城は此の時天福と攻名せらる——三月二日康默記等を遣はして長嶺府を攻めしめしが、同府の陥りしは八月七日なりき⁽¹⁾。阿保機は長嶺府の陥落に先だちて七月二十七日扶餘府の行宮に病歿せり。長嶺府は唐書渤海傳に「長嶺營州⁽²⁾今の錦州の道也」と見えたるもの、松井氏は滿洲源流考の說に據りて今の英額城の東方なる長嶺子山附近ならむといへるに、津田氏は之に對して新說を立て、阿古只康默記等の攻破したる回跋城を長嶺府の俗稱と見て、今の山城子の附近を此の府の所在地となせり⁽³⁾。余は此の二說の中、後說を以て妥なりとするものなるが、要するに其の地は渾河の上流より輝發河の流域に達する通路に當り、「契丹道」なる

扶餘府が西喇木倫の流域を根據とする契丹に對して渤海國の西邊の要衝たりし如く、長嶺府は遼東、遼西に於ける中國の勢力に備ふる關門なりしなり。されば遼河及び西喇木倫の方面より渤海の内地に侵入せむとすれば、先づ此の兩府を突破せざるべからず。然るに天贊四年十二月阿保機が「惟渤海世讎未雪、豈宜安駐」とて、其の國を討滅するを期するや、是に至りて始めて扶餘府を陥れ、後漸く長嶺府に及びりとせば、其の以前に於ける一再の出兵は主として邊境の攻撃に止まり、未だ嘗て内地に向つて侵入せしことなかりしを想はざるを得ず。果して然らば、天贊三年五月以前阿保機の侵し、東平府の、必ず渤海の邊境にありしを推すべく、之を以て深く寧古塔附近の内地に置くこと能はざるなり。而して遼史⁽⁴⁾を按ずるに、阿保機即位の前年⁽⁵⁾唐天裕三年、十一月の條に「遣偏師討奚霫諸部及東北女直之未附者、

1 一城の攻陥に斯く長日月を費やしたりとも思はれず。康默記等は其の他の諸城を經略し、後、長嶺府に向ひしなるべし(本書頁七四參照)。

2 滿洲歷史地理、卷二、頁四六。

3 滿鮮地理歷史研究報告、第一冊、頁一二八—一三〇。

悉破降之、九年後梁貞明元年、十月の條に「釣魚于鴨淥江」とありて「東北女直」は蓋し嫩江會流以前の松花江の下流に於ける女直を指し、鴨淥江は松花江の此の部分の稱なる鴨子河と同一なること余の既に論ぜし如くなれば、是等の記事によりて阿保機の勢力の早く此の方面に及べるを知り、従つて東平府の所在を同一方面に於ける渤海の邊境に求めむとするは、決して無稽の臆測にあらざるべし。然るに既に述べたる如く東平府は拂涅の地に置かれ、其の拂涅の地は今の伯都訥の附近に擬定すべき伯咄部の東方に在りきとせば、東平府の大略の位置は之を推測するに難からざらむ。遼代の地理を按ずるに、大體今の大榆樹の附近と推考せらるゝ地點に寧江州あり。⁽²⁾當時の黃龍府即ち渤海時代の扶餘府より阿勒楚喀方面に通ずる交通の要路に當り、此の方面の女直に對して黃龍府の前面を防禦すべき重要な城池なりき。されば其の地は渤海時代に於いても必ず意義ある地點なりしなるべく、又た其の方向は伯都訥の東なるが故に、余は此の寧江州を以て東平府の故地に置かれしものとなし、従つて拂涅の住地を此處に擬せむとす。

更に按ずるに冊府元龜に見えたる拂涅の朝貢は、玄宗の開元二十九年西紀七一七を

以て最後とす。然るに其の前年を最後とする鐵利が六年の後には渤海人と共に日本に來朝し、既に其の國に服屬したりし證迹頗る明かなるを以て之を觀れば、拂涅の渤海に歸服したるは鐵利と略同時なりしが如し。而して拂涅の地が果して寧江州の附近なりとせば、此の關係は吾人が鐵利の住地を想定せむとするに當りて豫め念頭に置くべきものならむ。又た渤海に歸服したりし以後の拂涅の動靜は全く不明にして、遼代に入りても更に聞ゆるところなし。たゞ遼代には達盧古部(達盧骨達魯古といふも同じ)といへる女直あり。今の拉林河と鴨子河との間に住し、阿保機の渤海を平げたる時契丹に服せしことは、遼史三卷太宗本紀に「及從太祖阿保機、…東平渤海、破達盧古部」と見ゆ。⁽³⁾因つて想ふに、拂涅の渤海に屬せし後百數十年の間には、此の方面の靺鞨の部族に盛衰ありて、渤海の亡ぶる以前拂涅部は既

¹ 東洋學報、第六卷、第一號所載「遼代混同江考」、頁九一—二二—「本書頁二二八—二三〇」。

² 同上、頁七四—六—「本書頁一九九—二〇四」。

³ 同上、頁一〇二參照—「本書頁二五—」。

に衰へ、之に代りて東平府の近傍に勢力を有せしものは達盧古部なりしならむ。

拂涅の東方に在りといふ號室部は、上に考定したる拂涅の位置を以て之を推せば、大體今の五常廳のあたりなるが如し。⁽¹⁾ 拂涅を以て寧古塔附近に擬したる吉林通志の編者は、寧古塔以東三姓富克錦以南の地方を以て號室部に屬すと考へたれども、此の見解の失當なるは、舊唐書靺鞨傳に「汨咄(伯)安居骨室○號等部亦因高麗破後奔散微弱、後無聞焉」といへる如く、號室が高句麗滅亡の後伯咄、安車骨と共に分散したる部族なるによりても明かなり。況んや三姓以東は後に述べべき如く黒水靺鞨の住地なるに於いてをや。さて又た安車骨部と號室部との分散が高句麗滅亡後の部族の變動に由來したるは舊唐書の傳ふる如くならむ⁽²⁾も、伯咄部も亦た然りきといふは疑ふべく、即ち伯咄部の東方なる拂涅部が少なくとも唐の中世まで存在したる事實に抵觸するが如し。唐書^{卷二〇}東夷傳の末尾を見るに、開元十一年達末婁と共に朝貢したる達姁なる部族を説明して曰く、達姁室韋種也、在那河陰、凍末河(凍)之東と。那河と凍末河とは今の嫩江と松花江とに擬すべきものなるが、那河なる名稱の範圍につきては嘗て津田氏と意見を交換

し、嫩江合流以後の松花江の或る部分にも及べりとする⁽³⁾こと余も亦た同意見なれば、那河の南、凍末河の東といふは、今の伯都訥の地方に當り、達姁の住地は大體伯咄部のそれと一致するが如し。然らば唐初伯咄部の分散したるは高句麗滅亡後の部族の變動とは相關するなく、達姁なる室韋種の其の地に侵入したるが爲めならむか。

二 越喜靺鞨の住地

越喜も開元の初めより鐵利拂涅と相並びて唐に通ぜし部族にして、後、渤海に従ひ、其の地に置かれし懷遠府は達、越、懷、紀、富、美、福、邪、芝の九州を領せりといふ。さて

1 [補註]號室部の住地に關しては、近年此の見を棄て、瑚爾哈河の上流域に擬定せんとする新説を出だせり。そは「勿吉考」に詳かなり。

2 [補註]舊唐書靺鞨傳に所謂「高麗破後」は、渤海の建國を意味するが如し。此の事「勿吉考」にいふ。

3 滿鮮地理歴史研究報告、第一冊、頁五六以下。

舊唐書卷一九渤海靺鞨傳に、

聖厓中、自立爲振國王、○渤海國の始祖大祚榮につきていふ、遣使通于突厥、其地在營州之東二千里、南與新羅相接、越喜靺鞨、東北至黑水靺鞨、地方二千里……

とあるは、振國即ち渤海國の疆域を記るし、ものなるが、南を新羅、東北を黑水靺鞨、といひながら、越喜靺鞨につきては其の方向をいはず。然るに冊府元龜卷九五九、土風一には、

振國本高麗、其地在營州之東二千里、南接新羅、西接越喜靺鞨、東北至黑水靺鞨、地方二千里。

といひ下文に、

編戸十餘萬、兵數萬人、風俗與高麗及契丹同、頗有文字及書記。

とあるも全然同一なれば、是等の記事が其の本源を同じくしたるを知るべく、舊唐書は「越喜靺鞨」の上に「西」字若くは「西接」の二字を脱せしなるべし。即ち上の記事に依れば、振國の西境に住せし部族は越喜ならむと思はるゝが、此の國の疆域につきては、又た唐書卷一九渤海傳に、

渤海本粟末靺鞨、姓大氏、高麗滅、率衆保挹婁之東牟山、地直營州東二千里、南與新羅、以泥河爲境、東窮海、西契丹。

なる文ありて、渤海の西境を契丹となすが故に、或は冊府元龜の記載を信用せざらむとするものあらむ。されども冊府元龜と唐書との記載は、必ずしも同一時代の疆域を傳へしものとなすを得ず。唐書渤海傳に依れば、渤海國の始祖乞乞仲象後に大祚榮といふは萬歲通天の年西紀六營州朝陽より遼水を度りて東走し、やがて震國公に封ぜられしが、後、武后の遣はしたる李楷固の軍を擊破するに及び、乃ち國を建て、自ら震國王と稱せり。楷固の出征したるは聖厓三年五月改元して久視六月以前にして、舊唐書及び冊府元龜卷九六四、封册二には、聖厓中、自立爲振國王とあれば、祚榮の國を建て、振震と號せしは聖厓三年なるべし。而して渤海なる國號は睿宗の先天二年西紀七二月彼れが渤海郡王に封ぜられしに始まる。二然るに上の冊府

1 東洋學報、第五卷、第一號、所載拙稿「渤海の建國者につきて參照——〔本書所收〕」。
2 冊府元龜、卷九六四、封册二。

元龜の記事が特に「振國」として其の國の疆域を示し、又た其の條下に「兵數萬人」とあるは、振國時代の事實を敘したること隠れもなき他の一條——「是月、○先天二年二月封靺鞨大祚榮爲渤海郡王、大祚榮、聖曆中自立爲振國王、在榮州東二千里、兵數萬人、至是先天二年二月遣耶將崔新往册命祚榮左驍衛員外大將軍渤海郡王」——の兵數にも合ひ、且つ舊唐書の編者が上の疆域を聖厓中に於ける祚榮自立の條下に掲げたるを以て觀れば、其の疆域は必ず振國時代のものならざるべからず。次に唐書渤海傳は劈頭其の國の位置、廣袤に關する上の記事を掲げ、乃ち乞乞仲象の東走以下渤海建國の敘述に入れり。而して祚榮自立の條には舊唐書及び冊府元龜に見えたる如き記事なし。然らば其の劈頭に掲げられたる疆域は所謂渤海國のなほ微弱なりし振國時代のものにはあらずして、其の後遂に「海東盛國」となりたる時代換言すれば前後二百數十年の間に於ける此の國の勢力を代表すべき隆盛時代の疆域を示し、ものにはあらざるか。又た記事の内容よりして之を觀るも南は泥河津田氏によれば朝鮮咸鏡南道安邊の傍を流る、南大川を以て新羅と境し、東は海日本海を窮め、西は契丹に接せりといふ其の疆域は、是等の方面に於いて、曾て渤海國の達し得たりし領土の極限なるべければ、亦た以て上の推測の誤らざるを想はしむ。之を要するに

冊府元龜及び唐書の記載は、同一時代の渤海國の疆域を傳へしにはあらずして、前者は建國當初の振國時代、後者は其の勢力の伸張したる隆盛時代のものならざるべからず。

二書の記載を斯く解釋して余輩の特に知らむと欲するところは越喜靺鞨の住地なり。此の解釋によれば、振國時代に於ける渤海國の西境は越喜にして、其の隆盛時代の西境は契丹なるが、越喜の住地は即ち懷遠府の置かれし處、蓋し渤海國は此の部族を征服して始めて契丹と境を接せしなるべく、而しても粟末靺鞨の住せし松花江の上流域は夙く渤海振國の勢力圏内に入れりと思はるれば、越喜は契丹と境を接して其の東方に住せし部族ならむと推測せらる。然るに越喜の故地につきては遼史卷三地理志に「信州彰聖軍下節度本越喜故城、渤海置懷遠府」と見え、松井氏によれば遼の信州は今の懷徳の附近なるが故に、地理志の此の所傳は、能く

1 冊府元龜、卷九六四、封册二。

2 朝鮮歴史地理、卷一、頁三二八。

3 滿洲歴史地理、卷二、頁三一。

上の推測と合ふ。たゞ遼代に於いては頻りに異種の部民を引き來りて之を所在に安置したるが、遼史地理志の編者が其の移植の地名を説明するに當り、之を本の住地に附會せしもの少なからず。前章にいへる如く遼州今の遼瀋塔附近を以て「本拂涅國城」となし、が如きは其の一例なり。されば遼史地理志の記載は妄りに信を措き難けれども、上の場合に於いては唐代の史料を基礎としたる推究の結果にも合ひ、懷徳の附近を懷遠府の所在地とすれば、農安附近の扶餘府、大榆樹附近の東平府に對して其の配置の恰好なるを想はしむるが故に、余は地理志の所傳に依りて大體懷徳の地方を越喜の住地となさむとす。又た地理志を検するに、今の鐵嶺附近に比定せらるゝ銀州遼に屬せし新興縣を説明して「本故越喜國地」といへり。されどもこれは越喜の移植に由來したる例の附會ならむ。

余輩は前節に於いて阿保機の東平府を侵し、を天贊三年五月以前にありとなし、是の年七八月の交彼れが復た渤海を征せしことをいへるが、論旨は主として東平府の所在に入り、後なる征伐の如何なる方面に及びしかは姑く之を不問に附したり。今更其の問題を攷ふるに、此の征伐の翌年（天贊四年）歲將に暮るゝに際して

阿保機の大舉渤海に侵入せし時、扶餘府、忽汗城以下國內の諸城は或は之に降り、或は之に抗せしかば、其の名は多く遼史太祖本紀に見ゆるに、懷遠府につきては更に聞ゆるところなし（東平府も同様なり）。是れ或は天顯元年以前既に契丹の有たりしが爲めにはあらざるか。上に考定したる懷遠府の所在を以て之を推せば、其の必ず然りしを想はざるを得ず。蓋し東平府と懷遠府とは扶餘府と相呼應して渤海の西北境の要衝に位し、就中扶餘府は契丹を扞禦すべく常に勁兵の屯せる重鎮なりしかば、阿保機は先づ前なる二府を略取して扶餘府を孤立せしめ、然る後之を突破して渤海の内地に侵入したるなるべし。果して然らば東平府侵伐の後、扶餘府の攻陥に先だちて起れる天贊三年七八月の出兵は、即ち懷遠府の略取にありしならむ。而して越喜が銀州の新興縣に移されたりとせば、そは亦た此の際のことならむか。

越喜の方位を示し、記事は杜佑の通典卷一八〇にもありて、「安東府」の條に「東至越

喜部落二千五百里、南至柳城郡朝陽の界九十里、西至契丹界八十里、北至渤海一千九百五十里、東南到數字闕里、西南到數字闕里、西北到契丹衙帳一千里、東北到契丹界八十里と見ゆ。此の安東府は本書卷七一柳城郡の條に「東南到安東府二百七十里」といへる安東府と同じかるべく、即ち舊唐書卷八三地理志に「安東都護府在營州朝陽」の東二百七十里と見えたる安東都護府を指したるならむが、柳城朝陽の東南二百七十里の安東都護府を至德西紀五六七以後廢されたる遼西故郡城の安東都護府安東都護府は總章元年西紀八六六始めて朝鮮平壤に置かれし後屢移轉せりとなすべきこと、而して其の所在を今の義州と廣寧との間の或る地點隋代の遼西郡治汝羅に擬すべきことは、共に松井學士の論證あり。⁽¹⁾ 然らば安東府より各地に達する里程と方向とを示せる上の記事は、果して信據すべきものなるかといふに、柳城郡の界を南方となせるも、契丹の界を西方となせるも、渤海を以て北方となせるも、契丹の衙帳に至るを一千里となせるも、當時契丹の衙帳は西喇木倫の流域にありしなるべく、柳城郡の條に「東北到契丹界九十里、契丹衙帳四百里」とあるが正しからむ、皆な其の實を失へり。随つて「東至越喜部落二千五百里」とい

ふも亦た信を措き難きが故に、余は通典の記事に依りて越喜の位置を論ずるところをなさざるなり。

三 黒水靺鞨の住地

黒水靺鞨は貞觀の初めより元和の末に至るまで約二百年の間屢唐に通ぜし部族なり。其の住地は隋書靺鞨傳に「在安車骨西北」と記るされ、唐書靺鞨傳にも「居骨之西北曰黒水部」といへるが、安車骨部の西北は松花江外の地にして、此の方面に靺鞨の部落のあるべき理なく、而して瑚爾哈河の上流を中心とする振國の四至を擧げたる冊府元龜及び舊唐書渤海傳の文に「東北至黒水靺鞨」とあること前節に記るし、如くなれば、西北は東北の謬りならざるべからず。されどもなほ此の方向につきて攷ふるに、隋書靺鞨傳は正しくは伯咄部の東方といふべき安車骨部を其の東北にありとなせり。されば安車骨部の東北といふも實は大體に於いて東方を

¹ 滿洲歴史地理、卷一、頁三八一—三。 頁四〇四—五。

指せりと解するを得べく、随つて振國の東北境をなせる黒水靺鞨の住地の松花江の下流域にありしを推すべきなり。たゞ松花江の下流域にて安車骨部の東方といへば、其の指すところは甚だ漠然たれども、此の方面に於いて必ず或る部族の根據地たりしを承認し得べき地點を擧ぐるとすれば、先づ瑚爾哈河と松花江との會流點なる今の三姓の附近を無視する能はざるが故に、吾人は隋書靺鞨傳の記載に依りて、黒水靺鞨と呼ばれし部族、少なくとも其の部族の一部が三姓地方に住せしを知る。次に唐代の記事を基礎として此の部族の住地を攷ふるに、唐書靺鞨傳に隋代に知られし靺鞨諸部の奔散を記し、而して「唯黒水完彊分十六落、以南北稱」といひ、舊唐書靺鞨傳にも「唯黒水部全盛、分爲十六部、部又以南北爲柵」とあり、又た舊唐書卷一九下室韋傳に「其部落室韋大傍望建河居、其河源出突厥東北界俱輪泊、呼倫泊、屈曲東流、今之又東流、與那河嫩江、今之忽汗河爾哈河、今之瑚合、又東經南黒水、靺鞨之北、池黒水靺鞨之南、東流注于海、唐書卷一九二の同傳に「山外曰大室韋、瀕於室建河、河出俱倫池而東、池水東合那河、忽汗河、又東貫黒水、靺鞨、故靺鞨跨水有南北部、而東注於海」とあり。今の額爾古納河(Argun)に比定すべき望建河、或は室建河を、東流して那河、忽汗河に會す

となせるは、頃者白鳥博士の言はれし如く、唐代の支那人が机上に於いて黒龍江の上源と嫩江とを結合したるものなるが、即ち是等の記事に據れば、黒水靺鞨は忽汗河の河口に近き三姓以東に於いて松花江の沿岸に住せし數多の部落の汎稱なりしが如し。

されども黒水靺鞨の名稱は直ちに今の黒龍江を聯想せしむるが故に、更に他の方面より此の部族の住地を攷ふべし。唐書靺鞨傳を見るに、開元十年靺鞨の酋長倪屬利稽來朝せし時、玄宗は之を勃利州刺史に拜せりといふ。唐書の本傳は「黒水靺鞨」と標出しながら、其の内容は總ての靺鞨の部族に互れるが故に、此の酋長の所屬を知るに由なけれど、冊府元龜卷九三五には「開元十年閏五月癸巳、黒水酋長親屬利稽來朝、授勃利州刺史、放還蕃、勃蕃中州也」とあれば、倪屬利稽は黒水靺鞨の酋長なり。然るに其の後數年、唐は黒水靺鞨の内に黒水府を置き、特に長史を遣はして都督以下の士官を監視せしめぬ。其の事舊唐書靺鞨傳に「開元十三年、安東都護薛泰、請於

1 十二月戊午の條には「黒水靺鞨大酋長倪屬利稽等十人來朝」とあれば、「親」は「倪」の誤りなり。

黑水靺鞨内置黑水軍績更以最大部落爲黑水府仍以其首領爲都督諸部刺史隸屬焉中國置長史就其部落監領之十六年其都督賜姓李氏名獻誠授雲麾將軍兼黑水經略使仍以幽州都督爲其押使自此朝貢不絶と見えたり。さらば黑水府の置かれし事情は如何にといふに是れより先き渤海國に於いては其の始祖大祚榮死し(開元七年)子武藝位に即きしが唐の黑水府を置くに及び弟門藝等を遣はして黑水靺鞨を撃たしめむとせり。舊唐書渤海傳に曰く開元十四年黑水靺鞨遣使來朝詔以其地爲黑水州仍置長史遣使鎮押○靺鞨傳に十三年とあるに對して一年の相違あるが如くなるべし武藝謂其屬曰黑水途經我境始與唐家相通舊請突厥吐屯○吐屯は突厥の官名なり皆先告我同去今不計會即請漢官必是與唐家通謀腹背攻我也遣母弟大門藝及其舅任雅相發兵以擊黑水門藝曾充質子至京師開元初還國至是謂武藝曰黑水請唐家官吏即欲擊之是背唐也云々と。黑水府の建置が本と黑水靺鞨の希望に出でしは是れに依りて之を知るべく蓋し黑水靺鞨は武藝の爲めに征服せらるゝを免かれむとし殊更唐に歸服して其の威力を假らむとしたれば(倪屬利稽の唐に朝して特に勃利州冊府元龜刺史を授けられしは之が爲めなるべし)唐も此の機に於いて遼遠

の部族を羈縻せむとし即ち黑水府を置きて之を統監すべき長史をも發遣したりしなるべし。開元十六年唐が黑水府の都督たる渠帥に姓名李獻誠を賜ひ雲麾將軍を授けて黑水經略使を兼ねしめ幽州都督を以て其の押使となしは黑水部の武藝に撃たれむとして其の部酋の愈益唐に親屬したる結果ならむと察せらる。果して然らば黑水府の置かれし地點も亦た略之を推測するを得む。當時渤海の國都は後には中京顯德府と呼ばれし地に在りて天寶西紀七五二の末年欽茂武藝の子の徙りし上京寧古塔の東南六の西方に直り津田氏に據れば今の敦化附近なるが祚榮の後を承けたる武藝が東北の方面に向ひて疆土の擴張を遂行するに當りては瑚爾哈河の河口に近き三姓の附近は地勢上其の威壓を蒙るべき焦點に位置す。而して黑水靺鞨の住地が振國の東北境をなしたることは冊府元龜と舊唐書とに明記せらるゝところなり。然るに上に述べたる如く此の靺鞨の一部族が武藝の侵略を遏めむが爲めに唐の威力を假らむとしたりとせば其の部族こそは三

姓附近のものならざるべからず。是に於いて余は嘗て箭内學士が「金末に於ける開元城○箭内學士によれば三姓附近」と唐代に於ける黒水府とは、或は略同一地なりしかとも想像せらる（一）といへるに對して、稍確實なる論據を提供し得たりと思考し、黒水府の所在地を三姓附近に擬せむとす。而して其の三姓の地は此の方面に於ける樞區なるが故に、舊唐書に「以最大部落爲黒水府」とあるは上の見解と矛盾するところなし。黒水靺鞨が三姓及び其の東方に住せし數多の部落の汎稱なりしは之に依りても明かならむ。

又た按ずるに、忽汗河を合せて東流する河水は黒水靺鞨の住地を貫ぬくを以て此の靺鞨に南北の稱あること、上に引きたる新舊兩唐書の室韋傳に見え、其の南黒水靺鞨につきては唐書卷四下地理志の賈耽道里記に「至渤海王城、城臨忽汗海、其西南三十里有古肅慎城、其北經德理鎮、至南黒水靺鞨千里」といへり。然らば渤海の王城より北行千里にして達すといふ南黒水靺鞨は何處に之を擬すべきか。先づ德理鎮を攷ふるに、渤海の王城（即ち上京）は寧古塔の西南六十清里に在る今の東京城が其の故址なれば、是れより北行する通路は畢爾騰湖（忽汗海）に源して寧古塔城下を

北流する瑚爾哈河に沿ひたること疑ひなし。而して王城の西南三十里の地として古肅慎城を挙げたる賈耽が、直ちに其の句を承けて「其城○王北經德理鎮」といへるは、亦た德理鎮の王城に近かりしを想はしむ。盛京通志卷一を按ずるに、寧古塔城の西方に德林石あり。同書に之を説明して「城西九十里、自俄莫賀湖東、遶沙蘭站之南、至虎兒哈河、有大石、廣二十餘里、袤百餘里、石平如鏡、孔洞大小不可數計、或圓或方、或六隅八隅、如井如盆、如池、或口如孟、而中如洞、深或丈許、或數尺、中有泉澄然凝碧、夏無蚊蚩、馬鹿羣嬉、名曰德林石、其名義不可解、俗呼黒石甸子○吉林通志卷二二に「又相連有石頭甸子、俗呼黒石甸子」とあるが正らしむ、石縫中魚或躍出、人每得之、甸上草木皆異黃、蒿松即生其處、車馬行其上、如聞空洞之聲、石塊或損、便有水從罅隙出、探之深不可測」といひ、楊賓の柳邊紀略にも「寧古塔西八十里有大石、曰德林、天東小記作鳥黑法喇、在萬山中、廣二十餘里、袤百餘里、其平若砥、色或青或黒、或紺、或若龜文、或若羊肚、又復嵌空玲瓏、馬蹄蹙蹙然、若行鼓上、而曲池橫沼、志所稱如井如池者、莫不凍魚鼈焉」といへり。是れ即ち千八百七十一年此の地に來りし Com-

sul Adkins が Plain of Stone と名づけしものにして、其の詳細にして且つ學術的なる説明は、所謂徳林石の何物なるかを明かにせり。Adkins は曰く、地形の然らしむる所として湖水を湛ふるには閉然する所なき其の廣大なる盆地は、西北の山地より來れりと覺ぼしき溶岩の流れに浸されたることあり。水の溜りて沼地をなす處に、今ま尙ほ凝結したる溶岩の廣き區域に互りて一團をなせるを見る。火山作用の特徴の歴然として之に残れるは、記録にさへ傳はり得べき時代の噴火によりて生ぜしものなればなるべし。通路は此の Plain of Stone の北邊を過ぐ。其の間約三哩なり。見渡す所、岩面平坦ならずして起伏常なし。此處には、溶岩の表皮の内部に陥ち込み、凸凹ある絶壁もて深き堅坑をなせるがありと見れば、彼處には、鬱積したる瓦斯の漏れ出で、叢立つ圓錐形の岩塊に其の名残を留むるあり。されども Plain の南部に於いては其の岩面に定形なきこと、嘗にこれのみにあらずして、龜裂罅隙は人目を驚かしめ、岩塊到る處に散亂したれば、歩を運ばむこと固より難し。土壤の堆積したる處には、矮小なる灌木、長大なる種類の草も生ひたり。此の Plain は周回六七十哩にして、寄せ來りし溶岩の源は西北一百哩の山地にありしが如し。

清澄なる水を湛ふる湖水あり、Pitken [畢爾騰] とす。長きに就きて之を測れば、南北六哩、東西二十哩なり。是れより發する Hurka [瑚爾哈河] は Plain of Stone の南界を爲す。想ふに此の湖水は曾て彼の龜裂を岩面に生ぜしめたる噴火の中心なりしならむと。斯くの如く徳林石は奇狀異觀を呈せる巨岩にして、畢爾騰湖及び其の出口に近き瑚爾哈河は是れが南界をなし、黒石甸子より沙蘭站を経て寧古塔に達する通路が其の北邊を走れることは、盛京通志の記載と Adkins の言とに依りて明かなれば、東京城より北行する通路は此の「石原」の東方を過ぐべきなり。又た金史^{七卷六} 烏春傳を見るに、烏春の遼使に答へし言を記して、「徳隣石之北姑里甸之民、所管不及此」といへるが、此の徳隣石が盛京通志の徳林石に外ならざるは、大清一統志の編者の既に指摘したるところにして、松井學士も亦た之を認めたり。⁽²⁾而して烏春傳の文は金史世紀の記事と共に、金初、古老の間に傳はりたる金の祖先に關す

¹ H. James, *The Long White Mountain*, pp. 366-367.

² 大清一統志(卷四五)吉林、山川。滿洲歷史地理、卷二、頁一六七。

る事蹟を太祖の從弟勗五穆宗盈歌の野第等の録せしものなるべければ、¹⁾盛京通志の編者が其の義を解すべからずとなしたる徳林石は、遼代若くは其の以前より斯く呼ばれしものなりしなり。さて渤海の徳理鎮は松井學士の説に依れば、今の三姓と相對して瑚爾哈河の左岸に存せし明代の幹朶里站到比定すべく、徳理は即ち幹朶里の省略なるべしといふ。²⁾されども幹朶里は明初に至りて知られし部族名にして、元の幹朶憐萬戸府こそ其の名を之に得たりと見るを得べけれ、遼金時代に於いては未だ聞えざりし部族なれば、此の比定は甚だ危ふし。然るに遼代に於いて既に徳隣石と呼ばれし確證ある彼の Plain of Stone は、渤海の上京より北行する通路の西方に横はりて、亦た必ず人目を惹くべき奇異なる巨岩なり。而して徳隣と徳理との聲音の類似は固より之を否み難し。是に於いてか余は賈耽道里記より推測したる徳理鎮の位置——換言すれば肅慎古城と共に渤海の王城に近かるべしとなしたる其の推測をも考慮の中に加へて、徳理鎮は即ち徳林石ならむと推斷す。たゞ此の比定に對しては、或は鎮を以て石となすを不可なりと難ずるものもあるべく、或は徳林石若くは寧古塔の附近に徳理鎮の所在を究めむとするものもあら

む。されども渤海國に於いては五京の外に十五府ありて、何れも要衝の地點に置かれし如くなるが、別に鎮城の存在したりしことは唐書渤海傳に見えず。而して所謂挹婁の故地なる定理府は寧古塔附近に配置すべきものならむと思はるれば、他に特別なる鎮城の存在を認め難きに似たり。又た余は渤海時代に於いて徳林石に鎮名の附せられしを怪しまず。蓋し徳林石は雷に外觀の奇異なるのみならず、廣二十餘里袤百餘里(即ち Adkins の周回六七十哩)の巨岩にして、偶、上京の北方に位したるが故に、百事唐風の模倣者たりし渤海人によりて其の國の山鎮に擬せられたるものなるべければなり。果して然らば徳理といふは渤海人が國都の北鎮に與へし美稱にして、固より漢語なるべく、徳隣・徳林は渤海滅亡の後其の字音の轉訛したるに外ならざらむ。徳林石の土名は吉林通志二卷二に「徳林石、土人曰徳林倭赫、倭赫國語謂石也」と見え、倭赫は滿洲語 *welhe* の音譯なるべし。³⁾盛京通志の編者が

¹ 金史(卷六六)勗傳參照。

² 滿洲歷史地理、卷一、頁四三〇。

³ W. Grube, *Die Sprache und Schrift der Jüen*, p. 102.

「其名義不可解」となせるは徳林の二字を土語にて解釋せむとしたるが爲めなり。

さて渤海の徳理鎮を徳林石なりとする上の論證に誤りなくば賈耽が渤海の國都より北、徳理鎮を経て至るといへる南黒水靺鞨は、瑚爾哈河に沿ひたる通路を下りて先づ到達すべき黒水靺鞨の部落を指したるものなるべく、從つて其の南黒水靺鞨は三姓附近のものならざるべからず。たゞ其の行程が賈耽によりて千里とせらるゝは、四百清里にも満たざる東京城三姓間の里程に對して甚しき懸隔あれども、道里記の里數には往々信を措き難きものあれば、北黒水靺鞨の地を混同江外に置かむとしたる吉林通志の編者さへ疑つて以て、今道里紀云、北經徳里鎮、至南黒水靺鞨千里、由今寧古塔北行千里、則已在混同江外、爲北黒水部地矣、何處更容南部耶、疑千里字有誤²⁾といへる如く、千里の行程には拘はるを要せず。又た余が斯くの如く道里記の南黒水靺鞨を其の文面に據りて直ちに三姓附近の部落ならむと推定したるは、黒水靺鞨の住地に關する既述の論證を基礎としたるが如くなれども、實は必ずしも然らずして、瑚爾哈河の松花江に合流する附近が黒水以外の或る部族の住地たりしを立證し得ざる限り、徳林石を經由して到るといふ南黒水靺鞨に對

しては、固より此の地方を閑却すること能はざるなり。換言すれば道里記の文は亦たそれ自身に於いて、黒水靺鞨の一部を三姓地方に置かむとする余輩の推定を助くるものなり。

以上論ぜしところは、唐と特別なる關係を結び、渤海とは直ちに境を接せし黒水靺鞨の一部を、三姓よりも遠き地方に置くべからずといふにありて、即ち此の部落の西境を推定したるものなり。其の東境に至りては之を明かにするに由なけれど、十六落に分れて南北の稱ありといへば、蓋し富克錦鄂里米(Oleni)等の地方を包含して松花江と黒龍江との會流點の附近にも及びしなるべく、なほ此の範圍につきては遼代に於ける五國部の位置を論ずる條下にいふべし、明初に移闡豆漫(三萬戸)と並べ稱せられたる幹朶里、火兒阿托溫の住地を以て之を推せば、瑚爾哈河の下流の兩岸に據りたるものは南黒水の有力なる部落にして、屯河の流域に住せしも

1〔補註〕徳里鎮の所在は寧古塔附近なるべきも、之と徳林石との比定は自ら顧みて妥穩を缺くの嫌ひあり。今ま取り消す。

2 吉林通志、卷一〇。

のは北黒水の筆頭に位したりしなるべし。されば賈耽の所謂南黒水靺鞨は松花江の南岸に散在したる諸部落の中、殊に三姓附近のものを指せりと解するが至當ならむ。

黒水靺鞨の住地を推究して上の如き論結を得たり。若し此の考察に誤りなくば、其の地を貫流する松花江は即ち黒水ならざるべからざるが故に、唐代の黒水を今の黒龍江に擬せむとする普通の見界に對しては、余は其の不當なるを思はざるを得ず。又た唐書^二卷^{二〇}東夷傳を見るに、其の末段に「達末婁自言北扶餘之裔、高麗滅其國、遣人度那河、因居之、或曰他漏河、東北流入黒水」といへり。那河と他漏河とは大體今の嫩江と洶爾河とに比定すべきものなるが、唐人が其の土人より得たる知識によりて他漏河の稱呼を適用したる河水は、今の洶爾河の下流の滙して塔爾渾湖(Tala-khungs)となり、而して嫩江に合するまでの部分のみにはあらず。那河の名稱が嫩江及び東流松花江の一部に適用せらるゝと共に、同じ水流の亦た它漏河(他漏河)と呼ばれしことは、唐書靺鞨傳に「其著者曰粟末部……依粟末水以居、水源於山太白西北注、它漏河」とあるにて明かなり。されども本來の他漏河は今の洶爾河なる

べければ、其の名稱の適用せられし範圍もあつたから限りありて、遙遠なる黒龍江のあたりに及べりと見るが如きは固より不可能たるべし。従つて他漏河の流入するといふ黒水は亦た三姓附近の松花江を指したるものならざるべからず。たゞ或る河水の下流が他の名稱を有する河水なるを示すに當り、「流入」の文字の用ひられしは一見事實に矛盾するが如くなれども、それは必ずしも然らず。黒水は黒水靺鞨の住地として隋代より知られし河水にして、部族と水流の間に離るべからざる關係あるものなれども、他漏河は則ち然らずして、全く別方面に存する河水なり。されども實際の地理に於いては上流下流の關係あるが故に、唐人は又た土人より得たる知識によりて彼れと是れとを結合せり。他漏河を以て黒水に流入すとさせるは、それ等の水流に關する知識の階段を暗示するものといふべきなり。之を要するに唐代の黒水は三姓以東の松花江を指したること殆んど疑ひなければ、他

¹ 本書頁三四—三五及び滿鮮地理歷史研究報告、第一冊、頁五六—五九參照。
² 本書頁二三註第一參照。

漏河なる名稱の及びし範圍は嫩江合流以後の松花江の一小部分に過ぎざるべければ、なほ其の間に多少の間隙を認めざるを得ず。而して其の水流に如何なる稱呼が適用せられしかは記録に之を徴し難し。されども隋書靺鞨傳に粟末伯咄安車骨黑水等、松花江の上流中流を通じて其の近傍に住せし部族を順序に従ひて列擧したるは、隋人が其の部分の水流に對して一貫せる知識を有せしを暗示す。唐代の支那人は此の知識を繼承したるが、粟末水の範圍を粟末部と呼ばれし部族の住地のみには限らず、所謂「注它漏河」として嫩江合流以前の松花江の全部に適用したるを以て之を觀れば、亦た其の東流して黑水に合する部分の粟末水たることを默認したりしなるべし。而して斯く默認したると共に、又た一方には他漏河を以て黑水に入るとなせるが如き記事の存するは何ぞや。そは蓋し黑水の上流を以て總て粟末水なりとする本來の觀念とは關係なく、特殊の機會に於いて土人より聞知したるところを録せしものならざるべからず。東夷傳の末段、流鬼次節にい、僂羅朝鮮全羅道濟州島、達末婁津田氏によれば、今の達姤へり等の朝貢を雜載したる達末婁の條下に其の記事あるを以て之を知るべし。

さて冊府元龜卷九七に據れば、黑水靺鞨の連年唐に通ぜしは玄宗の天寶十一載西紀七以前にして、其の後に於いては憲宗の元和十年西紀八一たび來りしことあるのみ。されば元和の朝貢は之を特例と見るを得べく、而して渤海王大欽茂武藝の子の今の敦化附近(中京顯德府)より寧古塔の西南東京城(上京龍泉府)に徙りしは、天寶西紀七五の末年なるが、唐會要卷九は黑水靺鞨に關して「其拂涅鐵利等諸部落、自國初至天寶末、亦嘗朝貢、實は開元の末或隨渤海使而來、唯郡利莫曳皆三兩部未至、是等の部族にふつき及渤海浸強、黑水亦爲其所屬」といへり。即ち是等の事實を綜合して考ふれば、武藝の時より既に渤海の威壓を蒙り、殊更唐に親屬せざるを得ざりし黑水靺鞨は、欽茂の都を東に遷し、頃より遂に渤海に服屬するに至りしなるべし。又た黑水府につきて考ふるに、開元十四年西紀二六唐の此の府を置きて長史を遣はすや、武藝は之を以て黑水唐家と通謀し、腹背我れを攻むるものとなし、弟門藝をして黑水を撃たしめむとす。時に門藝は「黑水請唐家官吏、即欲擊之、是背

唐也」として、其の不可なる所以を力説したれど、武藝聽かず。門藝兵を率ゐて境に至り、又た上書して固諫したるに、武藝怒り、從兄大壹夏をして門藝に代りて兵を統べしめ、門藝を徵して之を殺さむと欲せしかば、門藝遂に其の衆を棄て、問道より唐に奔れり。武藝屢上書し、門藝を執へて之を殺さむとしたれど、玄宗許さず、務めて門藝を庇護す。開元二十年^{西紀七}武藝の水軍を遣はして登州に寇せしむるに至りしは、是れが爲めにして、唐は新羅に出兵を命じ、渤海の南境を攻めしめたり。武藝怨みを懷きて已まず、刺客を洛陽に送りて門藝を刺さしめしが、門藝之と格ひて死せざるを得たりき⁽¹⁾。謂ふに武藝兄弟の反目したるは、黒水府の建置以前よりのことなるべく、開元の初めまで質として長安にありし門藝は、其の反目の故を以ておのづから心を唐に寄せ、唐の威力に抗して黒水を撃たむとする武藝の行動にも反對したりしなるべし。而して門藝の唐に奔りし後、武藝の黒水を撃ちしや否やは全く不明なれども、唐が黒水の擁護に努めしことは、開元十六年黒水府の都督たりし黒水の首領に雲麾將軍を授けて黒水經略使を兼ねしめ、幽州都督を以て其の押使となしたるにて之を知るべく、登州入寇の事さへ起るに至りては、唐は益、黒水

をして渤海を牽制せしむるの必要を感ぜしならむ。たゞ黒水府の存続したる時期につきては、史上に明文なけれど、黒水の朝貢の絶えずして土官の任命ありし間は、其の名を存せしものと見て不可なかるべし。

四 唐代に於ける鐵利の住地

鐵利は頗る顯著なる部族なるにも拘はらず、其の方位は殆んど全く分明ならざるが故に、余は之を推測すべき唯一の方法として、彼等と並びて唐に通ぜし靺鞨諸部族の住地を攷へたり。是に於いてか論旨は主要の問題に入らざるべからず。鐵利の住地を推攷するに當りて先づ注意すべきは、唐書^{卷九二}靺鞨傳に、黒水府の黒水靺鞨内に置かれしこと、此の部族の屢朝獻したること、を記し、而して下文に「黒水^{靺鞨}西北又有思慕部。益北行十日得郡利部。東北行十日得窟說部。亦號屈說。稍東南行十日得莫曳皆部。……拂涅鐵利虞婁越喜時時通中國。而郡利屈說^(說)莫曳皆不

² 舊唐書卷一九九(下)渤海傳。

能自通」といへることなり。思慕部以下の四部族につきては、殆んど他に所見なければ、上の記載を憑據として其の住地を推するに、黒水靺鞨の西北なりといふ思慕部は松花江を合する以前の黒龍江の下流域、それより北行十日にして達すべき郡利部は、唐會要^{六卷九}に「黒水西北有思慕靺鞨正北微東十日程有郡利靺鞨」とあるを參酌して、精吉里河(Neya)の流域となすべきが如し、黒龍江の下流域より精吉里河の流域に至るに十日を費やすべくもあらねど、各部の距離を何れも十日程となせる唐書^{唐會要}の記載は、寧ろ其の正確ならざることを示すが如くなれば、之には拘はるを要せざるべく、唐會要の「正北微東」も、實は西北行してや、北方に轉ずるを斯くいへるものと解すべきに似たり。東北行十日にして達するといふ窟說部の方向は、郡利部を基點として示されたりと見られざるにもあらざれども、山河の形勢の之を許るざるのみならず、次なる莫曳皆部の方位とも牴觸するが故に、東北は即ち黒水靺鞨の東北なりとして、窟說部の住地は黒龍江の下流に近く置くべきなり。窟說部より稍、東南行十日にして到るといふ莫曳皆部は、又た唐書^{二卷二}東夷傳の末尾に「流鬼去京師萬五千里直黒水靺鞨東北少海之北三面皆阻海其北莫知所窮人依

嶼散居多沮澤有魚鹽之利……南與莫曳靺鞨鄰東南航海十五日行乃至」と見ゆるが、往年「唐時代の樺太島に就いて」といふ論文を「歴史地理」誌に連載せられし白鳥博士は、是等の記事に據りて少海を今の韃靼海峡に比定し、流鬼國を黒龍江の河口と相對する樺太島の北部、莫曳皆部を露領沿海州なる Tundj 河の流域或は Emperor 灣のあたりならむとせられたり。莫曳皆部の住地につきては余は此の説を奉ぜむとす。さて郡利、屈說(窟說)及び莫曳皆の自ら唐に通ずる能はざりしは唐書の明記する所にして、思慕部も亦た其の數に漏れざりしは、彼等の朝貢來獻したる記事の冊府元龜に見えざるにて明かなり。こは何事を語るものなるかといふに、思慕部以下四部族の住地に關する上の考察の結果を此の事實に結合すれば、黒水靺鞨の彼方に住せし諸部族は其の名を唐に知られしのみにて、自ら朝貢すべき自由を有せざりきといふに歸著す。換言すれば、黒水靺鞨は是れより遠き地方に住する諸部族に對して、其の朝貢の通路を扼せし部族なりしなり。然るに既に論證し得た

りし如く、開元の間屢、唐に通ぜし拂涅と越喜とは、共に黒水靺鞨の此方に住せし部族なりとせば、それ等と並びて朝貢したる鐵利を思慕部・郡利部等の伴に伍せしめ、黒水靺鞨の住地を超えて其の東方に置くを得べきか。鐵利が黒水府の所在地たりきと覺ぼしき今の三姓附近を限界とし、其の西方に於ける或る地方に住せし部族なりしは、殆んど疑ひを容れざるなり。

されども此の論斷に對しては特に一言すべきものあり。上にいへる流鬼國の唐に通ぜしことは是れなり。白鳥博士に據れば、流鬼は Gilgak 人が樺太島の Ainu 人に適用したる稱呼 Uaer-kuye の音譯にして、此の方面に於いては唐朝に聞えし極遠の部族なるが、然かも單に名稱の知られしのみにはあらず。唐書^{卷二〇}は流鬼の朝貢に關して「貞觀十四年、^{冊府元龜卷九七〇}に其王遣子可也余莫、貂皮、更三譯來朝、授騎都尉遣之」といひ、通典^{卷二〇}にも「靺鞨有乘海至其國貿易、陳國家之盛業、於是其君長孟犂遣其子可也余志、以唐貞觀十四年、三譯而來朝貢」といへば、黒水靺鞨よりも遠き部族の朝貢は、必ずしも絶無なりといふを得ず。されども所謂三譯を更へて來りし遙遠なる部族の朝貢が唐代を通じて唯、此の一回のみに過ぎざりしは、其の特

別なる事情に出でしを示す如くなれば、是れによりて鐵利の住地を東方に引かむとするも、其の力は餘りに微弱なり。

鐵利の住地を三姓以西に限局し、此の方面に之を覓むるとすれば、先づ其の公補地として阿勒楚喀河の流域を閉却すること能はず。然るに渤海の東平府となりたる拂涅の地は、拉林河と松花江との中間に位し、其の西南なる農安の附近は、扶餘府の置かれし處、而して又た其の西南なる懷徳の附近は、懷遠府の所在地として、越喜の住地なりとせば、鐵利府の置かれし鐵利の住地は、即ち阿勒楚喀河の流域にはあらずしか。されども唐に通ぜし靺鞨にして其の住地の分明ならざるものは、鐵利の外なほ虞婁といふ一部族あるが故に、鐵利の住地に關する上の推測が果して當を得たりや否やは亦た此の部族と聯關して説明せられざるべからず。

唐に通ぜし黒水靺鞨以外の四部族につきては、唐書靺鞨傳に其の嘗て朝貢せざりし思慕部以下四部族の方位を示せる文を承けて、「又有拂涅・虞婁・越喜・鐵利等部、其

1 歴史地理、第一〇卷、第四號、明治四〇年、一〇月、頁三七四。

地、南距渤海、北、東際於海」といへり。「東際於海」は後なる四部族の中窟説莫曳皆二部の住地の東海に近きを語りしものなるべければ、拂涅、虞婁、越喜、鐵利は三姓以西に於いて渤海國の邊疆に住せし部族ならざるべからず。然るに拂涅の地には東平府あり、越喜の地には懷遠府あり、鐵利の地には鐵利府ありて、是等三族の住地は即ち渤海邊疆の府治の所在地たりきとせば、虞婁の住地も亦た然りしにはあらざるか。たゞ唐書渤海傳は此の部族と渤海の或る府治との關係につきて何事をもいはざれども、扶餘故地爲扶餘府、常屯勁兵扞契丹」といへる扶餘府は今の農安附近にして、其の農安の地は余輩が拂涅(東平府)と越喜(懷遠府)との住地に擬したる大榆樹附近と懷德附近との中間に位す。而して扶餘は隋唐時代に知られし拂涅、越喜等とは異なり、上京の肅慎、東京の獺貊、南京の沃沮、定理府の挹婁等に於けるが如く、過去の時代に屬するものなるが、扶餘府建設以前其の樞要なる地が如何なる部族によりても占有せらるゝことなく、所謂「扶餘故地」として無主の状態に遺れりとも思はれず。又た冊府元龜に據れば、黑水以外の靺鞨の諸族は開元の末年四一七を限りとして唐への通聘を斷てり。然るに虞婁と越喜とは德宗の貞元十八年四二八

に至りて唯一たび相共に朝貢したることあり。其の飄然として來りし事情は明かならざれども、斯くの如き同時の朝貢はそれ等の二部族の住地の近接したるを示すものゝ如し。之を要するに虞婁の住地は渤海の一府の所在地なりしならむと推測せらるゝ理由あること、拂涅と越喜との中間なる扶餘府の地は亦た或る部族の住地なりしならむと思はるゝこと、虞婁は越喜に近く住せし部族なるべきこと——是等の三點を綜合して考ふれば、虞婁の住地が扶餘府の置かれし農安附近なりしは殆んど之を疑ふべからず。

さて越喜は遼金時代に信州といへる今の懷德附近に處り、拂涅は伯都訥の東方なる遼の寧江州の近傍に住せしが如し。而して今又た虞婁の住地が遼に於いては黃龍府と名づけられ、金に於いては濟州、隆州、隆安府と改稱せられし渤海時代の

¹唐書渤海傳に「某族の故地を某府と爲す」といへる「故地」には二様の解釋を施すべくして、其の拂涅・鐵利・越喜等に關するものは「故」字に意義なく、肅慎・獺貊・沃沮・高麗・扶餘・挹婁等に關するものは文字のまゝの意なり。

²冊府元龜、卷九七二、朝貢五。

扶餘府に外ならざるを立證し得たりとせば、余輩は是等の部族の住地と當時の交通路との關係に想到せざるを得ず。遼河の流域と松花江の中流域とを聯絡する金代の交通路が、遼陽遼今の遼陽、瀋州奉天今の瀋陽より北進して信州、濟州等を過ぎ、伊通河の河口に近き賓州に於いて松花江當時の混同江を渡り、而して今の阿勒楚喀附近なる金の上京に達せしことは、宋・金二國の間を往來したる許亢宗、洪皓、趙彥衛等の紀行の明かに示すところ。而して金の太祖阿骨打の遼に對して兵を擧ぐるや、先づ寧江州を陥れ、賓州、祥州、益州等を降し、進みて黃龍府及び其の南方の州治を略取したるを以て之を觀れば、上の交通路は亦た遼代よりのものなりとすべく、則ち越喜と虞婁と拂涅とは遼代以前に於いて相並びて此の通路の要地に占據したる部族なりしなり。論じて茲に至れば、余輩が向きに阿勒楚喀河の流域を以て鐵利の住地ならむと推測したるは、決して不當といふべからず。鐵利が拂涅、虞婁、越喜と相並びて渤海の邊疆に住せし部族なるは、既に其の證あり。隨つて其の地に置かれし鐵利府は固より邊疆の府治なるが、上の交通路を辿りて信州には懷遠府、黃龍府には扶餘府、寧江州には東平

府と擧げ來れば、鐵利府の所在は金の上京の地なる今の阿勒楚喀を措きて他に之を求むる能はざるなり。たゞ一言すべきものあり。唐書靺鞨傳が鐵利以下の四部族に關して「其地南距渤海北」といへるを文字のまゝに解釋すれば、拂涅も虞婁も越喜も皆な渤海の北境に住せし部族なりとなさざるべからず。されども此の方向は唯、大概を示し、ものと見て不可なかるべく、即ち「南」を以て東南北を以て西北とすれば、余輩の攷定したる四部族の方位と毫も牴觸するところなし。換言すれば是等の四部族は相並びて渤海の西北境に住せしなり。

隋代に知られし靺鞨七部の中、安車骨と呼ばれし部族を阿勒楚喀河の流域に置くべきことは本章第一節に述べたる如くにして、唐初高句麗の滅びし時、其の影響の下に此の部族の分散したりしことも亦た既に述べたる所なり。然るに其の後唐に通ぜし鐵利が同じ地方に住せし部族なりとせば、彼等は安車骨部の分散せし後之に代りて其の地に勢力を得たるものならざるべからず。冊府元龜に據れば

1 [補註]前に註記したる如く、渤海建國の影響と見て然るべしと思はる。

鐵利の朝貢は玄宗の開元二年西紀七に始まり、同年二月の條に「是月、拂涅靺鞨首領失異蒙、越喜大首領烏施可蒙、鐵利部落大首領闡許離等來朝」と見えたる如く、拂涅越喜と相携へて來りしなり。而して爾後も多く然りしは、其の住地の互に近接したるに由る。渤海國の始祖大祚榮が唐將李楷固の軍を逆へて之を破り、自ら震(振)國王の稱を用ひしは、武后の久視元年西紀七にして、其の後十數年を経たる開元の初めは實に創業の時代なり。されば祚榮は遼東の靺鞨を經略して其の勢力を擴張しつゝありしなるべく、鐵利以下遼東の西北面の諸部族の相率ゐて唐に朝貢するに至りしは、此の新興の勢力の壓迫を感ぜし故ならむと察せらる。開元七年西紀七九、祚榮死し、子武藝立ちて益、版圖を開きしかば、唐書渤海傳に「武藝立、斥大土宇、東北諸夷畏臣之」と見え、彼れが弟門藝の諫むるをも聽かずして、黑水靺鞨を征せむとしたりしことは既記を経たる如し。二十六年西紀七には武藝歿して子欽茂立ちしが、其の後久しからずして鐵利も拂涅も越喜も殆んど同時に唐への朝貢を斷ちしは、鐵利は二十八年、越喜、拂涅は其の翌年を最後とす、欽茂の勢力の遼東の西北面に及び、上の諸部族の之に服屬したるを意味するものならざるべからず。斯くの如

くにして、鐵利は天平十八年唐天寶五年、西紀七四六、一たび渤海人と共に我が國に來り、寶龜十年唐大曆七年、西紀七七九にも復た來朝したるなり。

第三 遼代の鐵利

寶龜十年我が國に來りし鐵利は其の後久しく聞えざりしが、渤海の滅亡に際して復た史上に顯はれ、遼史卷二太祖本紀、天顯元年西紀九二六二月の條に「丁未、高麗、濊、貊、鐵、驪、靺鞨來貢」と見ゆ。即ち耶律阿保機の忽汗城を陥れたる翌月のことなり、鐵驪が唐代の鐵利なるは論なかるべし。想ふに忽汗城の陥落に踵げる渤海の諸府の來歸につきては太祖本紀に「二月庚寅、安邊、鄭、頡、南海、定理等府、洎諸道節度、刺使來朝、慰勞遣之」とあれば、鐵利府附近の鐵利も亦た阿保機の駐せし忽汗城に來りて歸服の意思を表せしなるべく、斯くて太宗の朝より頻りに遼に朝せし鐵利遼史は「利」を「驪」に遊史は「利」を「驪」は依然として阿勒楚喀の近傍に住せしが如し。されども遼史に見

1 册府元龜卷九七一、朝貢四。

えたるそれ等の朝貢の記事を辿りて、漫然此の推測を遼の末造まで進めむとすれば、完顔氏を出だし、生女直の住地は如何にと問はるゝに及びて忽ち逡巡せざるを得ず。然らば阿勒楚喀河の流域がいつしか生女直の本據となり、鐵利の朝貢も亦た遼末まで絶えざりしは、蓋し此の方面に於ける部族の移動を意味するものにして、其の形勢を揣摩することは遼代の鐵利に關する重要な問題なりとす。以下余の論ずるところが頗る多岐に互る所以なり。

一 渤海國の滅亡と其の遺民

天顯元年^{西紀九二六}正月、契丹の太祖耶律阿保機渤海國を征し、其の王大諱譔を降すや、翌月渤海國を改めて東丹國となし、忽汗城を天福となし、皇太子倍を人皇王として其の國に主たらしめたり。而して太祖の弟迭刺を左大相に、渤海國の老相を右大相に、渤海國の司徒大素賢を左次相に、契丹人耶律羽之を右次相に除せしが、是等の四相は何れも中臺省の官なりしなり。そは遼史^{卷六}皇子表の迭刺の欄に「天顯元年爲中臺省左大相」と記し、耶律羽之傳^{遼史、卷七}に「天顯元年、…以羽之爲中臺省右

次相」といひ、又た百官志^{遼史、卷四}に「大東丹國中臺省、太祖天顯元年置」とて、左大相、右大相、左次相、右次相を擧げたるにて知らる。中臺省は今や滅亡に歸したる渤海國の三省の一にして、唐書^{卷一九}渤海傳に「官有宣詔省、左相、左平章事、侍中、左常侍、諫議、居之中臺省、右相、右平章事、內史、詔誥、舍人居之、政堂省、大內相一人、居左右相上、左右司政各一、居左右平章之下、以比僕射」云々と見え、迭刺等が中臺省の四相に除せられたりといふは、此の官制に合はず。謂ふに渤海國の三省の中、政堂省の長官大內相は他の二省の長官なる左相、右相に對して其の上位に立ち、然かも互に相依りて政務を執りたることは上の記事にて明かなるが、阿保機が東丹國の官制を定むるに當りては、是等の官銜を併合して中臺省のみを存置し、且つ契丹人と渤海人とを兩々並べ用ひむが爲めに、左右相對して大相と次相とを設けしなるべし。百官志に東丹國の官司として唯、中臺省を擧げたるを見ても、此の併合は疑ふべからず。又た阿保機の施設につきては遼史^{卷七}義宗傳に「改其國曰東丹、名其城曰天福、以倍爲人皇王

主之、仍賜天子冠服、建元甘露、稱制置左右大次相及百官、一用漢法、歲貢布十五萬端、馬千匹、上諭曰、此地瀕海、非可久居、留汝撫治、以見朕愛民之心¹⁾とあり。唐の封冊を受け、然かも独自の年號を行ひ、制度文物一に唐風を模せしは、渤海國の渤海國たる所以なれば、阿保機の斯かる施設は皆な是れ東丹國をして舊國の状態を維持せしめむとしたるものにして、一定の歲貢を契丹の本國に納むる一種の自治的國家は組織せられむとせり。而して又た其の統治の方法たる、久しく大氏の主權の下に根柢ある團結を形成したりし渤海人を慰撫するには、最も時宜に適せるものなりしならむ。然るに渤海各地の府州は容易く契丹の主權を迎へずして、一たび歸服の意志を表せしものも、亦た屢、叛旗を揚げたれば、それ等の討平に多くの時日を費やしたり。されば西邊の長嶺府も久しく孤城を保ちしに、阿保機は其の陷落(八月五日)を待たずして七月二十七日扶餘府の行宮に崩じ、東丹國左大相迭刺亦た之に先だちて歿せり(七月十六日)。而して人皇王倍は父皇の梓宮を追ひて皇都(後に上京臨潢府といふ)に至り、翌年(天顯二年)十一月、母後の欲する所に從ひ、弟德光をして大統を承けしめしが、其の後復び天福城に還れりとも見えす。斯くて渤海の舊土の

經略未だ完からざるが如くなるに、天顯三年十二月、東丹國は遼陽に遷されたり。

東丹國の移轉は中臺右次相耶律羽之の建議に出でたるものにして、遼史^{卷七の五}

羽之傳に、天顯元年渤海平、立皇太子爲東丹王、以羽之爲中臺省右次相、時人心未安、左

大相迭刺不踰月薨、羽之莅事勤恪、威信竝行、太宗^光即位、上表曰、我大聖天皇^機

號始有東土、擇賢輔以撫斯民、不以臣愚而任之、國家利害敢不以聞、渤海昔畏南朝、阻險

自衛、居忽汗城、今去上京^{此の時なほ皇都}、遼、遼、既不用、又不罷、成果何爲哉、先帝^太

祖因彼離心乘釁而動、故不戰而克、天授人與、彼一時也、遣種、寢以蕃息、今居遠境、恐爲後

患、梁水之地乃其故鄉、地衍土沃、有木鐵鹽魚之利、乘其微弱、徙還其民、萬世長策也、彼得

故鄉、又獲木鐵鹽魚之饒、必安居樂業、然後選徒以翼吾左、突厥党項、室韋夾輔、吾右可以

坐制南邦、混一天下、成聖祖未集之功、貽後世無疆之福、表奏、帝嘉納之、是歲詔徙東丹國

民於梁水、時稱其善と見ゆ。さて此の記事にては知らるゝ如く、左大相迭刺薨じ、人

¹ 契丹國志(卷一四、諸王傳、東丹王)にも「先是突欲(倍)鎮東丹時、乃渤海國亦有宮殿、被十二旒冕、服皆畫龍像、稱制行令、凡渤海左右平章事、大內相、已下百官、皆其國自除授、歲貢契丹國細布五萬疋、氈布十萬疋、馬一千匹」と見ゆ。

皇王亦た本國に向へる後、東丹國に於ける契丹の勢力を代表して渤海の遺民の統御者たりしものは耶律羽之なりしなり。而して其の間に起れる事件につきては冊府元龜卷九に引きたる青州節度使霍彥威の奏文後唐明宗天成元年契丹天十一月に得登州狀申、契丹先發諸部、攻逼渤海國、自阿保機身死、雖已抽退、尙留兵馬在渤海扶餘城、今渤海王弟部領兵士、攻圍扶餘城契丹といへり。五代會要卷三〇に「是歲率諸番部落、攻渤海扶餘城下之、改扶餘明かに忽爲東丹府、命其子突欲〇留兵鎮之、未幾阿保機死、渤海命其弟率兵攻扶餘城、不能克、保衆而退」とあるを以て推せば、渤海王の弟なるもの——渤海王大譚諤は阿保機の殂落以前皇都に衛送せられたり——の恢復せむとしたる扶餘城は忽汗城の誤傳ならむと思はるゝが、そは兎に角、阿保機の兵威を以てしても容易く歸服せしめ難かりし渤海の遺民は、彼れの殂落に乗じて亦た屢斯くの如き反抗の態度を執りしなるべく、遂に耶律羽之をして彼等の統御の甚だ困難なるを思はしめしならむ阿保機崩じて後、皇后軍國の事を攝する一年餘、遼史は殆んど其の間の記事を闕き、偶、中國に聞えし如き事すら傳へず。彼れが「今去上京遼邈、既不爲用、又不罷成果何爲哉」とて、渤海の遺民を梁水の邊に徙

さむとする建議をなし、は蓋し之が爲めにして、太宗の其の議を採用したるは、渤海國の舊に依りて其の民を統治せむとする太祖の遺策を放棄したるものなり。

遼史卷三太宗本紀、天顯三年十二月の條に曰く、時人皇王在皇都、詔遣耶律羽之遷東丹民、以實東平〇遼、其民或亡入新羅、女直、因詔困乏不能遷者、許上國富民給贍而隸屬之、升東平郡爲南京〇遼と。是れ即ち東丹國の移轉なり。

翻つて高麗史卷一の記事を檢するに、太祖の八年より同二十一年に互りて渤海人の來投するもの相踵げり（以下述ぶる所につきては、本節の末に附したる年表を參照せよ）。高麗太祖の八年は契丹太祖の天贊四年西紀九にして、其の九月と十二月とに五百人・一百戸・一千戸といふが如き多數の渤海人の來投を見たり。是の年には契丹軍の渤海に侵入したる形迹なく、嚴密にいへば、阿保機の扶餘府攻撃は是の年閏十二月二十九日より始まりたれども、且つ、其の人口を率ゐて來りし申徳等某々が、將軍禮部卿均老司政工部

1 文獻通考、卷三二六、渤海及び宋史（卷四九一）渤海傳に同様なる記事あり。共に五代會要に據れるなり。

卿左右衛將軍等、渤海國の要職を帶べるを以て之を推せば、是等の來投は内部の争亂に因由したりと思はる。翌春扶餘府の攻陷によりて阿保機の侵入したるは、蓋し此の釁隙に乗ぜしものなるべく、耶律羽之の「先帝阿保機因彼離心乘釁而動、故不戰而克」といへるも空言にはあらざるべし。——本章第四節にいふべき如く、天寶の末年より久しく消息を絶ちたる黒水靺鞨の、渤海滅亡の前々年より後唐に對して朝貢を開始するに至りしも、此の争亂の爲めならざるべからず。——十年天顯二年には工部卿吳興等五十人、僧載雄等六十人來投し、十一年天顯三年、十二年天顯四年にも渤海人某々とありて別に官名なきもの、亦た屢來歸せり。是等は何れも契丹に服從して東丹國の治下の民となるを欲せざりしものならむ。又た十七年天顯九年の來投につきては、秋七月、渤海國世子大光顯率衆數萬來投、賜姓名王繼、附之宗籍、特授元甫、守白州、今道白海、以奉其祀、賜僚佐爵軍士田宅有差、……十二月、渤海陣林等一百六十人來附、と見え、陣林は後唐の天成元年天顯四年四月大譚諤の使者として中國に朝貢したる大陳林と同一人なるべし。天顯九年は東丹國の名が遼陽に徙りてより六年の後なるが、其の遷徙に伴ひたる渤海人の移植を容易く且つ急速に行ひ得たりとも思はれ

ねば——上に引きたる遼史の文に「其民或亡入新羅、女直、因詔云々とあるを思ふべし。此の句は實際移植を行ふに至りて起りし事實を傳へしものならむが、修史家の不用意によりて、東丹國遷徙の詔の下りし條下に併敘せられしなるべし——大光顯、陣林等の投化は契丹の檢括を免れむとしたりしものと見て不可なかるべし。此の投化に次ぎては、二十一年契丹會同元年、西紀九三八、朴昇等の率ゐる三千餘戸の來れるあり。其の後久しく來投の記事なし。

斯くの如く渤海の遺民の高麗に投入しつゝありし間、其の國の使者と稱するものは一たび我が國に來り、亦た屢中國に通ぜり。先づ我が國に來朝したる使者につきては、扶桑略記第二、醍醐天皇延長八年天顯五年の條に「四月朔日、唐客稱東丹國使、着丹後國、令問子細、件使答狀前後相違、重令復問、東丹使人等本雖爲渤海人、今降爲東丹之臣、而對答中、多稱契丹王之罪惡、云々、一日爲人臣者、豈其如此乎、須舉此旨、先令責問、今須令進過狀、仰下丹後國已了、東丹國失禮義」と見え、茲に東丹國使とあるは、是れ

1 册府元龜、卷九七二。五代會要、卷三〇。

より先き渤海王大諱諤の使者として延喜八年西紀九にも同二十年西紀九にも入
觀したる裴璆〔裴璆〕なること、又た其の來著の時日の去年十二月下旬なりしは、扶桑略記
第二裡書に「延長八年正月三日戊辰、丹後國言上渤海客到來由、左大臣參、被定召否之
由、伴客九十三人、去年十二月廿三日着丹後國竹野郡、日本紀略〔後篇〕延長七年十二月
の條に「廿四日、○略記裡書と、渤海國入朝使英諸〔文籍？〕大夫裴璆、着丹後國竹野郡大津濱と
あるにて明かなり。延長七年は契丹天顯四年にして、其の十二月は東丹國遷徙の
詔の下りてより正に一年を経たれば、當時其の國名の遼陽に存せしは言を俟たず。
されども九十餘人の渤海人を率ゐる裴璆が契丹を呪ひつゝ、或は「東丹國使」と稱し
たればとて、はるく遼陽より來れりとはなし難く、又た其の自由を與へられたり
とも思はれず。是れ必ず東丹國の遷徙によりて其の主都天福城は放棄せられ、移
民の事も未だ容易く行はれざる時、其の地の渤海人は却つて國外に通ずる自由を
得、乃ち裴璆等は延喜二十一年以前の先蹤を襲ひて復た來朝するに至りしなるべ
し。次に中國への朝貢につきては後唐の天成四年契丹天五月——即ち東丹國遷
徙の後五月——渤海の使者高正詞の入朝して方物を貢せしこと、冊府元龜卷九五

代會要卷三等に見ゆ。是れより先き渤海國の滅亡に際して其の國人の後唐に通
ぜしものには、天成元年契丹天四月、大諱諤の使者大陳林等一百十六人の來朝した
るあり、七月、大昭佐昭或は照等六人の又た渤海使人として至れるあり。〔二〕其の後暫
く通聘を斷ちしに、茲に至りて復た高正詞の朝貢したるは、正に契丹の天福城を放
棄したる結果なりと觀るを得べく、即ち余をして裴璆等の我が國に來りし事情を
上の如くに解釋せしめし所以なり。斯くて長興二年契丹天十二月には又た成文
角或は文成來朝し、三年契丹天正月にも或る使節の朝貢を見たり。踰えて清泰二
年契丹天十二月、烈周道等又た朝貢したるが、五代會要に「以入朝使南海府都督列周
道爲檢校工部尙書、政堂省工部卿、烏濟顯、試光錄卿」とあり。渤海の朝貢は之を以て
最後とし、大諱諤の世子光顯が數萬の人口を率ゐて高麗に投ぜしは其の前年のこ
となりき。因つて想ふに、こは必ず偶然にあらざるべく、後、數年にして渤海人の高

1 日本紀略、後篇一。扶桑略記、第二三、二四。

2 冊府元龜、卷九七二。五代會要、卷三〇。五代史、卷六。

麗に投入せざるに至りしも亦たおのづから所以あらむ。而して余は其の事情を次の如く解釋せむとす。東丹國の遼陽に遷りて契丹の勢力の退却せし後、故の忽汗城の附近を中心とし、其の方面の渤海の遺民を統べたるものは大光顯にして、或は裴璆を我が國に送り、或は高正詞、成文角等を後唐に遣はし、は光顯其人なりしならむ⁽¹⁾。然るに彼れは契丹の檢括を免れむとして高麗に投じ、其の宗籍に附せられしかば、使聘の發遣もおのづから己みたり。獨り列周道、烏濟顯等の此の投入に後れて後唐に入りしは、彼等の私に通ぜしものならむか。斯くして渤海の遺民は其の首領を失ひ、契丹の檢括亦た寢み、遂に高麗に遁入せざるに至りしならむ。

眼を轉じて遼陽の東丹國を見るに、そは宛然たる小渤海國なりき。初め阿保機は遼陽の故城を修め、漢民及び渤海の戸を以て之を實し、改めて東平郡となし、⁽²⁾が契丹⁽³⁾西紀九一四年、東丹國の遷るに及び、東平郡は升されて南京となり、天福の名も亦たこゝに徙りて南京城の稱となれり。其の城門は多く渤海の府名を負ひ、天顯四年太宗の行幸ありし時は、人皇王は乘輿羽衛を備へ、所謂渤海仗を以て駕を迎へたりといふ⁽³⁾。人皇王は五年十一月海に浮びて後唐に適せしが、翌年三月王妃蕭氏は東

丹國の僚屬を率ゐて太宗に見えたりといひ、會同三年⁽⁴⁾西紀九〇九年、蕭氏の薨ぜし時には、太宗は東丹の吏民をして其の喪に服せしめたりといへば、人皇王の去りたる後も東丹國は王の遺族の采邑たりしなるべし。太宗本紀⁽⁵⁾遼史卷三、天顯六年四月の條に「置中臺省于南京」とあるは、東丹國移轉の後暫く廢止せられし此の官衙の復置を意味するものならむが、舊東丹國の宰相(四相)中の二人が依然として其の職を帯びたることは蕭氏薨去の前月、東京(天會元年南京)を改めて東京といふの宰相耶律羽之が渤海相大素賢の不法を太宗に奏し、僚佐部民の中より才徳あるものを擧げて之

¹ 裴璆は我が國に來りて契丹王の罪惡を稱せしが、こは君臣の分を辨へざる非禮の言動なりとて、過狀を進めしめられたり。其の過狀は本朝文粹(卷一二)に見え、文中「裴璆等背眞向僞、爭善從惡、不救先主於樽俎之間、猥誣新主於兵戈之際、况乎奉陪臣之小使、素上國之恒規」といへり。先主と新主とは大諲譔と契丹主とを指し、陪臣は契丹に屬する東丹國の臣の意にて、即ち大光顯ならむ。

² 遼史卷二(太祖本紀)同(卷三八)地理志、東京道。

³ 遼史(卷五八)儀衛志「渤海仗」の條に曰く、「天顯四年、太宗幸遼陽府、人皇王備乘輿羽衛以迎、乾亨五年、聖宗東巡、東京留守具儀衛迎車駕、此故渤海儀衛也」。

に代へよとの詔旨を拜せしにて明かなり。蕭氏薨後の東丹國の相傳につきては
 史上に記載を闕けども、世宗即位の初め天祿元年、西紀九四七年、西帝が太祖の弟安端を此の國に
 主たらしめ、封じて明王となし、は亦た契丹の宗室の采邑たりしを證す。明王は
 後五年にして薨ぜしが、穆宗應曆二年、西紀九五二年、遼史卷四百官志に「大東丹國中臺省……乾亨
 元年西紀九七九年景宗省」とあれば、天顯三年より五十餘年を経たる此の時まで其の國名
 を存せしなり。遼陽の東丹國は斯くの如きものにして、其の忽汗城より徙りし後
 十數年の間に移植せられし渤海人は、所謂僚佐部民として此の國に隸せしなるべ
 く、移植の人口の衆多なりしは、聖宗の太平九年西紀一〇二九年に於ける渤海人大延林の叛
 亂、天祚の天慶六年西紀一一一六年に於ける渤海人高永昌の舉兵によりて之を推すべし。
 さて遼代に於いて渤海の餘衆は獨り遼陽のみならず、亦た各地に散在したれば、
 之に關する記事は固より多し。而して女直と渤海人とは明かに區別せらるれど
 も、本來人種上の相違の存せしにはあらず。女直は即ち唐代の靺鞨にして、彼等を
 支配したる渤海人は所謂「渤海靺鞨」として亦た靺鞨人に外ならざりしなり。され
 ば我が在唐の學問僧永忠の書にも「渤海國者高麗之故地也……無州縣館驛の制度

として州縣あれども、實質の之に伴はずして、處々有村里、皆靺鞨部落、其百姓者靺鞨多、
 實は靺鞨の部落なるを斯く傳へしなるべし、處々有村里、皆靺鞨部落、其百姓者靺鞨多、
 士人少、皆以士人為村長、大村曰都督、次曰刺史、○都督と刺史とは府と州との長官ならむ、
 上にいへる烈周道が南海府都督の官を帶
 びしを思ふべし、其下百姓、皆曰首領、土地極寒、不宜水田、俗頗知書と見え、茲に士人とあるは
 治者階級に立てる渤海人を指したるなるべく、治者たる渤海人と被治者たる靺鞨
 との關係は、朝鮮の兩班の平民に於けるが如くなりしなるべし。上に述べたる如
 く或は相率ゐて高麗に入り、或は遼陽に移植せられて東丹國の部民となれる渤海
 人は即ち治者階級のものにして、治者と被治者とは亦た大體に於いて都人士と地
 方人とを意味するが故に、忽汗城の附近に住せし渤海人は是等の移住者の多數を
 占めしならむ。而して東丹國の遷徙以來渤海の舊土は契丹の勢威の外に委棄せ
 られし如くなるに、高麗景宗の四年契丹景宗乾亨元年、西紀九七九年に至りて復び數萬の渤海人の

¹ 諸本聖宗に作れど、乾亨元年は聖宗の朝にあらず。今ま江蘇書局本に據る。

² 類聚國史、卷一九三——此の書は在唐の永忠が嘗て渤海の使者に託せしを、延曆十五年
 (西紀七九六)大嵩璘の使者呂定琳等の來朝せし時、嵩璘の書に添へて奉りしものなり。

書中言ふところは永忠が唐にて傳聞したる二三の事實なるべし。

來投を見たり。⁽¹⁾ 景宗の四年は朴昇等三千餘戸の來附したる太祖の二十一年と相距る四十年、其の少なからざる歲月の間全く聞えざりし斯かる事件が、又た突如として起りしは何故か。是れ余の進みて考察すべき問題なり。

年代表

九二五 後唐同光三年 契丹天贊四年

九月丙申、渤海將軍申德等五百人高麗に來投す。庚子、渤海禮部卿大和鈞、均老司政大元鈞、工部卿大福、幕左右衛將軍大審理等、民一百戸を率ゐて又た來投す〔高麗太祖八年〕。

十二月、渤海左首衛小將冒豆干、檢校開國男朴漁等、民一千戸を率ゐて高麗に來附す。

閏十二月二十九日、契丹の太祖耶律阿保機、渤海の扶餘府を圍む。

九二六

後唐天顯元年 契丹天顯元年

正月三日、扶餘府陷る。九日夜、契丹軍忽汗城を圍む。十四日、渤海王大諲譔降る。

二月十九日、阿保機、渤海國を改めて東丹と爲し、忽汗城を天福と爲す。

四月、渤海國王大諲譔の使者大陳林等一百十六人、後唐に朝貢す。

七月十六日、東丹國左大相迭刺薨ず。二十七日、阿保機扶餘府の行宮に崩す。

是の月、渤海の使人大昭佐等六人、後唐に朝貢す。八月五日、長嶺府陷る。

三月、渤海工部卿吳興等五十人、僧載雄等六十人、高麗に來投す〔高麗太祖十年〕。

三月、渤海人金神等六十戸、高麗に來投す〔高麗太祖十一年〕。

九二七

後唐天顯二年 契丹天顯二年

九二八

後唐天顯三年 契丹天顯三年

1 高麗史(卷二)景宗世家。

七月、渤海人大儒範、民を率ゐて高麗に來附す。

九月、渤海人隱繼宗等、高麗に來附す。

十二月、東丹國を東平郡に遷す、東平郡を升せて南京となし、城を天福と名づく。

五月、渤海の使者高正、詞後唐に朝貢す。

九二九 契後丹唐天顯成四年

六月、渤海人洪見等、船二十艘の人物高麗に投附す〔高麗太祖十二年〕。

九月、渤海人正近等三百餘人、高麗に來附す。

十二月、渤海の使者裴璆等九十三人、丹後國竹野郡に至る〔日本醍醐天皇延長七年〕。

十一月、東丹國王耶律倍（人皇王）後唐に適す。

十二月、渤海の使者成文角等後唐に朝貢す。

正月、渤海使を遣はして後唐に朝貢す。

七月、渤海國世子大光顯、衆數萬を率ゐて高麗に投ず〔高麗太祖十二年〕。

九三〇 契後丹唐天長顯興五年
九三一 契後丹唐天長顯興六年
九三二 契後丹唐天長顯興七年
九三四 契後丹唐天長顯興九年

麗太祖十七年。

十二月、渤海人陣林等一百六十人、高麗に附す。

十二月、渤海の使者烈周道等後唐に朝貢す。

渤海人朴昇等三千餘戸、高麗に投ず〔高麗太祖二十一年〕。

二 渤海の餘衆と兀惹

數萬の渤海人の高麗に投ぜし事情を明かにせむとすれば、先づ遼東に於ける兀惹城の位置を攷へざるべからず。其の投入に先だつ四年、黃龍府の衛將燕頗なるもの契丹に叛し、走りて兀惹城を保ちしことあり。遼史^{八卷}景宗本紀、保寧七年^{宋開九年、西紀九七五}の條に「秋七月、黃龍府衛將燕頗、殺都監張瑠以叛、遣敝史耶律曷里必討之、九月、敗燕頗於治河。遣其弟安搏追之、燕頗走保兀惹城。安搏乃還、以餘黨千餘戸城通州」と見え、同書^{七卷}耶律何魯不傳にも「時黃龍府軍將燕頗、殺守臣以叛、何魯不討之、破於鴨綠江。坐不親追擊、以至失賊、杖之」といへり。治河と鴨綠江とは今の伊通河と松花江とに比定すべく、其の會流點の附近が燕頗の敗れし地なるべきは拙稿「遼代混同江考」

に述べたる如くなるが、⁽¹⁾今更余の特に知らむと欲するところは彼れの保據せる兀惹城の位置なり。此の遁走に次げる燕頗の消息は正に二十年を隔て、復た史上に現はれ、遼史^{三卷一}聖宗本紀統和十三年^{西紀九五}九七月の條に「兀惹烏昭度渤海燕頗等侵鐵驪遣奚王和朔奴等討之」といへり。たゞ此の記事が正しく燕頗の消息を傳へしものなりや否やは頗る疑ひなき能はざれども後にいふべし、彼れが渤海人なりしことはこれにて知らる。さて燕頗のことは姑く措き、斯くの如く兀惹の烏昭度なるものは鐵利を侵し、かば彼れの據りたる兀惹城は遼將和朔奴等の攻伐を被れり。遼史^{五卷八}和朔奴傳に、

統和十三年秋遷都部署伐兀惹。駐于鐵驪秣馬數月。進至兀惹城。利其俘掠。請降不許。令急攻之。城中大恐。皆殊死戰。和朔奴知不能克。從副部署蕭恆德議。掠地東南。循高麗北界而還。以地遠糧絕。士馬死傷。詔降封爵。⁽²⁾

同書^{八卷八}蕭恆德傳に、

從都部署和朔奴討兀惹。未戰兀惹請降。恆德利其俘獲。不許兀惹死戰。城不能拔。和朔奴議欲引退。恆德曰。以彼偏疆。吾奉詔來討。無功而還。諸部謂我何。若深入多獲。猶

勝徒返。和朔奴不得已。進擊東南諸部。至高麗北鄙。比還。道遠糧絕。士馬死傷甚衆。坐是削功臣號。

又た耶律幹臘傳^{遼史卷九四}に、

統和十三年秋。爲行軍都監。從都部署奚王和朔奴伐兀惹。烏昭度數月至其城。昭度請降。和朔奴利其俘掠。令四面急攻。昭度率衆死守。隨方捍禦。依埤堦虛。構戰棚誘我軍登陣。俄撤枝柱。登者盡覆。和朔奴知不能下。欲退。蕭恆德謂師久無功。何以藉口。若深入大掠。猶勝空返。幹臘曰。深入恐所得不償所損。恆德不從。略地東南。循高麗北鄙。還。道遠糧絕。人馬多死。詔奪諸將官。惟幹臘以前議得免。

とありて、即ち是等の記事は兀惹の據りたる兀惹城が鐵利の住地と高麗の北界との中間にありしを語るものなり。鐵利は渤海國の滅亡以來歲時契丹に朝貢し、未だ其の住地を變ぜし形迹なく、依然として阿勒楚喀附近に據れりと思はるれば、和

1 東洋學報、第六卷、第一號(大正五年二月)、頁九一—四——[本書、頁二二八—二三三]

2 諸本「秣馬」を「林馬」に作り、「議」を「讓」に作る。今ま江蘇書局本に據る。

朔奴等は黃龍府の方面より松花江と拉林河とを渡りて順路其の地に至り、こゝにて糧食を調べ、然る後兀惹城に向ひしなるべし。地圖を按ずるに、今の阿勒楚喀より豆滿江の下流に達する通路二あり。五常廳より拉林山を越えて額木索に出で、勒福成河を南に溯りて敦化を得、是れより布爾哈圖河に沿ひて東南に下るは其の一なり。阿勒楚喀河の上源より海蘭河に沿ひて寧古塔に至り、乃ち噶哈里河を下りて上の通路に會するは其の二なり。鐵利に秣ひて兀惹城に進み、東南高麗の北鄙を循りて還れる和朔奴等の進軍路は、是等の何れかに相當すべきものなるべければ、兀惹城の公補地としては大體敦化附近と寧古塔附近とを擧ぐるを得べし。然るに敦化の附近は津田氏が渤海の中京顯德府に擬したる地にして、寧古塔の西南六十清里にある今の東京城は忽汗城と呼ばれし上京龍泉府の古址なり。されば頃日和田學士が兀惹部の位置を考へ、烏昭度の據りたる地を顯德府となせるは蓋し一説たるを失はざれども、余は以下縷説する理由に依りて兀惹城を以て忽汗城に擬せむとす。

先づ忽汗城の遺址なる東京城につきては、盛京通志卷一五、城池志に「週圍三十里、四面七

門、内城週圍五里、東西南各一門、内有宮殿舊基、石佛一座……俗名古大城」といひ、金史詳校上卷三に引きたる張賁の白雲集には「故城磴石爲基、土墉高丈許、無復雉堞、頽然短垣也、圍環可二十里」と見え、又た James 氏は Adkins の言に據りて「外廓は周回十四五哩の土壘にして、今まなほ當昔の状態を存し、其の西北隅には周圍二哩の内城あり」と記し、其の規模の廣大なること明かにして、即ち古大城の俗名も存する所以なるが、敦化及び其の近傍には斯くの如き城址の遺存するを聞かず。鄂多哩城とて清朝の史家が國祖の發祥地に擬したる敦化の阿克敦 (Autun) 城敦化の東も、大清一統志卷四五、吉林、城池に「勒富善河西岸有鄂多理城、周一里一百步有奇、門三四圍有濠、子城周百步有奇、南門一」と見えたる如き甚だ小規模の城なり。即ち顯德府は大欽茂の忽汗城に遷りし以前數十年の間渤海國王の據りたる舊都にてはあれど、今日其の府の

1 滿鮮地理歴史研究報告、第一冊、頁一二一—一二三。

2 東洋學報、第六卷、第一號(大正五年二月)、「定安國に就いて」頁一三五—一三七。

3 契丹國志卷二六(一)「渤海國去燕京東北千五百里、以石累城脚」とあり。

4 H. James, *The Long White Mountain*, pp. 365—6.

所在地として吾人の比定を容易ならしむべき顯著なる遺跡の存せぬは、それが忽汗城の如き大城にあらざりしを證するものにあらずや。耶律阿保機の忽汗城を陥れたる時、一たび降りし安邊、鄭頡、南海、定理等の諸府は復び起ちて之に抗せしに、顯德府につきては更に聞ゆるところなく、之に先だちて阿保機の同府を陥れたる記事さへ傳はらぬも、亦た上の推測を助く。然るに烏昭度の據りたる兀惹城は和朔奴、蕭恆德等の率ゐる遼軍に抗して防戦屈せず、遂に彼等をして退還するの已むなきに至らしめたり。兀惹が殊死して戦ひたればとて、眇たる一孤城を守りし時、果して斯くの如くなるを得べかりしか。兀惹城の堅且つ大なりしは之を察するに餘りあり。加之初め兀惹の降を請ひたる時、恆德俘掠を利とし、故ら之を許るさべりしは、又た其の城邑の財貨に富めりしを示す。國は亡びて都城は残り、忽汗城の壯麗は固より疇昔の如からざりしならむも、白雲集の著者張賁の「今宮室無存、敗瓦亂蹟、在榛莽中、時有丹碧琉璃、錯出間雜、存漢字款識、土人取以爲玩」といへる其の都城が、未だ荒廢を極めざりし當時に於いては、必ずや戰士の掠奪心を誘發せしむるものありしならむ。かるが故に兀惹城を以て忽汗城なりとすれば、恆德の俘獲を利

とせし事情も、其の遂に陥らざりし所以も、容易く説明し得らるゝが如し。而して噶哈里河に沿ひたる通路を東南に下れば、乃ち高麗の北鄙を循りて還るを得。以上は余が此の比定を敢てせむとする第一の理由なり。

又た太平興國四年契丹乾亨元年、西紀九七九年五月、宋の太宗北漢を降し、翌月遼の南京幽州、今の北京を圍みて其の軍を破りし時、渤海の會帥大鸞河なるもの部族を率ゐて來降せしことあり。續資治通鑑長編卷二に「太平興國四年六月庚午、暹明、次幽州城南、駐驛於寶光寺、契丹萬餘衆屯城北、上親率兵乘之、斬首千餘級、餘黨遁去、渤海會帥大鸞河率小校李勳等十六人、部族三百騎、與范陽軍民二百餘人皆來降、召見賜錢帛、以大鸞河爲渤海都指揮使」といひ、其の大鸞河の傳とも見るべき宋史卷四一渤海傳にも「太平興國四年、太宗平晉陽、○北漢都移兵幽州、其會帥大鸞河率小校李勳等十六人、部族三百騎來降、以鸞河爲渤海都指揮使」と見え、馬端臨の文獻通考卷三二渤海亦た同じ。而して宋

1 原本には「達蘭罕」に作れど、こは乾隆の史臣の改めたるものなるべければ、宋史渤海傳及び文獻通考によりて復元す。

2 文獻通考も「勳」に作ることを通鑑長編と同じ。勳は勳の古字なり。

史四卷太宗本紀は太平興國六年七月の條に「詔渤海瑛府王助討契丹」といひ、續資治通鑑長編二卷二は同じ年月の條に「上將大舉伐契丹遣使賜渤海王詔書令發兵以應王師其略云○詔書、然渤海竟無至者」といひ、二書共に渤海王なるもの、本名を明記せざれど、宋史渤海傳には上に引きたる鸞河來降の文を承けて「六年賜烏舍城浮渝府渤海瑛府王詔曰○詔書、時將大舉征契丹故降是詔諭旨」といひ、詔諭は通鑑長編の擧げたるものも、渤海傳に見えたるものも其の大意を同じくするを以て觀れば、大譚譚の遺族と覺ぼしき渤海の大鸞河が、其の幽州にて宋に歸附せし後、烏舍城浮渝府渤海瑛府王、略しては「渤海瑛府王」「渤海王」といふ王爵を授けられしを知るべし。さて此の稱號は既に和田學士の解釋を経たるが、今余の與へむとする新解釋に誤りなくば、亦た兀惹城の忽汗城たるべき一證となすに足る。大鸞河は其の歸降の後何處に貫屬したるか明かならざれども、宋史渤海傳の上の詔諭に「宜盡出族帳佐予兵鋒○通鑑長編「兵鋒」を「攻取」に作る」といひ、通鑑長編に其の詔諭を承けて「然渤海竟無至者」といへるは、彼れの族帳の宋京より遠隔したるを意味する如くなれば、蓋し宋の邊疆に置かれしなるべく、渤海傳に「太平興國九年春宴大明殿因召大鸞河慰撫久之上謂

殿前都校劉延翰曰鸞河渤海豪帥東身歸我嘉其忠順夫夷落之俗以馳騁爲樂候高秋戒候當與駿馬數十匹令出郊遊獵以遂其性因以緡錢十萬并酒賜之」とあるは、此の年鸞河の入京して宿衛の將たりしを傳へしものなるべし。而して彼れは名義上渤海王なるが故に、其の貫郷は所謂王府ならざるべからず。是れ即ち渤海瑛府の稱ある所以にして、瑛は康熙字典に「壁上起美色也」とも「玉名」ともあれば、瑛府の二字には美稱といふ外他に意義なかるべし。遼史卷四百官志に北女直國大王府鴨綠江女直大王府高麗國王府日本國王府鐵驪國王府大食國王府など見えたる幾多の王府は、契丹に内屬若くは朝貢したる諸國と諸部族とに王府の稱を濫用したるものなれども、亦た鸞河の渤海瑛府と其の種類を同じくす。次に此の王府名に冠せられたる「烏舍城浮渝府」が二つの地名にして、之を兀惹城と扶餘府とに比定すべきこ

1 契丹國志(卷六)に「宋太平興國四年春二月宋太宗親征北漢、……宋太宗欲北侵遣遣？」詔渤海王、發兵相應、然渤海畏遠、竟無至者、遣使如渤海責問」とあるは、二年前なる北漢征伐の條に此の事實を併叙したるものなり。通鑑長編の文と比較對照せよ。
2 東洋學報、第六卷、第一號、頁一三六—七。

とは和田學士のいへる如し。兀惹城の兀惹部は其の後黃龍府の近傍に徙されしが(此の事次節にいふべし)洪皓の松漠紀聞は噶熱の文字にて之を寫し許亢宗の行程録は賓州を以て烏舍寨となしたる外黃龍府の附近に住せし部族の一として烏舍を擧げ續資治通鑑長編卷一五〇、仁宗四年六月所引の宋の樞密副使富弼の獻策にも高麗女直渤海烏舍鐵勒云々と見ゆ。而して浮渝を扶餘に通用したることは舊唐書三卷九地理志に黎州載初二年折慎州置處浮渝靺鞨烏素固部落隸營州都督と見えたる例もあれば和田學士の比定は確實なり。然らば其の烏舍城は忽汗城と顯德府との中何れに之を擬すべきか。宋主の鸞河を冊して渤海王となしは彼れが大氏の統を承けしが爲めなるべく渤海國の府城の名稱を以て彼れの王爵の一部となししも亦た是れが爲めなるべくこと固より論なけれど瑛府は現在の鸞河と離るべからざる王府名にして兀惹城扶餘府の如き間接のものにあらざればこれをも渤海國の城名なりとはなし難し。況んや「渤海」の二字が全稱號の最初に置かれずして瑛府王の上に存するは單に渤海國の三城を列擧したるにあらざること明示するに於てをや。果して然らば其の王府名を外にして鸞河の爵號を飾るに足

るべき渤海國の府城は中京顯德府にもあらず東京の龍原南京の南海西京の鴨渚等の諸府にもあらずして必ずや渤海の首都なるべきが故に余は亦た烏舍城を以て忽汗城に擬せむとす。若し夫れ扶餘城に至りては渤海討滅の際阿保機の屠りし第一城として中國の人士が忽汗城にさへ附會したる名城なり。烏舍城と浮渝府とを以て渤海國の府城を代表せしめし所以なるべし。

されども忽汗城は既に上京龍泉府の別名なり。而して烏舍(兀惹)城を忽汗城なりとすれば是れも龍泉府の別名若くは土名なるべし。蓋し烏舍城兀惹城は渤海滅亡の後數十年を隔て始めて史上に現はれたる地名なれども其のころ起りし新名を以て「渤海王」たる大鸞河の爵號を飾るべくもあらねば必ず渤海時代より存せし名稱ならざるべからざればなり。然らば龍泉府は其の本名以外又た忽汗烏

1 同上「遼代混同江考」頁八九——「本書」頁二二五。

2 滿鮮地理歴史研究報告第一冊頁一〇六。

3 本報告頁五八參照——「本書」頁七六參照。

舍の兩名を併有するを得たりしか。此の疑問に對しては余は固より答辯すべき義務あり。抑も忽汗城の名は阿保機の渤海征伐を敘したる遼史^二太祖本紀の一條に見え、唐代の記録には此の城名を傳へず。されども今の瑚爾哈河が忽汗河と呼ばれしことは、唐書^一卷九二室韋傳と渤海傳とに其の證ありて、此の河水の流出する畢爾騰湖も亦た忽汗海として賈耽の道里記に記るされたり^一。而して道里記の其の條下に「渤海の王城は忽汗海に臨む」といへれば、亦た龍泉府の忽汗城と呼ばれしを推すべく、遼初の契丹人は此の唐代よりの名稱を襲用したるならむ。然らば忽汗城は龍泉府の土名なりしかといふに、必ずしも然か斷ずるを得ず。蓋し忽汗城を以て土名なりとすれば、又た忽汗海の土名たるを許るさざるべからず。然るに此の湖水には別に湄沱の稱あり。渤海國の物産を列舉したる唐書^一卷九二渤海傳の文に「湄沱湖之鯽」とありて、鯽魚即ち鮒は、柳邊紀略に「牛魚在遼金時已貴重矣然其味在鯽魚下、鯽魚大者三觔、小者若灤、鯽鮮美不可名狀、寧古塔城臨虎兒哈河、冰開後、無貴賤大小、以捕魚爲樂」云々と見えたる如く、瑚爾哈河の名産なれば、湄沱湖は固より畢爾騰湖に比定すべくして、そが渤海時代に於ける此の湖水の土名なりしは疑ひなし^一。

是れ即ち忽汗海の土名たるを拒むものにあらずや。想ふに忽汗の二字が瑚爾哈(Hurka)の音譯なるは既に定説の存するところにして、此の文字にて寫されたる名稱の起原は瑚爾哈河にありしならむ。而して忽汗河の稱は今の勒福成河にも適用せられけむ、舊唐書^九卷一九渤海傳に「睿宗先天二年、遣郎將崔訴往、冊拜祚榮爲左驍衛員外大將軍、渤海郡王、仍以其所統爲忽汗州、加授忽汗州都督」といひ、冊府元龜等にも亦た同様なる記事ありて、當時大祚榮の據れりと覺ほしき後の顯德府の地は忽汗州と呼ばれたり。爲忽汗州とあれば、其の州名は唐人の附したるものならざるべからず。然るに上にいへる如く忽汗の稱が亦た畢爾騰湖にも龍泉府にも

1 唐書(卷四三)地理志。

2 「補註」今の畢爾騰(Pitien)は湄沱の轉音ならむ。

3 冊府元龜(卷九六四、封冊二)に「至先天二年二月、遣郎將崔訴往、冊命祚榮左驍衛員外大將軍、渤海郡王、仍以其所統爲忽汗州都督」、又同書(卷九六七、繼承二)に「先天二年、冊拜渤海郡王、仍其所統爲忽汗州、加授忽汗州都督」、又唐書(卷二一九)渤海傳に「睿宗先天中、遣使拜祚榮爲左驍衛大將軍、渤海郡王、以所統爲忽汗州、領忽汗州都督」とあり。

適用せられしを以て之を觀れば、それ等は何れも唐人の便宜的稱呼にして、渤海靺鞨の土名にはあらざるべし。忽汗海を別名として湄沱湖なる土名の存せしは即ち是れが爲めなり。されば龍泉府が忽汗烏舍の二名を併有せりとて、決して怪しむを須ひず。烏舍(兀惹城は土名にして、忽汗城は其の別名、否な寧ろ唐人の稱呼なりしなり。而して余は唯、顯德府の土名の今日に傳はらざりしを恨みとするのみ。

又た續資治通鑑長編に烏惹國の位置を傳へし一の記事あり。同書卷五五、咸平六年、契丹統和七年七月の條に契丹供奉官李信來歸、信言其國中事云、其國境、自幽州○今の東行五百五十里、至平州○今の、又五百五十里至遼陽城、即號東京者也、又東北○今の、六百、里、至烏惹國、其國用漢文法、使印八角而圓之、と見ゆ。烏惹國は兀惹の住する兀惹城を指したること疑ひなくして、遼陽より東北行する通路は渾河を溯りて輝發河の流域に出で、而して寧古塔方面に達する渤海時代の長嶺府路(所謂營州道)なるべく、即ち賈耽の道里記に「自都護府○遼陽の東○遼陽の東北經古蓋牟、新城、又經渤海長嶺府、千五百里至渤海王城、城臨忽汗海」といへるに相當す。されども遼陽の東北六百里の地は長嶺府の所在地と覺ぼしき輝發河の上流に當り、兀惹城を其の附近に置く

とすれば、兀惹征伐に關する遼史の記載を説明するを得ず。加之洪皓の松漠紀聞續に據れば、燕京平州間の行程は通計五百五里、平州瀋州奉天の間は一千八十五里にして、李信の示せる幽州平州間の五百五十里は洪皓の行程と大差なけれど、平州遼陽間の五百五十里に至りては、餘りに短かくして、其の里程に誤りあること明瞭なり。遼陽烏惹國間の六百里も亦た必ず然らむ。されば烏惹國の位置に關する李信の言には重きを措くこと能はざれども、其の方向を遼陽の東北となせるは兀惹城を忽汗城なりとする余輩の推定に一致す。而して烏惹國が漢文の法を用ひたりといふは特に注意を値す。

以上の論證に誤りなくば、黃龍府の衛將渤海燕頗の走りし兀惹城は渤海の忽汗城にして、又た其の土名に外ならざるなり。さて其の遁走の前後に起りし主なる事件を年代順に列記すれば左の如し(本表は前節附載のものに接續す)。

- 九三八 遼會同福三年 渤海人朴昇等三千餘戶高麗に投ず。
- 九四〇 遼會同福三年 鴨綠江女直遼に入覲す。
- 九四一 遼會同福四年 鴨綠江女直遼に入貢す。

九五四 遼顯曆四年 渤海人崔烏斯多等三十人後周に歸化す。

九六一 遼建曆二年 女真宋に入貢す(八月)。

九六二 遼建曆三年 同 上(正月、三月)。

九六三 遼乾曆三年 同 上(正月、八月、九月)。

九七〇 遼保寧二年 定安國王烈萬華女真に因りて宋に貢獻す。

九七五 遼保寧七年 黃龍府の衛將渤海燕頗契丹に叛して兀惹城を保つ。

九七九 遼太平四年 渤海人數萬高麗に投ず。大鸞河宋に降る。

九八一 遼太平六年 定安國王烏玄明女真の使者に因りて宋に上表す。

九八三 遼太平八年 契丹の第一回女直征伐(十月より翌年四月)。

九八五 遼雍熙二年 契丹の第二回女直征伐(八月より翌年正月)。

九八九 遼端拱二年 定安國の王子女真の使者に因りて宋に貢獻す。

九九一 遼淳化二年 定安國の王子大元女真の使者に因りて宋に上表す。

九九二 遼淳化三年 兀惹、契丹に朝貢す。

九九四 遼宣和三年 女直兀惹の叛を契丹に報ず(十二月)。

九九五 宋至道元年 兀惹の烏昭度等鐵利を侵す、奚王和朔奴等出征す。

朴昇等三千餘戸の渤海人の高麗に投ぜし後、久しく彼等の遁入を見ざるに至りしは、之に對する契丹の括刷の寝めるが爲めなるべきこと、既に述べたるところの如し。大諲譔の世子と覺ぼしき光顯は、東丹國の移轉以來暫く忽汗城に於いて渤海の遺民を統べたるものなりしが、彼れは朴昇に先だちて高麗に入り、其の中國に使聘を通ずることもおのづから絶えたり。是れ亦た既に述べたるところなり。然るに其の後久しからずして、鴨綠江女直は契丹に朝貢せり。想ふに鴨綠江の流域は渤海人の中國に通ずる要道に當りしに、今や其の通聘も絶えしかば、江邊の女直は、おのづから契丹に朝貢するの自由を得たりしなるべく、亦た以て此の方面には彼等を統御すべき有力なる渤海の遺臣の留住せざりしを推すべきに似たり。然るに宋史二卷太祖本紀を見れば、燕頗の兀惹城に走りし前五年、宋開寶三年、契丹保定安國王烈萬華なるもの女真に因りて使を遣はし、表を奉じて貢獻せり。同書四卷

遼史(卷四)太宗本紀、下。

一 外國傳にも「定安國本馬韓之種、爲契丹所攻破、其酋糾合餘衆保于西鄙、建國改元、自稱定安國、開寶三年其國王烈萬華因女真遣使入貢、乃附表貢獻方物」といへるが、こは渤海の餘衆の興せる小國にして、渤海五京の一なる西京鴨綠府今の鴨兒山附近を中心とし、鴨綠、佟佳の流域を領せしことは和田學士の最近の研究によりて明かにせられたり。⁽¹⁾ 烈萬華に始まりたる定安國の朝貢は、其の後も必ず女真の使者に因るを例とせり。女真は是れより先き建隆二三年西紀九六一—九二にも、翌乾德元年西紀九三にも再三入貢したるに、⁽²⁾ 其の比未だ定安國の通ぜざりしは、建國の時期が乾德若くは開寶の初めにありしを示すものなるべく、即ち烈萬華は此の國の始祖なりしならむ。太平興國六年西紀九八一、烏玄明なる國王の上りし表文には「而頃歲契丹恃其強暴、入寇境土、攻破城砦、俘略人民、臣祖考守節不降、與衆避地、僅存生聚、以迄于今」とありて、建國の時期を渤海滅亡の際となすが如くなれども、太平興國六年は耶律阿保機の渤海の境土に侵入せし後五十五年を経たれば、頃歲云々といへるは固より當らず。亦た斯くては鴨綠江女直の契丹に入覲したる事實にも牴觸し、開寶三年に至りて始めて宋に通ぜし理由も解し難ければ、こは唯、建國の舊きを装ひたる虚妄の

文字と看るべきなり。又た烈萬華の朝貢につきては、續資治通鑑長編卷一に「開寶三年九月丙辰、登州言女真國遣使入朝、定安國王烈萬華附表貢方物、定安國本馬韓之種、爲契丹所攻破、其酋糾合餘衆、保於西鄙、自稱定安國公」といひ、上に引きたる宋史外國傳の記載も大同小異なるが、定安國の成立を説明したる是等の文は、蓋し烈萬華の上表若くは使者の口述に據りたるものなるべし。而して「西鄙」は彼れの保てる西京鴨綠府の故地を指し、「馬韓之種」とは大氏の統を承けざる彼れが特別なる一

1 東洋學報、第六卷、第一號(大正五年二月)、「定安國に就いて」。

2 宋史定安國傳に曰く、「太平興國六年冬、會女真遣使來貢、路由本國(定安國)、乃託其使、附表來上云、定安國王臣烏玄明言、……端拱二年其王子因女真使、附獻馬雕羽、鳴鏑、渣化二年其王子太元因(因字は續資治通鑑長編卷三二)及び文獻通考卷三二七)に據りて補ふ、二書又た「太」を「大」作る、女真使上表、其後不復至」。

3 宋史(卷一)太祖本紀。續資治通鑑長編卷二——四。——二書に見えたる女真の朝貢は、建隆二年八月、三年正月、三月、乾德元年正月、八月、九月等なり。文獻通考卷三二七)に依れば乾德二年にも來貢したるが如し。

4 宋史(卷四九一)定安國傳。

國の鼻祖たることを誇示せむが爲めに斯く妄稱したるならむ。たゞ其の自尊心を或る古國に寄せて示さむとするに當り、特に馬韓の撰ばれたる理由に至りては、未だ適當なる解釋を得ず。なほ考ふべし。さて斯く論じ來れば一個の疑問はあつた。何のづから生ず。烈萬華は渤海の餘衆を糾合して一國を創始せしにも拘はらず、何故渤海國の舊都に據らずして其の西鄙を保ちしか。忽汗城は天寶の末年大欽茂の此處に徙りてより、十二代百七十餘年の間渤海王の都したる處、李唐の文物は彼等によりて移入せられ、海東の盛國はこゝぞとて、殿堂樓閣薨を竝べ、麗金昆玉其の美を競ひけむ、土郭空しく残りて秋草鏤せる東京城にも、なほ當昔の佛を留めたり。されば胡騎一たび蹂躪して國脈忽ち絶えたりといへども、其の民衆の遺れる限り、而して此の都城のあらむ限り、彼等は憧憬の念を斷たざりしならむ。東丹國の西遷して、許多の渤海人の高麗に入り、或は契丹の内地に徙されたる後、なほ其の餘衆の忽汗城を保ちしものありしは、之を察するに餘りあり。而して彼等を率ゐし會帥は渤海時代の勢家なりしなるべく、又た其の會帥は互に雄を争ひ、あたら舊都を屢戰亂の巷となし、ならむ。五代會要卷三〇、渤海に、周顯徳元年契丹應曆四七月、渤海

海國崔烏斯多等三十人歸化と見えたる崔烏斯多は、劣敗已むなくして茲に至りしにはあらざるか。宋史卷九十四、渤海傳には、其會豪崔烏斯〇「多」字なし。文獻通考卷三二六は「烏思羅」に作りて「崔」字なし。等三十人來歸とありて、彼れが渤海の會豪なりしを思へ。定安國王烈萬華も亦た其の轍を蹈みたるものにはあらざるか。斯く想像するにあらざれば、彼れが渤海の西鄙を保ちし理由は殆んど解し難きに似たり。是に於いてか余は彼の高麗に投入したる數萬の渤海人を以て忽汗城即ち兀惹城の附近に住せしものならむと推定す。

燕頗の黃龍府に叛せしは保寧七年西紀九五七月にして、九月耶律曷里必に破られたり。遼史はそれ等の日次を擧げざれども、少なくとも一個月餘に互れる叛亂にて、之が爲めに黃龍府も一たび廢せられ、且つ千餘戸の餘黨ありて通州の築城に服役したりといへば、彼れが黃龍府の附近に於ける渤海人の有力なる會帥なりしを知るべし。而して其の兀惹城に走りしは、即ち同族の間に投ぜしものならむ。定

1 滿洲歴史地理、卷二、頁一四六—八引用文參照。
2 遼史(卷三八)地理志。

安國王烏玄明の上表に「扶餘府昨背契丹並歸本國」とあるは和田學士の指摘したる如く此の遁入を指したるものなるが定安國は玄明自ら「臣本以高麗舊壤渤海遺黎保據方隅」といへる如き小國なれば其の勢力の兀惹城の方面に及びし理なし。然かも「本國」の文字を以て兀惹城を自國の領域となせるは自尊の意思の存せしは勿論亦た同族の住地なりければなるべし。然るに燕頗の兀惹城を保ちし後十七年、統和十年西紀九二九には兀惹なる部族の契丹に朝貢せしことあり。是れ此の部族名の遼史に見えたる初めなり。踰えて十二年西紀九四九の末には兀惹の背叛を契丹に報ぜし女直ありしが翌年兀惹の烏昭度は燕頗と共に鐵利を侵せりとて、彼等の據りたる兀惹城は遼軍の攻伐を蒙れり。而して其の顛末は既に述べたるところの如し。今ま其の條下に引きたる遼史の記事を見るに、聖宗本紀には「兀惹烏昭度渤海燕頗等侵鐵驪」とあれども、此の征伐に與かりたる諸將の傳には、一として燕頗の消息を傳へしものなく、且つ其の和朔奴傳に「伐兀惹」とあり、蕭恆德傳に「討兀惹未戰兀惹請降恆德利其俘獲不許兀惹死戰」とあり、耶律幹臘傳に「伐兀惹烏昭度數月至其城昭度請降和朔奴利其俘掠令四面急攻昭度率衆死守」とあり、耶律奴瓜傳に「從奚王

和朔奴伐兀惹以戰失利削金紫崇祿階とあるを以て觀れば、此の時兀惹城を占有したる者の兀惹にして、其の城主の烏昭度なりしは明かなり。されば去年十二月女直の報ぜし兀惹の背反なるものは、此の部族の鐵利を侵ししをいへるなるべく、燕頗の之に與かりしや否やは頗る疑ひなき能はず。想ふに七月丁巳に係けたる聖宗本紀の「兀惹烏昭度渤海燕頗等侵鐵驪遣奚王和朔奴等討之」なる文は、和朔奴等の出征の此の日にありしを敍せむとして、出征の事情に溯及したるものにして、茲に燕頗の名を擧げしは、往年彼れが黃龍府より兀惹城に走りしことを聯想したるに出でたる誤謬ならむ。若し或は然らずとするも、兀惹の叛せし當時燕頗の勢力の微々たりしは、之を否むに由なかるべし。

以上縷説したるところによりて、余輩は三條の事實を推定するを得たり。(一)燕

1 東洋學報、第六卷、第一號、頁一三五。

2 遼史(卷一三)聖宗本紀。

3 同上統和十二年十二月の條に曰く、「女直以宋人浮海賂本國〔女直〕及兀惹叛來告」。

4 遼史、卷八五。

頗の走りし兀惹城は忽汗城の土名に外ならざること、(二)後、四年にして高麗に投ぜし數萬の渤海人は、此の兀惹城に住せしものなるべきこと、(三)後又十三年、兀惹の始めて契丹に朝貢したる前後、此の特別なる部族が兀惹城を占有したりしこと、是れなり。而して遼史^{一卷}四聖宗本紀^{一統和二年四月}に「兀惹、渤海、奧里米、越里篤、越里吉等五部遣使來貢」と見えたる如く、(奧里米以下の三部族は第四節に説明す)兀惹が渤海人と區別せらるゝを以て之を觀れば、彼等は兀惹城を保ちしによりて其の名を得たる女直の一部族ならざるべからず。

さて上の推定を基礎とし、燕頗來投の後約二十年の間に於ける兀惹城の形勢を察するに、燕頗は上にいへる如く、黃龍府の渤海人の有力なる酋帥なりしかば、其の兀惹城(忽汗城)に投ずるに及びても、亦た同族の間に勢力を振はむとしたりしなるべく、乃ち茲に紛擾を醸して數萬の渤海人の遁走となりしが如し。而して是れより先き屢、争亂を重ね、其の都度離散せざるを得ざりし兀惹城の渤海人は、又た斯くの如くにして漸く自滅の境涯に近づき、遂に兀惹と呼ばれし女直部族をして此の名城の主たらしむるに至りしならむ。——統和二十一年、兀惹、渤海の相並びて遼に

朝貢したるは、なほ兀惹城の附近に渤海人の殘存したるを示すものなれども、其の後復た聞ゆるところなければ、彼等の微々たるものなりしは疑ひなし。——契丹の供奉官李信の宋に來歸したるは、統和二十一年に相當する咸平六年にして、其の時烏惹國を説明したる彼れの言に「其國用漢文法、使印八角而圓之」なる一句を含みしことは上にいへる如くなるが、こは渤海人に代りて其の舊都に據りたる兀惹が渤海の文化の餘光に浴せし事實を語るものならずばあらず。尙ほ又た臆測の容るさるべくば、燕頗は女直の援を藉りて兀惹城の同族を逐ひしも、これが爲めに勢孤にして、其の女直の跳梁跋扈を來しゝもの、是れ即ち兀惹にてはあらざりしか。

三 兀惹の分散と鐵利の遷徙

和朔奴、蕭恆德等は兀惹城の攻圍に失敗し、恆德の提議によりて東南の諸部を撃ち、高麗の北界を循りて還りしに、道遠くして糧絶え、人馬の死傷甚だ衆かりしかば、其の官爵を降されたり。彼等の出征したるは統和十三年七月丁巳(十三日)にして、此の處罰を受けしは翌年四月なるが、其の間に兀惹は款を契丹の本國に致せり。

遼史、統和十三年十月戊子(十五日)の紀に「兀惹歸款、詔諭之」とありて、和朔奴等の出征せし後九十餘日の事なり。こは遼軍の行動と如何なる關係あるかといふに、彼等の進軍につきては前節に引きたる和朔奴傳に「駐于鐵驪、秣馬數月、進至兀惹城」といひ、耶律幹臘傳に「從都部署奚王和朔奴伐兀惹烏昭度、數月至其城」と見え、出陣の後少なくとも五六十日を経て始めて兀惹城に至りしが如し。而して攻圍功なく、遂に其の中止を決せしまでには、亦た多數の日子を費やしたること、耶律幹臘傳に蕭恆徳の言として「師久無功」とあるにて明かなれば、遼軍出動の日より九十餘日を隔てて契丹主の牙帳に來りし兀惹の使者は、和朔奴等の其の城下を去りたる後發遣せられしにはあらざるべし。遼軍侵來し、未だ戦はずして烏昭度の降を請ひたる時には、彼れは契丹の本國にも其の意を通ぜむとしたりしなるべく、是れ即ち十月十五日に來りし使者なりと見るべきなり。さもあれ兀惹の渤海城に據りて威を鐵利に振ひ、又た遼軍に抗して防戦届せざりしは、權花一朝の榮なりき。此の戰の翌年、烏昭度は契丹に内附し、續いで烏昭慶の來朝を見たるが、久しからずして女直の獲るところとなり、其の部落は分散せり。遼史は之に關して左の事實を傳ふ。

— 統和十六年以後に烏昭度なく、以前に烏昭慶なければ、昭度と昭慶とは別人にて、父子若くは兄弟の關係ありしなるべし。又た斯く兀惹の酋帥が支那風の名を用ひしは、兀惹城に遺存したる渤海文明の影響ならざるべからず。

九九六 遼 統和四年 烏昭度乞内附(十月)。

九九七 遼 統和五年 兀惹長武周來降(正月)。

兀惹烏昭度、以地遠、乞歲時免進鷹馬貂皮、詔以生辰、正旦貢如舊、餘免(三月)。

九九九 遼 統和七年 兀惹烏昭慶來(六月)。

一〇〇三 遼 統和三年 兀惹渤海：等五部遣使來貢(四月)。

一〇〇四 遼 統和三年 兀惹：等部來貢(七月)。

女直遣使、獻所獲烏昭慶妻子(九月)。

一〇一二 遼 開泰三年 高麗 顯宗三年

鐵驪那沙等送兀惹百餘戶至賓州、賜絲絹、是日、那沙乞賜佛像、儒書、詔賜護國仁王佛像一、易詩書春秋禮記各一部

(八月丙申)。

一〇二二 高麗 顯宗三年 鐵驪遣使、獻兀惹十六戶(五月)。
 一〇二六 高麗 顯宗七年 蒲盧毛朶部多兀惹戶、詔索之(四月)。

鐵利の會長那沙等の兀惹百餘戶を送りて至れる賓州は、金初其の地を過ぎたる許亢宗の所謂「古烏舍寨」にして、阿勒楚喀方面より松花江を涉りて黃龍府に達する渡津の南岸に位し、¹⁾其の地に兀惹の民の置かれしことは、遼史^{八卷}三地理志に「賓州、懷化軍節度、本渤海城、統和十七年遷兀惹戶、置刺史于鴨子混同二水之間」といひ、洪皓の松漠紀聞にも「²⁾嗚熱、³⁾兀惹者國最小、不知其始所居、後爲契丹徙置黃龍府南^{〇北}、百餘里、曰賓州、州近混同江」と見え、金史^{二卷}太祖本紀に出河店の戰の記事を承けて「僕虺等攻賓州拔之、兀惹雛鶻室來降」といへるは、遼の末年に至るまで其の兀惹の賓州にありしを示す。又た許亢宗は黃龍府の附近に遷されたる諸部族及び其の本地に關して「^{〇府}黃龍府爲契丹東寨、當契丹強盛時、虜獲異國人、則遷徙雜處于此、南有渤海、北有鐵離、吐渾、東南有高麗、靺鞨、東有女真、室韋、東北有烏舍、西北有契丹、回紇、黨項、西南有奚、故此地雜諸國風俗」云々といひ、——許亢宗は黃龍府の附近に於ける異族雜居の狀を述べむとし、偶々各方面の民族を列擧したるにて、吐渾、高麗、回紇、黨項等の如きも亦た

此處に遷されたりとは思はれざれども——烏舍が兀惹の異譯なるはこれによりても明かにて、金初賓州に古烏舍寨なる俗名も存せし所以なり。而して上に引きたる地理志の記事に據れば、兀惹の賓州に遷されしは、統和十七年が初めなるべく、是れ恰も烏昭慶の自ら契丹に朝せし歳にして、遼軍に抗して屈せざりし其の部族が、數年の後には既に分散の運命に近づきつゝありしを知るべし。然るに開泰元年^{〇西紀一}二鐵利的那沙は兀惹百餘戶を送りて賓州に至り、後又た太平二年^{〇西紀二}一にも十六戶を獻ぜりとせば、兀惹を侵して烏昭慶の妻子を擒へ、而して彼等を分散せ

1 東洋學報、第六卷、第一號(大正五年二月)所載拙稿「遼代混同江考」、頁八八—八九——〔本書、頁二二四—二二六〕。

2 松漠紀聞に「粘罕者、吳乞買三從兄弟、^〇悟室者、女真人、^〇黃頭女真者、皆山居、など見えたる、^〇者」は何れも天爾遠波にて、「^〇嗚熱者、國最小」の「^〇者」も亦た然り。契丹國志(卷二六)の「^〇嗚熱」に關する記事は松漠紀聞を轉載したるものなるが、本書の編者葉隆禮は「^〇嗚熱」に「^〇者」字を加へて之を國名なりと誤認し、「^〇嗚熱者國」なる題目を擧げたり。

3 三朝北盟會編(卷二〇)所引宣和乙巳奉使行程錄。

しめしものは嘗て彼等に侵されたる鐵利にてはあらざりしか。兀惹の戸の蒲蘆毛朶部に多かりきといふも、此の推測を助くるが如し。蒲蘆毛朶部は遼史、興宗本紀に「蒲蘆毛朶界曷懶河。戸來附、詔撫之。」蒲蘆毛朶曷懶河。百八十戸來附。蒲蘆毛朶大王蒲輦以造舟、人來獻⁽²⁾などありて、和田學士のいへる如く今の海蘭河に比定すべき曷懶河地方に據りたる部族なること殆んど疑ひなく、兀惹城より噶哈里河に沿ひて東南に下れば、直ちに其の地に達するが故に、兀惹が鐵利に侵されたりとすれば、彼等の蒲蘆毛朶部に投ぜしは地理上甚だ自然なればなり。兀惹の分散は鐵利が昔日の怨みを報ぜし結果なりとなさざるを得ず。尙ほ高麗史^{卷四}を見らるに、顯宗及び德宗の世家に左の記事あり。

- 一〇一四 高麗 顯宗三年 鐵利國主那沙使女眞萬豆來、獻馬及貂鼠青鼠皮(二月)。
- 一〇一九 高麗 顯宗八年 鐵利國主那沙使阿盧太來、獻土馬(三月)。
- 一〇二一 高麗 顯宗三年 遣使、如鐵利國報聘(五月)。
- 一〇二二 高麗 顯宗三年 鐵利國遣使表請歸附如舊(三月)。
- 一〇三二 高麗 顯宗三年 鐵利國首領那沙遣黑水阿夫閒來、獻方物(八月)。

一〇三〇 高麗 顯宗三年 鐵利國主那沙遣女眞計陁漢等來、獻貂鼠皮、請曆日、許之(四月)。

一〇三一 高麗 景福元年 鐵利國主武那沙遣若吾者等來、獻貂鼠皮(六月)。

一〇三二 高麗 重熙元年 鐵利國遣使修好(二月)。

一〇三三 高麗 重熙二年 鐵利國遣使、獻良馬、貂鼠皮、王嘉之、回賜甚優(正月)。

説き來りて茲に至れば、次の疑問はちのづから起らむ。

1 遼史(卷一九)興宗本紀、重熙十五年の條。
 2 同書(卷二〇)興宗本紀、重熙十七年の條。
 3 東洋學報、第六卷、第一號、頁一三六。
 4 「補註」後、余は金初曷懶甸と呼ばれし地が高麗の將軍尹瓘の征略したる朝鮮咸鏡南道の咸興平野なるを明かにするに及び、蒲蘆毛朶部の住地に關する此の見を改め、これ亦た同じ地方に他ならずとせり(滿鮮地理歴史研究報告、第九冊所載拙稿「完顏氏の曷懶甸經略と尹瓘の九城の役」附録)。
 5 「補註」東南に下れば、直ちに其の地に「を」問島地方に出で、更に西南に下れば此の地に「と改む」。

一、兀惹部族の分散せし後、代りて其の地に據りたるものは如何。
 二、顯宗五年遼開泰三年、西紀一〇一四年以前嘗て高麗に通ぜしことなき鐵利が、國主那沙の名を以て此の年始めて貢獻したるは何故か。

三、那沙は此の貢獻に先だつ二年、兀惹百餘戸を送りて賓州に至り、其の時佛像儒書を契丹に請ひて護國仁王像一軀、易詩書春秋禮記各一部を下賜せられしが、後又た曆日を高麗に請ひたること、上に記るしゝところの如し。斯くの如きは鐵利の境遇若くは生活状態と如何なる關係ありしか。彼等は渤海國の滅亡以來頻りに契丹に朝貢したれど、開泰以前に於いては優等なる文化の享受者たる事實を表白せる此の種の要求をなしたることなし。少なくとも其の事實は傳はらざるなり。

兀惹を分散せしめしものを鐵利なりとすれば、之に代りて其の地に據りたるものは鐵利にてはあらざりしか。彼等は斯くの如くにして自ら高麗に通ずる便宜を得、是れより屢貢獻せしにはあらざるか。佛像儒書を契丹に、曆日を高麗に請ひしも、亦た其の遷徙の反應にして、彼等が兀惹城に遺存したる渤海の文化に接觸し、而

して之を享受せしこと兀惹の如くなりしが爲めにはあらざるか。斯く考ふるは蓋し推測の自然なるものにして、之に依りて上の疑問は悉く説明し得らるゝが如し。加之太平年間には阿勒楚喀方面の地に鐵利ならざる女直部族の跋扈を來し、證迹あり(次節にいふべし)。こは鐵利の遷徙の結果と見るべくして、亦た裏面より其の事實を證す。果して然らば鐵利が唐初以來の故郷を棄て、兀惹城及び其の附近を彼等の新住地となし、は、統和の末つかたにあらむ。烏昭慶の妻子の契丹に送られしは統和二十二年西紀一〇四一にして、那沙の佛像儒書を乞ひしは開泰元年西紀一〇四二なればなり。

鐵利の高麗に通ぜしを彼等の遷徙の結果なりとするも、顯宗五年契丹開泰三年に始まりたる其の通聘が十九年の後なる德宗二年契丹重熙二年を以て罷みしは、前表に示し、所の如し。されども遼への朝貢は絶ゆるに至らざりしを以て觀れば、高麗に對する斯くの如きの關係は必ず特殊の理由なかるべからず。地圖を按ずるに寧古塔方面より咸鏡道に入るには、噶哈里河及び壹兩溝の流域を南に下り、局子街にて布爾哈圖河を涉り、又た海蘭河を渡りて鍾城若くは會寧に出づるを順路とす。而し

て此の局子街と鍾城とに擬すべき元明時代の南京と隨州とが當時の交通の要路に當りしことは明かに其の證あれば、兀惹城に據りたる鐵利も亦た此の通路に由りて使聘を高麗に送りしなるべし。然るに其の比布爾哈圖・海蘭の地方に據りたる女直部族あり。そは上に一言したる蒲盧毛朶部にして、遼史の本紀は此の部族に關する左の事實を傳ふ。

一〇二六 遼太平六年 蒲盧毛朶部多兀惹戶、詔索之(四月)。

一〇二七 遼太平七年 蒲盧毛朶部遣使來貢(正月)。

一〇四一 遼重熙二年 詔蒲盧毛朶部、歸曷蘇館戶之沒入者、使復業(正月)。

一〇四三 遼重熙三年 幹魯蒲盧毛朶部二使、來貢失期、宥而遣還(五月)。

一〇四四 遼重熙三年 遣東京留守耶律侯晒、知黃龍府事耶律歐里斯、將兵攻蒲盧毛朶部(四月)。

一〇四六 遼重熙五年 蒲盧毛朶界曷懶河戶來附、詔撫之(二月)。

蒲盧毛朶曷懶河百八十戶來附(四月)。

一〇四八 遼重熙七年 蒲盧毛朶部大王蒲輦以造舟人來獻(四月)。

蒲盧毛朶部の住地を布爾哈圖・海蘭兩河の流域なりとすれば、統和十三年西紀九四五和朔奴・蕭恆德等が兀惹城の攻圍に失敗し、東南の諸部を略して高麗の北鄙より還りし時には、蒲盧毛朶部は必ず其の兵鋒を蒙りしならむ。而して此の征伐に従ひたる諸將は翌年西紀九四六四月官爵を削られしが、蕭恆德傳遼史卷八八に「坐是、削功臣號(統和)十四年爲行軍都部署、伐蒲盧毛朶部還」といふ記事ありて、兀惹征伐より還りし恆德は同年更に出征し、復た蒲盧毛朶部を伐ちしが如し。されども兀惹に對する再征こそ理に於いてあり得べけれ、さはなくて、特に蒲盧毛朶部を伐てりといふは頗る肯ひ難く、且つ全體の敘事の甚だ簡單なるにも拘はらず、末尾に「還」字の添はれるも、文勢上異様に聞ゆれば、こは蓋し兀惹城より高麗の北鄙を循りて還れる行軍中の征伐を別個の材料に依りて記述したるものならむ。又た蒲盧毛朶征伐に關する記事は耶律烏不呂傳遼史卷八三にも見ゆ。傳に「烏不呂、字留隱、…統和中伐宋、屢任以

1〔補註〕蒲盧毛朶部の住地に關する見を改めたること、上に註記せし如くなれども、以下論ずるところの主旨を變更するには至らず。

軍事嘗與交直不相能、因曰、爾奴才、何所知、交直訟于北院樞密使韓德讓、○統和の末姓、名を賜つて耶律隆運、德讓怒問曰、爾安得此奴耶、烏不呂對曰、三父異籍、時亦易得、德讓笑而釋之、後從といふ、蕭恆德伐蒲盧毛朶部、以功爲東路統軍都監、及德讓爲大丞相、薦其材、可任統軍使、太后○承天曰、烏不呂嘗不遜於卿、何善而薦、德讓奏曰、臣忝相位、於臣猶不屈、況於其餘、以此知可用、若任使之、必能鎮撫諸蕃、太后從之、といひ、即ち此の記事によれば、韓德讓の北院樞密使たりしは烏不呂の蕭恆德に従ひて蒲盧毛朶部を伐ちたる以前にして、其の大丞相に拜せしは此の事件の後にあり。然るに耶律隆運傳遼史卷八二に「會北院樞密使耶律斜軫薨、詔隆運○德兼之、久之拜大丞相」と見え、斜軫の薨ぜし結果、德讓の知北院樞密使事を兼ねしは統和十七年九月、而して其の大丞相に拜せしは十九年三月以前なれば、恆德の烏不呂と共に蒲盧毛朶部を伐ちたること、若し事實ならば、それは統和十八年○西紀一〇〇一のころならざるべからず。されども恆德の卒年を攷ふるに、彼れの傳に彼の十四年の蒲盧毛朶部征伐の記事を承けて曰く、公主疾、太后○聖宗の生母、承天遣宮人賢釋侍之、恆德私焉、公主恚而薨、太后怒、賜死」と。公主とは同傳に「統和元年、尙越國公主」といへる恆德の配を指したること疑ひなく、而して其の薨去に關して

は聖宗本紀統和十五年七月の條に「高麗遣韓彥敬奉幣、弔越國公主之喪」といふ記事あり。然らば承天太后が死を恆德に賜はりしは、晚くも高麗の弔使の來りし以前にあるべくして、統和十八年の比、彼れが蒲盧毛朶部を伐てりといふが如きは斷じてあるべからず。蓋し烏不呂傳の文は兀惹征伐の歸途、恆德の蒲盧毛朶部を伐ちたる事實と、數年の後、烏不呂の單獨に行ひたる征伐とを混一したるものなるべし。又た蒲盧毛朶部は後四十餘年にして更に第三回の討伐を蒙れり。そは上に表記したる重熙十三年○西紀一〇四四の記事に依りて之を知るべく、耶律侯晒傳遼史卷九二にも「徙東京留守、重熙十三年、與知府○龍府知事、黃龍蕭歐里斯討蒲盧毛朶部有功」と見えたり。さて此の部族に對して再三遼軍の出征せしこと斯くの如くなりしは、其の勢力の強大にして容易く契丹に服屬せざりしのみならず、又た往々悖慢の態度に出でしが爲めならむ。或は遼籍に係れる曷蘇館の女直を納れ、或は朝貢の時期を失せりとい

1 遼史(卷一四)聖宗本紀、統和十七年九月癸卯の條に「北院樞密使魏王耶律斜軫薨、以韓德讓兼知北院樞密使事」十九年三月壬辰の條に「賜大丞相韓德讓名德昌」とあり。

ふを以ても、其の一斑を推すべきに似たり。又た重熙十七年造舟人を獻ぜる蒲鞞は「蒲盧毛朶部大王」といふ稱號を有せしが、之も其の部の強大なりしを示す。屬國・屬部の大なるものを王封に擬し、其の會長に某國王某國大王の職名を與ふるは契丹の制なればなり。然らば斯くの如き有勢なる部族は如何なる地點を其の部の中樞としたりしか。窩集嶺の東方なる布爾哈圖海蘭の流域は所謂東間島の東部にして、沃饒なる平地の多きが中にも、布爾哈圖河畔の局子街が最も樞要なる地點なるは、近來實査したる人々の言に依りて明かなり。而して此の當今の形勢は亦た歴史上の事實と一致し、金末蒲鮮萬奴の據りたる以來屢、（三）史上に消息を傳へし南京といふ地の今の局子街に外ならざるは別に證左の存するあり。されば余は渤海國の日本に通ずる要路に當り、東南は海に瀕すとせらるゝ東京龍原府の所在を其の南京に該當せしめむと欲するものなるが、（三）更に此の關係より一個の推斷を下して蒲盧毛朶部の中樞を同一地點に置かむとす。海蘭河に比定すべき曷懶河が蒲盧毛朶部の界にありとせらるゝことは、其の勢力の中心が海蘭河以外に存せしことを語るものなれば、之も余の推測を助く。又た開泰の間、蒲盧毛朶部に寄住し

たる渤海人の契丹の内地に移されたることあり。遼史（卷八）大康父傳に「大康父渤海人、開泰間、累官南府宰相、出知黃龍府、善綏撫、東部懷服、榆里底乃部長伯陰、與榆烈比來附、送于朝、且言、蒲盧毛朶界多渤海人、乞取之、詔從其請、康父領兵、至大石河、馳準城、掠數百戶以歸」と見え、是等の渤海人の中には土著のものもありしなるべく、或は忽汗城より來りしものも多かりしならむ（大石河といひ馳準城といふは明かならねど、前者は布爾哈圖海蘭に流入する或る河水にして、後者は其の附近にありしなるべし）。因つて想ふに渤海滅亡の後、少くとも數十年の間、龍原府の主たりしものは渤海の遺民なりしならむが、遂に彼等を壓倒して一團の勢力をなしたる女直は即

1 遼史（卷四六）百官志二、北面屬國官。

2 蒲鮮萬奴の據りたる南京に關して明確なる知識を學界に提供したるは箭内學士に始まり、余は亦た二三の事實を此の地に繋けて説明せり。一々の事項は頃者發表したる拙稿「鮮初の東北境と女真との關係」中阿哈田の居處を攻へたる條下に列記したれば、茲には言はず（滿鮮地理歴史研究報告、第二冊、頁二五八參照）。

3 參照同上。

ち蒲盧毛朶部なりしなるべし。

さて今の局子街が寧古塔地方より咸鏡道に通ずる要衝に位し、其の地に據りたるものを蒲盧毛朶部なりとすれば、鐵利は此の部を經由せずして使者を高麗に送るを得ざりしなるべく、随つて前者の態度の如何は後者の通聘を左右したりしならむ。明の永樂年間に於いて、建州衛の阿哈出の布爾哈圖海蘭の流域に勢力を有せし時、寧古塔地方の兀狄哈は慶源の塞下に至りて朝鮮と互市する自由を妨げられしかば、之を憤りて南侵し、建州衛は遠く輝發河の上流に移轉せざるの已むなきに至れることあり。是れ亦た參考に資すべきなり。鐵利の首領なる那沙の名の遼史に見ゆるは佛像、儒書を乞ひたる開泰元年の一條のみなれども、同三年を初回として屢、高麗に通ぜし鐵利につきては、高麗史は最後の二回を除く外、何れも鐵利國主として那沙の名を擧げたり。兀惹を侵して其の城を奪取したるは必ず此の那沙なるべく、彼れの鐵利を統べたる時、勢威の頗る盛なりしを想見すべし。斯くて其の高麗に對する通聘の罷みたる後十四年、即ち興宗の重熙十六年西紀一〇四七に至りて鐵利の仙門なるもの契丹に朝せしが、興宗本紀に見えたる鐵利の朝貢は之を

以て初めとす。されば其の條に「鐵驪仙門來朝、以始入貢、加右監門衛大將軍」と記るされ、仙門は鐵利の首領なるべし。而して其の特に顯職を加へられしは、彼れ自ら入朝したるが爲めなるべきに、爾來使聘を通ずることの罕なりしは、道宗の太康八年西紀一〇八二まで三十餘年の久しき間、其の事實を遼史に徵する能はざるにて明かなり遼史の記載は脱略多かるべければ、絶無なりとはいひ難からむ。想ふに斯くの如きは那沙の時代に榮えし鐵利のやがて勢力を失墜したるを語るものなるべく、仙門親ら入朝したるも遼の威力に倚賴せむとしたるが爲めにはあらざるか。然るに當時蒲盧毛朶部の倔強なる部族にして、遼軍の出征を煩はし、こと一再なりしは既に述べたるところの如し。是に於いて高麗に對する鐵利と蒲盧毛朶部との關係を推するに、前者の盛なりし當時は後者を經由して使聘を高麗に送るの便宜と自由とを得たりしも、那沙の歿して其の部の勢威の傾くに至りては、布爾哈圖海蘭に於ける交通の門戸は蒲盧毛朶部の杜ざらず所となりしならむ。是れ即ち重

熙二年を最後として鐵利の消息の全然高麗に聞えざりし所以なるべし。高麗史は德宗即位の年契丹景福三年の六月まで鐵利の來聘に關して必ず那沙の名を擧げ來りしに、翌年重熙元年二月及び翌々年重熙二年の正月なる最後の二回にのみ之を闕く。こは那沙の死歿の景福元年の後半にありしを暗示するものならむ。余輩は鐵利の遷徙を説き了れるが故に、更に進みて其の後に於ける阿勒楚喀地方の形勢を攷へ、鐵利の故地が生女直と呼ばれし部族の本據として完顏氏の崛起を促したる經路を尋ねざるべからず。されども此の問題に入るには先づ五國部に關する確實なる知識を有するを便とす。仍つて次なる一節を其の考察に費やすべし。

四 五國部と其の住地——黑水靺鞨との關係

五國と呼ばれし部族につきては、遼史三卷營衛志下に「五國部、剖阿里國、益奴里國、奧里米國、越里篤國、越里吉國、聖宗時來附、命居本土、以鎮東北境、屬黃龍府都部署司」と見え、「五國」來貢のことの本紀の記載に登りしは、興宗の重熙元年西紀一〇三二に始まる。

さて營衛志の數へし諸部は聖宗の統和年間より朝貢し、遼史の本紀に左の記事あり。

- 一〇〇三 聖宗統和三年 兀惹、渤海、奧里米、越里篤、越里古等五部遣使來貢(四月)。
- 一〇〇四 聖宗統和三年 兀惹、蒲奴里、剖阿里、越里篤、奧里米等部來貢(七月)。
- 一〇一八 聖宗開泰七年 命東北越里篤、剖阿里、奧里米、蒲奴里、鐵驪等五部歲貢貂皮六萬五千、馬三百(三月)。
- 蒲奴里部來貢(七月)。
- 一〇三二 興宗重熙元年 五國酋長來貢(十一月)。

是等の記事に示されたる諸族の中、兀惹、渤海、鐵驪を除けば、自餘の五部族は統和二十一年以前嘗て契丹に朝貢せざりし部族にして、第一條の越里古は營衛志の越里吉と、第二條及び三條等の蒲奴里は益奴里と同一なること論を俟たざれば、營衛志が五國部の來附したるを聖宗の朝となせるは、亦た本紀の記載に合ふ。又た遼史卷九蕭素颯傳に「咸雍五年剖阿里部叛素颯討降之」とあるを、道宗本紀には「五國部阿里部叛、命蕭素颯討之」といひ、剖部字形相似たれば、一見「剖」字を譌なりとすべきに

似たれど、實は然らずして、越里古の越里吉に於けるが如く同音の異譯に外ならざるは、上に引きたる統和二十二年の一條が部族表遼史、卷六九には「蒲奴里部。阿里等部來貢」と記るされたるにて明かなり。又た營衛志の五國部の條下に「重熙六年以越里吉國。人尙海等訴會帥渾、敵、貪汚、罷五國會帥、設節度使以領之」といへるは、興宗本紀、同年八月の條に「北樞密院言越、棘、部、民、苦其會帥、坤、長、不法、多流亡、詔罷越、棘、等五國會帥、以契丹節度使一員領之」と見えたる事實に相當し、渾、敵は即ち坤長にて、越里吉の越棘とも呼ばれしを知る。棘字は北京官話にて *chi* と音ずれども、廣東音は *ki*、漢口音は *ki*、福州音は *kei*、日本音は *kioku*、竝に *ki*、朝鮮音は *keun* にして、是等は古音を傳へしものなるべければ、吉古棘を音通として越棘は越里吉の略稱なり。又た文獻通考を見るに、本書卷七、女真は五國を説明して「女真外又有五國、曰鐵勒、曰噴訥、曰玩突、曰怕忽、曰咬里沒、皆與女真接壤」といへり。此の五部族は如何にといふに、鐵勒の鐵利驪なるは之を察するに難からずして、慶祿四年宋の樞密副使富弼の仁宗に上れる守禦策の一條に「回鶻、高麗、女真、渤海、烏舍鐵、勒、黑水、靺鞨」云々といへる鐵勒も亦た此の部族を指せるなり。たゞ鐵勒といふは隋代より唐初に亙りて支那の北

方に據れる土耳其種の稱なりしに、——或は狄歷、勒勒の文字を用ひて——宋人が其の文字を假り來りて之を鐵利に適用したるは、唯聲音の類似の爲めのみ。3次に噴訥は烏骨里于骨里、烏虎里于厥里、嫗厥律なる興安嶺西の部族が烏古とも呼ばれし如く、4盆奴里の「里」を略せしものなるべし。次に玩突は越里篤に比定せらる。蓋し玩の官話音は *wan* なれども、今日此の音を有する他の文字に *yüen*, *yüe* 等の方語音あるもの多く、1利の廣東音は *yün*、完の廣東音は *yün*、漢口音は *won*, *wan*、竝に *yen*、

¹ Giles, A. *Chinese-English dictionary*.

² 續資治通鑑長編(卷一五〇)慶四年六月。

³ 高麗史(卷二)太祖世家(十九年)に見えたる「鐵勒」の僞鐵利なるは、後にいふべし。金史は主として鐵驪の文字を用ひしが、太宗本紀、天會四年の條に「鐵勒部長奪离刺」とあるは、同八年の條なる「鐵驪突离刺」に比定せらる。又た同書の世紀(卷一)に「及遼以兵從鐵勒、烏惹之民、鐵勒、烏惹多不肯徙、亦逃而來歸、奚王回离保傳(卷六七)に「鐵勒者古部族之號、奚有其地、號稱鐵勒州、又書作鐵驪州」といふ文あり。記事の内容は信じ難けれども、亦た鐵勒の文字を用ひし例とすべし。

⁴ 滿鮮地理歴史研究報告、第一冊「遼代烏古敵烈考」頁一。

温州音は yie、宛の温州音は yie、四川音は yüan 竝に wan、日本音は yen, on 竝に wan、安南音は yien、碗の温州音は yie、苑の漢口音は yun, yen、温州音は yie、寧波音は yu-eh、日本音は yen, on, ohsz、安南音は yien なり。而して「元」(yüan)に従へる杭沅、堯、航、術、阮等の文字は皆な今日 yüan と音ずるを以て觀れば、玩も yien, yüan 等の音を有せしことありしなるべく、即ち玩突は、玩にて越里を寫し、突にて篤を寫し、ものなるべし。⁽²⁾次に契丹の鄰國を擧げたる契丹國志^二卷二の一條に「又東北至屋惹國、阿里眉國、破骨魯國等國」といへる三國は、字音の上よりそれ〴〵兀惹と奧里米と割部、阿里とに比定すべく、怕忽は破骨魯の破骨に通ずれば、即ち割阿里の略稱なり。最後に第五の咬里没は上の阿里眉と共に奧里米に比定せらる。されば文獻通考の五國は遼史營衛志の越里吉を除外し、鐵勒(鐵利)を以て其の空席を填たし、ものにして、他は音譯の相違に過ぎず。然かも鐵利が五國の外なることは、遼史^四卷二道宗本紀、太康八年正月の條に「鐵驪、五國諸長、各貢方物」とあるにて明かなり。たゞ越里吉の除外せられしは其の所以あるに似たり。後にいふべし。

五國の各別の名稱は上述の如くなるが、斯かる總名を附せられたる部族は、或る範圍内に於いて一團をなしたるものならざるべからず。而して既記を経たる營衛志の「聖宗時來附、命居本土、以鎮東北境、屬黃龍府都部署司」なる文は、其の方位を指示すること頗る漠然たれども、契丹國志^一卷一に「女真、東北與五國爲鄰、五國之東鄰大海、出名鷹、自海東來者、謂之海東青、遼人酷愛之、歲歲求之、女真、女真至五國、戰鬪而後得」といひ、こゝに女真とあるは阿勒楚喀地方の生女直なれば、五國の諸族が生女直と隣接して其の東北に住せしを知るべし。さて金の太宗の天會五年^{宋欽宗靖康二年、西紀七一}宋の二帝徽宗欽宗及び其の一族は金軍に執へられ、此の年上京^會より移りて韓州^{今の八面城附近}に居りしが、天會八年更に五國城に徙されたり。其のこと李心傳の建炎以來繫年要錄^五卷三に「建炎四年^{會八年、天會七月乙卯}是日、二帝自韓州移居五國城、五國城者在金國所都西樓^京上之東北千里、金人將立劉豫、乃請二帝徙居之、^{臣謹接北}庚戌^{建炎四年}中元遷五國^城、乙卯^{十五日}故附於此日」と見え、大金國志^六卷六亦た之に據る。而して同年九月徽宗の

1 Giles, A Chinese-English dictionary.

2 「補註」金史卷九四「夾谷清臣傳」に「胡里改路桓篤人也」とある桓篤も、後に述べるところの玩突(越里篤)の位置より推して同一地名なりとすべし。

皇后鄭氏の崩ぜしも、紹興五年西金紀一三三年、徽宗の崩ぜしも、九年西金紀一三九年、西欽宗の皇后邢氏の崩ぜしも、皆な五國城として繫年要録及び宋史に記るされ、其の五國城が天祚帝の天慶二年西一紀一〇一まで契丹に朝貢したる五國と關係あるべきことは、管に稱呼の類するのみならず、五國城の位置に關する繫年要録の記載は余輩の推測したる五國の大體の方位と一致し、且つ三朝北盟會編九卷九所引の靖康皇族陷虜記に、「少帝位下太子諱小大王訓見在五國城、鄭才人生、一、見在親王、鐵使閻婉容二帝に隨ひたる貴妃の名五國生、一、歿故親王、燕王趙州、越王韓州、鄆王韓州、肅王五國、祁王五國、信王五國、建安郡王青城、嘉國王五國、瀛國公五國、昌國公五國、一、應扈二帝親屬四百餘人、爲遷二帝往五國、留在遼東、落後養濟焉」と見えたる如く、當時の宋人が五國・五國城の二稱呼を通用せるにて明かなり。因つて五國城の所在を尋ぬるに、此の城名は金史に見えざれども、二帝の遷徙に關する太宗本紀金史卷三の記事——「天會八年炎四年七月丁卯、徒昏德公、徽重昏候宗、欽于鶻里改路は所謂鶻里改路が五國城と其の指すところを同じくするを暗示す。然るに鶻里改路の異譯なるべき「胡里改路」の方位は、金史卷二地理志に「西至上京會六百三十里」と記

るされ、別に會寧府の條にも「東至胡里改六百三十里」とあり、又た滿洲源流考混同江所引の元一統志に「混同江、俗呼松阿哩江、源出長白、北流經舊建州、林附近、西五十里、會諸水、東北流經故上京會寧、下、達、五、國、頭、城、北、又東北注於海」——大明一統志卷八、九、川にも「混同江、在開原城北一千五百里、源出長白山、舊名粟末河、粟末靺鞨居此、俗呼宋瓦江、北流金故會寧府下、達五國頭城、北、東入于海」とあり——とあるを以て、松井學士は是等の記事を基礎とし、胡里改路の治所と五國城（五國頭城）とを同一地點と見て、之を今の三姓に擬せり。金の上京の故地なる今の阿勒楚喀の東北に於いて胡里

1 繫年要録（卷三五）に二帝の韓州より五國城に移れる當時の狀を記して曰く、「時越王俣、鄆王楷已薨、靖康皇族數州、烏登路都統錫庫者、以金人命、減去隨行宗室官吏、上皇、徽宗力懇之、不從、乃召諭之曰、卿等相隨而來、憂樂固當同之、但事屬他人、無如之何、言訖泣下、皆相與號呼而出、於是宗室仲昇等五百餘人皆移居臨潢府、而內侍黎安國等數百人在遼東、從二帝者、惟晉康郡王孝懿、和義郡王有奕等六人而已、靖康皇族陷虜記の爲遷二帝往五國、留在遼東、落後養濟焉」は、斯くの如く二帝の遷居に際して多數の皇族の隨行を許るされざりしをいへるなり。又た李心傳の利用したる「靖康皇族數」は「陷虜記」と同一書なること疑ひなし。

2 滿洲歷史地理、卷二、頁一八八——一九〇、頁一九五。

改即ち瑚爾哈の名を負ふべき樞要なる地は、三姓を措きて他に之を求むる能はざれば、松井學士の論斷は其の確實なること疑ふべからず。而して繫年要録に五國城を金都の東北千里となせるは、亦た松井學士の言へる如く唯、其の距離の遠さを示せる大體の里數に過ぎざるべし。

さて金初の宋人洪皓の撰せし松漠紀聞續に「運糧者、多自國都京^{○上}往五國頭城^{○載}魚[○]といへるは、五國頭城の名の記録に現はれたる初めなるが、又た此の城につきては大明一統志^{卷二五、遼東都}に「五國頭城、在三萬衛^{開原}の北一千里、自此而東分爲五國[○]故名、舊有宋徽宗薨于此[○]」といふ記事ありて——遼東志^{卷一、地理}にも「五國頭城在開原北一千里、自此而東分爲五國、故名、舊傳、宋徽宗葬于此[○]」とあり——五國頭城の意義と五國部の位置とを明かにするを得べし。即ち五國城の五國頭城とも呼ばれしは、五國の筆頭に位したるが爲めにして、五國の諸部族は此の城の所在地たる三姓に位置せしものを第一とし、是れより東方に分在したりしなり。是に於いてか余は又たそれ等の各別の住地を攷へざるべからず。

考察の第一は三姓の地に據りたる部族なり。余輩は前段に於いて遼史^{卷三}三營

衛志の五國部の條下に「重熙六年、以越里吉國人尙海等訴會帥渾徹貪汚、罷五國會帥[○]設節度使[○]以領之[○]」といへるを、興宗本紀、同年八月の條の記事——「北樞密院言、越棘部民苦其會帥坤長[○]不法、多流亡[○]詔罷越棘等五國會帥[○]以契丹節度使一員領之[○]」に照合し、越棘を越里吉の略稱となし、が是等の記事につきては更に一考を要するものあり。五國の會帥を罷め、契丹の節度使一員を設けて之を領せしめたりといふことは是れなり。蓋し文字の表面に顯はれるところにては、重熙六年^{西紀一〇三七}以來五國の會帥は何れも其の權能を失ひたる如くなれども、越里吉の會帥が貪汚にして彼れの部民を苦しめられたればとて、それとは關係なき他の四部族の會帥も同時に罷められたりといふは事理に合はず。況んや興宗本紀^{遼史、卷二〇}重熙十七年^{西紀一〇四八}八月の條に「以殿前都點檢耶律義先爲行軍都部署、……伐蒲奴里[○]會陶得里[○]」といひ、翌年二月の條に「耶律義先等執陶得里[○]以獻[○]」といひ、同五月の條に「五國會長各率其部來附[○]」とあるに於いてをや。想ふに重熙六年越里吉の部民が會帥渾徹(坤長)の不法を訴ふるや、遼は渾徹に代ふるに契丹人の節度使一員を以てし、其の部を之に直屬せしむると共に、自餘の四部族をも管領せしめられたれども、それ等の四部族は依然とし

て本來の酋帥を戴きしなるべし。而して斯く觀る時は、五國の最初に鐵勒(鐵利)を擧げ、以下蒲奴里、越里篤割、阿里、奧里米に比定すべき噴訥玩突、怕忽、咬里沒の四部族を數へて、獨り越里吉を除外したる文獻通考の記載の必ずしも誤傳にあらざるを知る。即ち越里吉は重熙六年以來獨立せる一部族として存在せざりしかば、五國に關する知識を宋人に傳へしものは、此の因襲的の名稱に對して唯、其の數を填たさむが爲めに姑く鐵利を加へしなるべし。さらば契丹の節度使は越里吉部に居り、而して五國の諸部族を管領したりしなり。然るに斯かる任務を有する官司の置かるべき地として、三姓附近の最も適當なるは甚だ看易きところなれば、越里吉は五國部の第一として、即ち五國城の所在地に住せし部族ならざるべからず。又た五國城の名は遼代の記録に傳はらざれども、節度使司の設置はあつからず。契丹人の地名を要求したりしなるべく、其の地名こそは即ち五國城なりしならむ。而して金代に於ける此の地の官公名は胡里改路なりしに、宋人の之を五國城(松漠紀聞續の五國頭城)と呼べるは、遼代には官公的なりし其の城名が、當時俗名として行はれたりしを示すものなるべし。

次に黑龍江と松花江との會流點に近く後者の北岸に今日鄂里米(Olemi)と稱する地あり。清初に成れる d'Anville の支那地圖には Aoulémi と記る。又た遼東志九卷に「海西東水陸城站」として松花黑龍二江に沿ひたる元明時代の城站を列擧したる中に、奧里迷站あり。之を d'Anville の Aoulémi に比定すべきは、箭内學士の

1 文獻通考は五國に關して「女眞外又有五國、曰鐵勒、……皆與女眞接壤」といへるが、五國と境を接せし女眞は生女直ならざるべからず。然るに重熙の初めに於ける阿勒楚喀地方の女直は未だ生女直として其の勢力を認められざりしが如ければ(後文參照)、宋人が五國の名稱を傳聞したる時期の、越里吉の酋帥の罷められたる以後にあるを推すべく、此の點に於いても上の推測は容るざるべし。又た文獻通考に上の記事を承けて「自天聖後沒屬契丹、不復入貢、世襲節度使、兄弟相傳」といへるは、五國の説明にあらず。天聖元年は契丹太平三年にて、其の頃より契丹に沒屬したりといふは、鐵利の故地に據りたる阿勒楚喀地方の女直なるべく(後文參照)、道化二年(契丹統和九年)以後如何なる女直も宋に朝貢せざりしことは宋史(卷五、太宗本紀)續資治通鑑長編(卷三二)契丹國志(卷七)等に明文あれば、「不復入貢」は無意義の文字なり。而して「世襲節度使、兄弟相傳」は下文の「其酋本新羅人、號完顔氏」云々と共に金の祖先に關する事實なり。

言へる如し。¹⁾ 然らば又た此の站名は五國の一なる奥里米の名殘と見て不可なかるべく、即ち奥里米は今の鄂里米の附近に住せし部族なりと知らる。²⁾

次は割阿里、蒲奴里、越里篤の三部なるが、是等は少しく比定の困難を感ぜしむ。されども五國の第一は三姓に據り、自餘の四部族は其の東方に分在して一節度使の管下にありたりとせば、松花、黑龍二江の合流點に近き奥里米の如きは、其の末端に位したるものにはあらざるか。曹廷杰は東三省輿地圖說^{五國に}、今自三姓至烏蘇里江口、松花江兩岸、共有城基九處、一三姓附郭舊城、一三姓下八十餘里北岸、吞河固木訥城、一三姓下三百五十餘里南岸、瓦里和屯、即通志^{盛京通志}、斡里城、一斡里城下四十餘里南岸、希爾哈城、一希爾哈城下約百里北岸、有大古城、一希爾哈城下百六十里南岸、富克錦地方、有大古城、一富克錦下約百里南岸、圖斯科地方、有大古城、一圖斯科下一百八十餘里南岸、額圖地方、有古城、一額圖下約五十餘里南岸、青得林、即喜魯林地方、有古城基、合諸書觀之、是五國故址、不外三姓下九城也、³⁾ として、三姓及び其の東方に九個所の公補地を擧げしが、黑龍江の南岸なる額圖と喜魯林(青得林)とは少しく遠きに過ぐるの感あり。然るに是等及び三姓を除きて、松花江の沿岸に三處の要地あり。

即ち廷杰の數へし吞河^{吞は屯と書く}の固木訥城の地、瓦里和屯^{又た倭羅郭屯に作る}、及ぶ富克錦是れなり。三姓、鄂里米の間に斯かる地あり、而して五國が或る範圍内に於いて一團をなしたる部族なりとすれば、疑問の三部を上^上の三處に恰當せしめむとするは、臆測の甚しきものにはあらざるべし。因つて按ずるに、瓦里^{亦た斡里宛は}、宛は d'Anville に Quanlin と記るされ、遼東志の列擧したる城站の一なる阿陵站の Quanlin なるべきことは、箭内學士の指摘したるところなり。而して是等の地名は越里篤

¹⁾ 滿洲歴史地理、卷二、頁四五〇。

²⁾ 黑龍江輿地圖は都爾河を示せる一葉(右三)に鄂里米城を掲げて、之に「俗呼高麗城、即遼五國部奥里米城」と註し、又た松花江の河口を圖したる他の一葉(右四)にも「鄂里米和屯、即遼奥里米國城」と記るして、其の傍に鄂里米廢噶珊を擧げたり。噶珊(Cajian, Sajan)は村の義にして、此の廢噶珊こそは d'Anville の Aoulemi Cajian 遼東志の奥里迷站なるべきに、d'Anville の示せる Aoulemi Cajian の位置は松花江の河口にあらねば、鄂里米城の外に鄂里米和屯、和屯は城の義(義)を掲げしは輿地圖の撰者の杜撰なるべし。たゞ鄂里米を五國の奥里米に比定したるは當を得たり。

³⁾ 滿洲歴史地理、卷二、頁四五〇。

の轉音と見るを得べければ、松井學士のいへる如く、黑龍江輿地圖三が宛里城に「倭羅郭屯、即遼五國部越里篤國城」と註せしは從ふべし。

然らば、割阿里蒲奴里二部族の中、其の一方の住地は屯河の固木訥城の附近に、他は富克錦の地方に擬すべき如くなれども、音聲の類似は固より之を認むるを得ず。且く上例に従ひて二地の名稱の沿革を察するに、遼東志の列擧したる城站中、托溫城が屯河(吞河)の下流に位し、元代より明初に互りて移闌豆漫三の義萬戸の一なる托溫(桃溫)豆漫の居城たりしことは——他の二萬戸は火兒阿及び幹朶里にして、今の三姓に火兒阿(胡里改)豆漫あり、之と相對して瑚爾哈河の西岸に幹朶里(幹朶憐)豆漫遼東志の幹朶里站の地ありき——元史九卷五地理志及び龍飛御天歌第三章五の記載に徴して殆んど疑ひなければ、今日固木訥城と呼ぶるものは即ち元明時代の托溫城の古址なるべし。又遼東志九卷は阿陵站(今の瓦里和屯)と奧里迷站(今の鄂里米)との間に柱邦站、弗思木城、古佛陵站なる城站を列擧す。憾むらくは是等の地名は d'Anville に見えざれども、瓦里和屯と鄂里米との間に之を配置するとすれば、弗思木城は曹廷杰が富克錦地方に在りといへる古大城に擬すべきものならざるべからず。皇明實

錄太祖卷一四三に洪武十五年西紀一八二二月、女眞の地より來り附したる前元の鯨海千戸速哥帖木兒等の言を載せたる一條あり。其の言に「遼陽至佛出渾之地三千四百里、自佛出渾至幹朶憐一千里、幹朶憐至託溫萬戸府一百八十里、託溫至佛思木隘口一百八十里、佛思木至胡里改一百九十里、胡里改至樂浪古隘口一百七十里、樂浪古隘口至乞列隣一百九十里、自佛出渾至乞列隣皆舊所部之地、○元朝の亡びしを願往諭其民、使之來歸といへるが、此の佛思木隘口の上の弗思木城の地なるは論なかるべく、托溫(託溫)豆漫等と相並びて當時其の地を占有したる部族(恐らく弗思木と呼ばれしもの)の存せしことは末尾の數句に徴して明かなり。而して同書太宗卷八四永樂十年西紀

1 同上、頁一九〇。

2 同上、頁四一〇——四一二。滿鮮地理歷史研究報告、第二冊、頁二一五——六、頁二三六、二六二 參照。

3 固木訥城につきては、吉林通志(卷二四、三姓境內古城)に「公木訥城、城(三姓)東北一百二十餘里、松花江北岸、周圍五里、地名公木訥、俗因曰公木訥城」と見え、黑龍江輿地圖は屯河の下流の右岸に其の所在を示す。

一一四八月の條に「奴兒干乞列迷……等處女直野人頭目准士奴塔失等百七十八人貢方物來朝置只兒蠻兀刺……弗思木十一衛」云々と見えたる弗思木衛は此の部族の來歸したるに由りて置かれし衛所なるべし。斯くして托溫と弗思木とは亦た其の音聲に於いて五國の部族名の何れにも副はざれども余輩は元明時代に於いて今の固木訥及び富克錦の地方が頗る顯著なる部族に依りて占有せられし事實を徵し得たるが故に、遡りて其の關係を遼代に及ぼし、地名の變遷、部族の移動は容るざるべしとして、割阿里蒲奴里の二部族を是等の兩地に配當するの不可なきことを一層確實にしたりと信ず。因つて余輩は更に他の方面の事實を考察し、蒲奴里部の住地を固木訥城の附近となすべき理由を之に求め、隨つて割阿里部のそれを富克錦の地方に擬せむとす。

上文速哥帖木兒等の言に、胡里改を以て佛思木の彼方一百九十里に在りとなせるは甚だ訝かし。龍飛御天歌^{第三章}は移闌豆漫として、韓朶里の豆漫、猛哥帖木兒、火兒阿の豆漫、阿哈出、托溫の豆漫、高ト兒闕を擧げ、其の註に「韓朶里、火兒阿、喜^ト、托溫、^ト、^オ、^ウ、^ン」三城、其俗謂之移闌豆漫、猶言三萬戶也、蓋以萬戶三人分領其地、故名之」と

いへるが、三城の位置は上に記るし、如くにして、火兒阿は胡里改の異譯なり。然るに洪武二十一年^{西紀三八八}一、瑚爾哈河の河口の地は兀狄哈の會長達乙麻赤に侵され、火兒阿の阿哈出は布爾哈圖河の流域に徙ると共に、韓朶里の猛哥帖木兒も豆滿江畔會寧の地に走り、獨り托溫の高ト兒闕のみ其の地を保ちしことは余の嘗て詳論したる所なれば、²移闌豆漫に關する龍飛御天歌の所傳は洪武二十一年以前の狀態ならざるべからず。隨つて其の狀態は當然洪武十五年^{西紀三八二}に於ける速哥帖木兒の言と合せざるべからざるに、松花江に沿ひて順次に韓朶里、佛思木等の要地を數へし彼れは、佛思木の次に胡里改を擧げたりといふ。然かも胡里改即ち火兒阿は金の胡里改、元の胡里改、萬戶府と共に、唐代より忽汗河として聞えし今の瑚爾哈河と密接なる關係ある地名なれば、之と同名の地が亦た松花江の下流に存せりとも思はれず。假にこれ有りとするも、韓朶里と托溫

1 大明一統志(卷八九、女直沿革)にも弗思木衛の建置を永樂十年となす。

2 滿鮮地理歴史研究報告第二冊、頁二一四—二六二。

とを數へて、獨り阿哈出の部落を遺却したるが如きは、尤も奇なり。速哥帖木兒の言に據れる皇明實錄の記載に誤りあるは、殆んど疑ひを容れざるべし。然らばまた其の誤傳の起りし理由は如何。速哥帖木兒が佛思木(今の富克錦)の彼方にありといへる樂浪口と乞列隣との位置を攷ふるに、遼東志^{九卷}の例の一條は奥里迷站(今の鄂里米)の次に左の城站を擧げたり。

弗踢奚城 弗能都魯兀站 ^(考) 郎古城 可木站

「考」と「老」とは字形相似たれば、考郎古城は老郎古城の誤りにて、即ち樂浪古なるべし。弗能都魯兀站の所在は之を知るに由なけれど、弗踢奚城を d'Anville の Outouki(今の布齊和)に、可木站を今の科木(Kemu)に當つべきことは箭内學士の示し、如くなれば、樂浪古の大體の位置は松花黑龍二江の合流點の附近と見て不可なるべし。随つて乞列隣は明かに今の喜魯林に比定せらる。さて曹廷杰は上文引用したる記事に於いて、富克錦より圖斯科額圖を経て喜魯林に至るを通計三百三十里となせるが、地圖に示されたるところを以ても、此の里程は近きに過ぐ。而して吉林通志^{卷一七}富克錦城屯鎮は其の前後に位置する富唐古と科勒木^{d'Anville Keremo}

とに四百四十里乃至六百八十里の里程を擧げたれば、三姓富克錦の間の五百三十清里なるに對して、富克錦喜魯林の間も殆んど等距離なるべし。然るに速哥帖木兒の言を録せし行程は、

幹朶憐 ^{三姓の瑚爾} 哈河 ^{西岸} 一八〇里 託溫 ^{屯河の固木} 一八〇里 佛思木 ^{富克錦} 一八〇里 胡里改 ^{附近}

にして、一の地點と他の地點との間隔は何れも百八十里内外なり。されば幹朶憐と託溫、託溫と佛思木との間の行程の如きは、之を實際の地理に照らして其の比例に誤りあること明かなれども、姑く佛思木、胡里改間の百九十里なる里數を除き去れば、幹朶憐、佛思木の間は三百六十里、佛思木、乞列隣の間も三百六十里にして、此の比例は克く上に述べたるところと合ふ。因つて想ふに女真人たる速哥帖木兒は胡里改の實際の位置に關して誤謬を傳へざりしならむも、當時此の方面の地理には殆んど無知識なりし明人は、納哈出の降りて明の勢力の始めて

¹ 滿洲歴史地理、卷二、頁四五〇。

遼東に及びしは洪武二十年西紀三八七なり、他の地名の例に引かれて、胡里改を韓朶憐の附近となしたる速哥帖木兒の言に深き注意を拂はず、妄りに百九十里の里數を設けて之を佛思木の次に置きしなるべし。

遼史卷二興宗本紀重熙十七年西紀一〇四八八月の條に蒲奴里部征伐に關する、以殿前都點檢耶律義先爲行軍都部署、中順軍節度使夏行美副部署、東北面詳穩耶律朮者爲監軍、伐蒲奴里會陶得里一といふ記事あり。義先等の凱還したるは翌年二月なるが、此の擧が蒲奴里部の背叛を懲らし、ものなりしは、同書卷九蕭朮哲傳に、蒲奴里部長陶得里、朮哲○蕭朮哲は上の記事の耶朮者と同一人なるべし爲統軍都監、從都統耶律義先擊之、擒陶得里、といひ、又蕭速撒傳同九上、卷九に、蒲奴里、從耶律義先往討、執首亂陶得里、以歸一と見えたる如し。たゞ其の叛亂が何事を意味せしかは遼史に明文なけれど、重熙六年西紀一〇三七越里吉の會帥を罷めたる時、契丹の節度使を置きたることは既に述べたる如くにして、其の節度使は爾來五國城の地に於いて——其の頃既に此の城名の存せしや否やは不明なれども——五國の諸部族を管領したりと思はるゝに、上の出征に際して特に節度使の任命ありしは、遼史卷五耶律仙童傳に、蒲奴里叛仙童爲五國

節度使、率師討之、擒其帥陶得里一とあるにて知らる。さらば蒲奴里部の叛亂の意義は略之を想像するを得べく、即ち陶得里は或る事情の下に元の節度使を殺して契丹の勢力に反抗したるものなりしならむ。然るに興宗本紀重熙十八年西紀一〇四九二月乙酉二十の條に、耶律義先等執陶得里以獻一といひ、其の五月甲辰二十の條に、五國會長各率其部來附一とあり。漫然此の記事を讀めば、蒲奴里以外の五國の諸部も亦た叛亂に與かりしが如くなれども、耶律義先及び夏行美等の傳にも唯蒲奴里を討ちて陶得里を獲たりとすること、上に引きたる諸將の傳文と同様なれば、諸部相共に叛せりとは思はれず。而して其の諸部長の來附したりといふが、義先等の凱旋せし後約三箇月を経たりし事實に徴するも、こは蒲奴里部の叛亂に由りて一時朝貢の自由を妨げられしものが、其の鎮定するを待ちて始めて來獻したるを意味するものならざるべからず。果して然らば蒲奴里部の所在として固木訥富克錦二地の中其の何れを採るべきかの問題は、此の關係に依りて之を決するを得べし。

蓋し富克錦の東方に位置せし五國部族は唯、奧里米のみなるが故に、併せて諸部の朝貢を妨げたる蒲奴里部は、越里吉(三姓)と越里篤(瓦里和屯)との中間なる固木訥城の附近に據りたるものなるべければなり。随つて最後の割阿里部は之を富克錦附近に擬せざるべからず。たゞ一言すべきものあり。道宗の咸雍五年西紀一〇六九に至りて、亦た割阿里部の叛せしことありしを、道宗本紀遼史、卷二は之に關して「十一月丁丑、四日五國部割阿里部叛、命蕭素颯討之、十二月甲戌、前月十二日五國來降、仍獻方物」といへば、茲に所謂五國の來降を蒲奴里部の叛亂の場合に於けると同様なりとし、上の推定を妥穩にあらざとすものあらむ。されども割阿里部の叛につきては、蕭素颯傳遼史、卷九五に「咸雍五年割阿里部叛、素颯討降之、率其酋長來朝」とありて、素颯の出征せし後五十餘日にして五國の來降したりといふは、彼れに降りし割阿里部其のもの、酋長の來朝なること著しく、即ち此の場合に於いて五國は單に一部族を指せるに外ならざるなり。上文指摘したる如く、越里吉の酋帥の處分に關して「罷五國會帥」といひ、五國なる文字の頗る曖昧に使用せられしをも思ふべし。されば黑龍江輿地圖の編者が固木訥城に「益奴里國故城」と註記したるは、理は知らず、唯、

其の斷案に於いて余の意を得たり。然かも富克錦の古城を越里吉城となし、割阿里部を遠く精奇里河(Noyra)のあたりに置きて博科里城との比定を試みしは、共に從ひ難し。

上の考定の結果を文獻通考の記事に照合すれば、其の五國は、住地の順序に従ひて之を列擧したるものなり。されども遼史營衛志は則ち然らず。

五國の位置を論じて元の三萬戶府龍飛御天歌のことにも觸れたれば、他の二萬戶府に就きて一言せむ。是等の五萬戶府は、元史卷五地理志「合蘭府水達達等路」の條に「元初設軍民萬戶府五、撫鎮北邊、一曰桃溫、距上都四千里、一曰胡里改、距上都四千二百里、大都三千八百里、有胡里改江并混同江、又有合蘭河、流入于海、一曰斡朶憐、一曰脫斡憐、一曰孛苦江、各有司存、分領混同江南北之地」と見え、最初の三萬戶府の所在地は龍飛御天歌の記事に徴して明かなれども、脱斡憐と孛苦江とは之を知るに由なし。然

1 黑龍江輿地圖、右三、下一。

2 同上、右三。

3 同上、右二、上二。

かもそれ等が屯河の東方に於ける松花江の流域以外に出でざるべきは、斡朶憐等の三萬戸府の配置の關係よりして推測せらるゝところ。混同江の南北の地を分領せりといふに依りても、五所の萬戸府の互に隔絶せざりしを想はざるを得ず。然らば遼代に於いて越里篤部と割阿里部、明代に於いて阿陵站と弗思木城との所在地たりし今の瓦里和屯及び富克錦の地方は、亦た之を脱斡憐、字苦江、二萬戸府の所在地に擬定して不可なき如くなれども、前後の時代の地名に對して音聲の一致を認むる能はざるを奈何にせむ。たゞ私かに謂ふに、脱斡憐の「脱」は衍字にして、其の斡憐は、越里篤の轉訛と看るべき阿陵(d'Anville)の Ouanlin、今の瓦里斡里宛里と共に、同音の異譯たるにはあらざるか。又た字苦江といふは一見江名と關係あるが如くなれども、江と呼ばれるものは概ね大河なれば、黒龍江を措きてはざる河水のあるべくもあらず。随つて字苦江の「江」字につきても亦た疑ひを容るべき餘地あり。而して元明時代の弗思木と今の富克錦とは必ずしも同一地點にあらずとすれば、此の現今の地名は元代の字苦と縁あるにはあらざるか。姑く臆説を掲げて後致を俟つ。

以上遼代の五國部を考察して、三姓鄂里米の間に彼等の分住したるを知れるが、是に至りて余は其の住地の關係より唐代の黒水靺鞨に想到せざるを得ず。既に述べたる如く黒水靺鞨の連年唐に通ぜしは天寶十一載西紀七以前にして、其の後に於いては元和十年西紀八一たび來りしことあるのみ。然るに後梁を経て後唐に至り、此の一朝西紀九三三を通じて特に彼等の朝貢の屢次なりしは、冊府元龜及び舊五代史等の傳ふるところ。五代會要卷三〇、水靺鞨の記事亦た同じければ、左にそれを引く。

- 九二四 契丹唐同光三年 遣使兀兒來朝、以兀兒爲懷化中郎將、遣還番九月。
- 九二五 契丹唐同光三年 黒水胡獨鹿遣使朝貢五月。
- 九二九 契丹唐天贊四年 遣使骨至來朝、兼貢方物、以骨至爲歸德司戈、遣還番八月。
- 九三〇 契丹唐天顯元年 其首領兀兒遣使朝貢三月。
- 九三一 契丹唐天顯六年 青水奏、黒水兀兒部至登州、賣馬五月。
- 九三二 契丹唐天顯七年 青州奏、黒水桃李花狀申、父胡獨鹿卒、所有勅賜朱記未敢行使。

阿保機の侵入に渤海國の滅びしは、天顯元年西紀九の初めなれば、黒水靺鞨の後唐に通ぜしは其の前後に互る。又た冊府元龜には五代會要等に見えざる二條の記事あり。

同光三年西紀二五八月、青州市到黒水蕃馬三十疋¹⁾。

長興元年西紀三〇正月、青州奏、羌人押渤海王憲一行歸本國、被黒水剽劫、今得黒水

兀兒狀及將印紙一張進呈²⁾。

上に引きたる最後の二條と合せ考ふれば、それ等の黒水靺鞨は渤海國——滅亡の後には東丹國——の境内を通過し、鴨綠江を下りて海路山東半島に來りしが如し。然らば亦た其の朝貢の渤海國の滅亡に先だちて開始せられしは何故か。天寶の末年より後唐の初めに至るまで百七十餘年の間、此の部族の消息の殆んど全く中國に聞えざりしは、渤海國の羈縻の下に自ら朝貢するの自由を得ざりしに由る。然るに渤海滅亡の前々年なる同光二年西紀二四九に至りて如上の關係の更始を見たりとせば、之を以て渤海國の勢威の衰頽に歸するは、蓋し當然の推測なるべし。況んや本章第一節に述べたる如く、其の明文こそ史上になけれ、將軍申德禮部卿大和

鈞等某々の高麗投入と、阿保機の侵入を渤海の罅隙に乗じて起てりとなしたる耶律羽之の言とによりて、内部より此の國の滅亡を促したる或る動亂の存在したりしことを想像し得べきに於いてをや³⁾。黒水靺鞨の後唐に通ずるを得たるは、此の動亂の爲めならざるべからず。さもあれ彼等の朝貢は僅かに十年を出でずして罷み、亦た契丹にも朝せず。黒水靺鞨の名は是れより史上に跡を絶てり。斯くして七十餘年を経過したる統和年間に至り、新たに契丹に聞えし部族は即ち五國部に於いて、彼等が三姓附近と其の東方とに住せしことは、直ちに唐代の黒水靺鞨を聯想せしむ。而して後唐時代の黒水靺鞨は亦た渤海の邊疆の部族として唐代のものと同其の住地を同じくしたりしなるべく、やがて其の部族名の全く聞えずなりし後も、部族自身は阿勒楚喀方面の鐵利と境を接してなほ本の住地を保ちしならむと思はるれば、遼の中葉以來五國の名にて現はれたる部族は蓋し前代の黒水靺鞨

¹⁾ 冊府元龜、卷九九九、互市。

²⁾ 同上、卷九九五、交侵。

³⁾ 本報告五九頁參照——〔本書、頁七八參照〕。

に外ならざらむ。

されども唐代の黒水部は黒水の南北に於いて十六落に分かれたりといひ、其の數に於いて五國と大なる徑庭あるが故に、彼れと是れとは亦た其の範圍を異にしたりとも見らるべし。況んや黒水靺鞨の東境は頗る不明なるに於いてをや。されども黒水靺鞨が甚しく散漫なる部族の汎稱にあらざりしは、唐書の記載によりて略、想像するを得べく、これより遠き地方の部族として思慕郡利窟說莫曳皆等の名の各別に知られしことも此の推測を佐く。且つ三姓固木訥瓦里富克錦鄂里米等は何れも松花江の下流に沿ひたる要地にして、即ち五國の酋帥の據りたる處なれども、其の地域内に於いて別に邑落をなすべき箇所は固より多ければ、彼等に分屬したる部落にして亦た較、顯著なるものありしを想はざるを得ず。黒水靺鞨の十六落はそれ等を合せて之をいへるにあらざるか。若し然らずして三姓より松花江の河口に至るまでの間に僅かに五六の部落を容るゝとせば、此の部落の一端は恐らく黒龍江の河口の地方にも及びて、全體として甚だ散漫なるものとなり、之を以て一團の勢力をなせりと見るは殆んど不可能たるべし。唐の置きたる黒水

府の今の三姓附近なるべきことは既に述べたる如くなるが、最大の部落を黒水府となし、其の首領を都督として諸部是等の酋長は刺史皆な之に隸せりといふも、黒水部の範圍が三姓に匹敵すべき他の樞要なる地點を含める遠隔の地方に及ばざりしを想はしむ。故に余は遼代の五國が松花・黒龍二江の合流點の西方に於いて一團をなしたることをも考慮の中に加へ、唐代の黒水部も略、此の範圍を出でざりしならむと推定す(第二章第三節參照)。

さらば五國は前代に於ける黒水靺鞨の變名にして、其の遼代の名は部族を以て一國に擬するを常とする契丹人の與へしものたるべし。而して斯く名稱の移變したるは、統和二十一年以前七十年の間此の部族の消息の聞えざりしに由る。——本節の初めに表記したる如く、遼史は統和開泰の間此の部族の朝貢に關して各別の部名を擧げ、重熙元年に至りて始めて五國朝貢の記事あるは、其の頃此の總名の附せられしを示す。——さて其の消息の絶えたる理由を察するに、渤海滅亡の後、後唐に通ぜし黒水靺鞨は、瑚爾哈河を溯りて寧古塔方面に出で、然る後鴨綠江の流域に下りしことなるべければ、長興三年契丹天を最後として其の關係を斷つ已

むなきに至らしめたるものは、東丹國の移轉によりて契丹の勢力の退きたる後、依然として渤海の舊都を保ちし其の國の遺民ならむ。上文引用したる長興元年契丹天顯五年の青州の奏狀によれば、後唐より本國に歸りし渤海人の一行は黒水の剽劫を被れりといふ。こは彼等と黒水の使者との間に起りし道途の事件ならむも、亦た以て上の關係を推する料たるべし。さりとて黒水靺鞨は爾來契丹にも朝貢せざりき。惟ふに此の方面には阿勒楚喀地方に據りたる鐵利あり。彼等は渤海國の滅亡によりて其の勢力を伸張したりしなるべく、機あらば契丹に通ぜむと欲する。黒水靺鞨に對して其の自由を與へざりしものは、即ち此の部族ならむ。さらば統和二十一年より五國の諸部族の契丹に來附するに至りしは、其の情勢の變動を意味するものならざるべからず。阿保機殂落の後、聖宗の即位に至るまで、契丹の軍兵は深く女直の内地に入ることなかりしに、統和十七年の兀惹征伐に際して、征軍鐵利を經由し、留屯數月に及べり。而して鐵利の移轉は二十一年以後の事なるべければ、五國の來附は前の事件によりて説明せらるゝが如し。即ち丹軍の來屯は鐵利と境を接せる五國をして其の威力に靡かしめ、又た鐵利其のものをして彼等

の爲めに朝貢の通路を開かしめしならむ。

五 鐵利の故地と生女直

説き來りて論旨を轉じ、第三節に述べたるところを承けて、鐵利の遷徙以後に於ける阿勒楚喀地方の形勢を攷ふべき機會に達せり。遼史卷一聖宗本紀を見るに、太平六年西紀二六〇の條に、以迷離己同知樞密院黃翮爲兵馬都部署、達骨只副之、赫石爲都監、引軍城混同江、疎木河之間、黃龍府請建堡障三、烽臺十、詔以農隙築之、東京留守入哥奏、黃翮領兵、入女直界狗地、俘獲人馬牛豕不可勝計、得降戶二百七十、詔獎諭之、といふ記事あり。二月己酉に係けられたれども、其の内容より之を觀れば、少なくとも數月に互れる個々の事實が、互に相關する故を以て同一條下に併敘せられしものならざるべからず。さて疎木河は率沒里河の略にして、一に治河ともいひ、黃龍府(今の農安附近)の傍を流るゝ今の伊通河に比定すべきこと。混同江は太平四年西紀二四〇鴨子河の改名せられしものにして、其の鴨子河は伊通河を合せて西北流する松花江の稱なること。隨つて混同江、疎木河間の黃翮の築城は、黃龍府の前面の防

禦を目的とし、伊通河の西方に於いて、賓州(黃龍府路の松花江の渡津の南岸)以南の要地に築かれたるものなるべきこと。其の時黃龍府が堡障と烽臺とを必要としたるは、此の築城と相俟ちて府治の防備の完全を期せしに外ならざること。——是等の事項は拙稿「遼代混同江考」に詳説したれば、更に辯を費やすを須ひず。今ま余の特に注意せむとするは、上の築城と前後して黃龍の征せし女直なり。

さて翩等の征せし女直の混同江外のものなるは、彼等が築城と征伐とを兼ね行ひたるにて明かなるが、江を距ること遠からざる拉林河の西南の地方には、達盧古と稱する女直部族ありき。此の女直は阿保機の渤海を征せし時、其の軍に破られ、爾來往々來貢し、阿骨打の契丹に叛せし際には、其の寧江州を攻むるに先だちて彼の招諭したりし隣境の部族として金史に記るされ、彼等は遼代を通じて契丹に順服したるが如し²⁾。而して統和十九年^{西紀〇〇一}達盧骨古部の來貢したる記事もあれば、此の部族が契丹軍の出征を煩はせりとは思はれず。況んや翩等の征せし女直につきては其の部族名の示されざるに於いてをや。然るに唐初より渤海時代の或る時期までは拂涅、其の後に於いては達盧古と境を接して拉林河の東方阿勒

楚略地方に據れりし鐵利は、統和の末には既に兀惹城に移轉し、又た其の東北に於いて之と境を接せし五國の諸部族は、鐵利の移轉と前後して契丹に朝貢し、各部の名稱も明かに知られしことなれば、太平六年翩等の征せし無名の女直は、鐵利の故地に據りたるものにはあらざるか。此の推測を否認して他に其の住地を覓むるは殆んど不可能なるべし。

然らば契丹をして黃龍府の前面に城堡を設くるの必要を感ぜしめ、且つ攻伐を敢てせしむるに至らしめしは、其の女直の跳梁跋扈を意味するものならざるべからず。されども亦た其の跋扈が松花江と拉林河とを隔つる彼等の住地内に限られたる時、之に對して突然城堡を設置し、而して出征するが如きは蓋しあるべからざることなるべければ、遼史の記載にこそ之を徴するを得ざれ、鐵利の故地に據りたる女直の、太平六年以前混同江内に侵入せしことありしを想はざるを得ず。遼

¹ 東洋學報、第六卷、第一號(大正五年二月)——〔本書所收〕。

² 同上、一〇二頁。本報告頁一七參照——〔本書頁二五〇—二五一及び頁三三參照〕。

史^八卷一興宗本紀重熙九年^四○^四紀一の條に十一月甲子女直侵邊發黃龍府鐵驪軍拒之十二月辛卯以所得女直戶置肅州^原○^今の^北開といへるも上の女直なるべく亦た以て太平年間の事情を遡推すべきに似たり。然らば又た其の女直は土著のものなりしか或は或る他の地方より來りて鐵利の故地を滿たしものなりしか。謂ふに鐵利は唐に通ずること三十年に滿たずして渤海國の版圖に入り百八十餘年にして渤海國の滅亡を見れば直ちに契丹に内附し又た八十年許を経て兀惹城に移れり。一團の部族として斯かる歴史を有する鐵利は渤海の治下にあること久しかりし間其の文化に接觸し又た頗る之を攝取したりしならむ。渤海人と共に我が國に來りしことさへあるをも思ふべきなり。兀惹に代りて其の城に據り據りて直ちに儒書佛像等を要求するに至りしも彼等の生活狀態としては羽化登仙の急激なる變化を意味するものにはあらざるべし。而して余の想像を以てすれば斯くの如くにして二百數十年を経過したりし間には他の社會上の關係と相俟ちて其の文化を直接に享受したるものと然らざるものとの間に階級の差別を生ぜりと覺ぼしくそは恰も渤海國內に於いて治者たる渤海人と被治者たる靺鞨との

區別を生ぜしにも似たりしならむ。果して然らば兀惹城に徙りし鐵利は蓋し阿勒楚喀地方の女直の上流の階級に屬するものにして其の遷徙を敢てしたるも兀惹城に遺存したる渤海の文化を羨望したりし爲めならむが下級に屬する多數の女直は依然として舊土に留まりしが如し。然るに又た此の變動はそれ等の女直の統御者の喪失を意味するものなりしかば彼等は即ち放棄の自由を得是れより往々契丹の境に侵入するに至りしならむ。五國部達盧古部等の如き周圍の部族の移動したる形迹なきによりても斯く想像せざるを得ざるなり。

黃翩の女直を征せし後十一年即ち興宗の重熙六年^西紀一^三七に至りて五國の一なる越里吉部に契丹の節度使の置かれしことは前節に述べたるところの如し。蓋し黃翩の征伐は俘獲の甚だ多かりしが中にも降戶二百七十を得たりといひ阿勒楚喀地方の女直に對して威力を確立したるものなりしに偶興宗の朝に至りて越

¹ 註第一三一を見よ——〔本書、頁一六七、註第一を見よ〕。

² 滿洲歷史地理、卷二、頁四九。

³ 本報告六五—六頁參照——〔本書、頁八四—八五參照〕。

里吉の部民が自ら酋帥の不法を訴へ出でたることは、女直の地方を踏えて遠く三姓の方面にも契丹の勢威を施し得べき好個の機會なりしかば、即ち部酋を罷め、之に代ふるに五國節度使を以てしたりしなるべし。重熙十七年西紀一〇四八の蒲奴里部咸雍五年西紀一〇六九の剖阿里部に對する出兵は、亦た五國部に對して威力を示し、ものにして、道宗本紀の翌々年の條には五國の討伐に戰功を立てたるものとして五國節度使蕭陶蘇幹の名も見えたり。されども其の中間の女直は黃翩の討伐を蒙りたる後重熙九年にも來侵し、彼等の服從關係は契丹をして意を安んぜしむべき程度のものにはあらざりき。遼史卷八地理志に「祥州、瑞聖軍節度、興宗以鐵驪戶置」といひ、同上卷九耶律儼傳に「清寧四年西紀一〇五八一城鴨子混同二水間」といひ、又た地理志に「寧江州、混同軍觀察、清寧中置」と見え、此の祥州の外、咸州、益州等も相並びて黃龍府と賓州（松花江の渡津の南岸）との間に置かれ、耶律儼の築きし城寨は賓州の北方八十里の間を松花江に沿ひて走り、寧江州は其の前面なる大榆樹の附近に置かれしこと、余の「遼代混同江考」に詳説したるところにして、何れも阿勒楚喀方面の女直に對して黃龍府の前面の防禦を目的としたるものならざるべからず。而して以

上述べ來りし此の女直が、天祚の乾統二年西紀一〇二一契丹の叛人蕭海里を執へてより、漸く之を輕んじ、遂に天慶四年西紀一〇四一に至りて寧江州を屠り、忽ち契丹を仆し、生女直なるは、甚だ看易きところ、亦た言を費やすを須ひざるべし。即ち完顏阿骨打を出し、生女直は、鐵利の遷徙以來其の地に跋扈したる土著の女直に外ならざるなり。たゞ生女直に關する金史世紀の所傳の如きは、殆んど信を措き難し。別に一篇を草して仔細に論ずるところあらむとす。

1 此の鐵驪は上文所引の興宗本紀、重熙九年の條に「女直侵邊、發黃龍府鐵驪軍拒之」といへると同部のものなるべく、斯かる地方に鐵利部の存在したるは、阿勒楚喀地方の鐵利の兀惹城に移轉したる當時若くは其の後に於いて、彼等の一部の契丹に投ぜし爲めなるべし。

2 遼史（卷九八）蕭兀納傳。同（卷一〇一）蕭陶蘇幹傳參照。

附 說

麗初の偽鐵利

新羅は半島の一角に餘喘を保ち、高麗後百濟相争ひて後者の勢大いに挫けし時、其の王甄萱は子神劔に逐はれて高麗に投ぜり。こは高麗太祖(王建)の十八年後唐清泰二年、契丹天顯十年、西紀九三五にして、新羅王金傳(敬順王)も亦た來歸せしかば、翌年太祖は後百濟に對して最後の打撃を與へむとし、大軍を率ゐて一善郡北今の慶尚北道善山に次し、神劔の兵と一利川を隔て、陣せり。高麗史二卷太祖世家に其の陣伍を記るし、一條あり。讀みて奇異の感に堪へざるは、文中「大相庾黔弼元尹官茂官憲等領黑水達姑鉄勒諸蕃勁騎九千五百」といへることなり。何を以て然か怪しむかといふに、三國史記五卷甄萱傳に同じ事實を掲げて「黑水鐵利諸道勁騎九千五百爲中軍」といへる如く、鉄勒は即ち鐵利にして、當時彼等は阿勒楚喀地方に居り、黑水は太祖の七年後唐同光二年、契丹天贊三年、西紀九二四より十五年後唐長興三年、契丹天贊七年、西紀九三二まで屢次後唐に朝貢したる三姓以東

の部族にして、共に、松嶽今の開城を都とする高麗を距ること甚だ遠し。而して渤海國の滅びし太祖九年顯元天の前後、渤海人は頻りに高麗に投入し、黑水の後唐に朝貢するを得たるも此の動亂の爲めなれば、渤海の邊疆に住せし上の二部族は、其の道程こそ遙遠なれ、斷じて高麗に通ずることなしといふを得ず。然かも羅末麗初に於いて斯かる事實は一も史籍に傳はらざるに、彼等が太祖の軍に従ひたりといふは甚だ奇ならずや。又た達姑は、其の黑水鐵利と竝べ掲げられたる點に於いて、後なる二部族の李唐に通ぜし當時今の伯都訥の地方に據りたる達姑と同一なるべきを想はしむ。されども達姑は玄宗の開元十一年西紀七二三年達末婁(津田氏)によれば今の哈爾賓の對岸附近と共に朝貢したりといふこと以外、絶えて聞ゆるところなかりし部族なれば、太祖の軍に従ふが如きは斷じてあるべからず。然らば是等の諸蕃が百濟征伐の陣伍に列せりとせらるゝは、軍容の盛んなるを衒ひし浮誇

1 註第一〇四參照——〔本書、頁一三三、註第三參照〕。

2 本報告、頁一二九—一三一參照——〔本書、頁一五五—一五七參照〕。

本報告、頁一八參照——〔本書、頁三四—三五參照〕。

の文字に過ぎざるか、或は別に所以あるか。

さて黒水の名は新羅の末造より史上に見え、三國史記一卷一新羅本紀憲康王十二年唐光啓二年西紀八八六の條に「北鎮奏狄國人入鎮、以片木掛樹而歸、遂取以獻其木、書十五字云、寶露國與黑水國人共向新羅國和通」といへり。津田氏によれば、當時渤海國との境を爲したる新羅の東北の地は麗初、登州と改稱せられし朔庭郡にて、即ち今の安邊咸鏡南道なり。然るに安邊の西方三十鮮里に奉龍驛、同三十五鮮里に瑞谷廢縣あることと東國輿地勝覽卷四九、安邊驛院及古跡都護に見え、高麗史卷八兵志驛站に瑞谷に在りといへる。寶龍の奉龍なるは甚だ明かなれば、羅末の寶露國は之に比定すべきものなるべし。然らば寶露國と共に新羅に通ぜむとしたる黒水國人を以て遠く松花江の下流域に住せし黒水靺鞨と同一視するが如きは固より不可能にて、寶露國の位置より之を推せば彼等は朔庭郡の附近に於いて新羅と境を接せし或る靺鞨部族ならざるべからず。而して一利川の戦に蕃軍を率ゐし庚黔弼と黒水蕃との關係とを攷ふれば、此の推測の不當にあらざること益々明瞭にせらるべし。

高麗史卷九尹瑄傳に曰く、尹瑄鹽州海道延安今黃海道人、爲人沉勇、善韜鈴、初以弓裔誅殺無

厭、慮禍及己、遂率其黨走北邊、聚衆至二千人、居鶻巖城、召黒水蕃衆、久爲邊郡害、及太祖即位、率衆來附、北邊以安と。太祖世家、元年後梁貞明四年、八月の條に「朔方鶻巖城帥尹瑄來歸」とあるは之をいへるにて、王建の弓裔に代りて高麗朝を建てたる當時、北邊の一城鶻巖の附近が黒水と呼ばれし蕃衆の住地なりしを知る。尹瑄來歸の後、鶻巖城に至りて北界を鎮せしは庚黔弼にして、高麗史卷八兵志戊鎮に「太祖三年三月、以北界鶻巖城數爲北狄所侵、命庚黔弼率開定軍三千至鶻巖、於東山築一大城以居、由是北方晏然」と見え、庚黔弼傳同上、卷二にも「太祖以北界鶻巖鎮數爲北狄所侵、會諸將議曰、今南兇未滅、北狄可憂、朕寤寐憂懼、欲遣黔弼鎮之如何、僉曰可、乃命之、黔弼即日率開定軍三千以行至鶻巖、於東山築大城以居、招集北蕃會長三百餘人、酒盛設食饗之、乘其醉脅以威、會長皆服、遂遣使諸部曰、既得爾會長、爾等亦宜來服、於是諸部相率來附者千五百人、又歸被虜三千餘人、由是北方晏然、太祖特加褒獎」といへり。而して茲に所謂諸部の來附は、太祖世家、四年二月に「黒水會長高子羅率百七十人來投」、同四月に「黒水

朝鮮歴史地理、卷一、頁三二六—三三四。高麗史(卷五八)地理志、東界の條、參照。

阿於閒率二百人來投と見えたる事實に相當し、其の庾黔弼は即ち十九年の一利川の戦に黒水以下の諸蕃を率ゐしものなりしなり。北界蕃地の鎮城たりし鶻巖の方位は、高麗史^二卷八兵志鎮戍に「文宗元年正月制霜陰^三○安邊の東鶴浦^四○同^五上六兩縣沿海處設置軍戍以扼蕃賊之衝」とあるに依りても之を察するに難からずして、津田氏が「咸興道の南邊もしくは江原道の北端にして、蓋し鐵嶺山脈の附近なりしなるべし」といへるは固より従ふべけれど、余は少しく範圍を狭めて鐵嶺の關外安邊附近となさむとす。蓋し弓裔は鐵圓^道今の江原を以て都城としたれば、歙谷通川の地方は彼れの領域なりしなるべく、尹瑄の太祖に歸附せし以前蕃衆を致して久しく邊郡の害を爲したりといふは、即ち是等の地方を侵ししものなるべければなり。果して然らば尹瑄竝に庾黔弼の招撫したる黒水蕃の彼の寶露國の如く安邊附近の或る地方に據りたるものなることは頗る明かにして、即ち庾黔弼の統率の下に一利川の戦に参加したる所以なるべし。

次に達姑につきては、太祖世家四年二月の條に上記の黒水來投の記事を承けて「達姑狄百七十一人侵新羅道由登州將軍堅權邀擊大敗之、匹馬無還者、命賜有功者穀

人五十石、新羅王聞之喜遣使來謝」といひ、同じ事實は三國史記^二卷一新羅本紀に「景明王五年二月、靺鞨別部達姑衆來寇北邊、時太祖將堅權鎮朔州、率騎擊大破之、匹馬不還、王喜遣使移書謝於太祖」と記るさる。登州は安邊にして、朔州は江原道春川なれば、達姑も安邊を距ること遠からざる地方の靺鞨の一部族ならざるべからず。然るに一利川の戦には、黒水達姑の外、鐵利も之に参加したりといふ。羅末麗初に於いて鐵利に關する記事は他に所見なけれど、黒水達姑の例より推せば、これも同一方面の蕃衆にして、阿勒楚喀地方の同名の部族と關係なきは、毫も疑ひを容れざるべし。されば羅末麗初の鮮人が黒水達姑鐵利といへるは、中國にこそ朝貢したれ、半島とは何等の關係なかりし遙遠なる部族の名稱を借り來りて、之を東北境の蕃衆

¹ 東國輿地勝覽(卷四九)安邊都護府、古跡。

² 同上、建置沿革。

³ 朝鮮歴史地理、卷二、頁七九。

⁴ 「補註」鶻巖城の所在については大正八年十二月別に一篇を草し、滿鮮地理歴史研究報告、第七冊所載の拙稿「高麗太祖の經略」に附せり。

に與へしもの、宜しく僞字を加へて是れと彼れとを區別すべきなり。

又た按ずるに、三國史記には、靺鞨の百濟及び新羅に侵入したる事實を傳へし記事甚だ多し。然かも此の靺鞨が漢史に見えたるものと關係なきは、時代の相違と地域の懸隔とによりて明かなれば、津田氏は斯かる所傳の起りし理由を考へたり。氏は謂へらく、今の江原道地方に住せし民族は漢魏時代に滅と稱せられ、樂浪、帶方の勢力にも充分歸服せざりしなり。されば百濟、新羅に侵入したる三國史記の靺鞨は、即ち此の滅ならざるべからず。思ふに百濟の史家は漢史によりて江原道地方の住民を滅と記し來りしも、後靺鞨の北方に現はれてより其の勢力の強大なるを見、東北方の異民族を稱するに新に此の語を以てするに至り、從來滅と記ししものをも、亦たかく改めしならんといへり。我邦疆域考^{四卷}の靺鞨考に見えたる丁鏞の説亦た同じければ、左に之を紹介すべし。

鏞案、作史之虛荒鹵莽、莫此若也。靺鞨之名始出於元魏之末、而前漢之時靺鞨已橫行我邦、有是理乎。匈奴侵周、突厥寇漢、蒙古犯唐、天下有此事乎。漢魏之時、百濟處洌水之南、其北有所謂樂浪國者、或漢吏來鎮、或土酋自署、西自平壤、東自春川、金公

富^富之史既言之矣、又其東北之陲、有所謂東沃沮者、安邊、咸興部落相連、漢史、魏志、疆土歷然、金公亦既言之矣、又其北鄙有所謂北沃沮者、或臣服句麗之國、或寓接扶餘之客、槩非無人之境也、又其北界乃接靺鞨、然漢魏之際、但有挹婁、未有靺鞨、靺鞨之作、何其蚤也、若云挹婁來寇、其將涉豆滿、踰磨天、越北沃沮、越南沃沮、跋涉三四千里、乃寇百濟也、偶一來侵、猶不近理、況連年接月、左衝右突、有若三家之村、逐日勃然者、豈理也哉、中國之史、皆當時史臣耳聞目見而記之、故事實無舛、金富軾之史、生於千載之後、追錄千載之前、無恠其荒舛也、金富軾南宋高宗時人也、譬如李綱追作漢書、而班固、范曄之書皆無所傳、則以匈奴爲蒙古之部、以遼東爲夫餘之地、其亦無足恠矣、今詳其文、所謂靺鞨即東沃沮之滅人、漢史所謂不耐滅是也、其謂之靺鞨者、唐宋之際、渤海大氏據我北道三百餘年、渤海者靺鞨也、新羅之人久以北道指爲靺鞨、口慣耳熟、以爲本然、凡其古記有北寇來侵者、悉名之曰靺鞨、而富軾不覈其實、編錄如是也、在前漢時爲不耐滅人、漢魏以降爲沃沮、陳隋之際專屬句麗、唐睿宗以後始